

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 2 年 3 月 4 日（水）

地域福祉課

地域福祉課消費生活協同組合業務室

地域福祉課生活困窮者自立支援室

地域福祉課成年後見制度利用促進室

目 次

重点事項

第1	「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備について （「重層的支援体制整備事業」の創設）	1
第2	ひきこもり支援について （就職氷河期世代支援プログラムを踏まえた施策の推進）	2
第3	生活困窮者自立支援制度の推進について	5
1	就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施（全国の実施率：100%） の推進	5
2	就職氷河期世代への支援強化等の各事業の充実	6
3	生活福祉資金貸付制度について	9
第4	地域福祉の推進等について	10
1	災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業について	10
2	被災者に対する見守り等の支援の推進について	11
3	地域福祉計画について	11
4	民生委員について	13
5	地方改善事業等について	14
第5	成年後見制度の利用促進について	14

連絡事項

第1	「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備について （「重層的支援体制整備事業」の創設）	17
第2	ひきこもり支援について （就職氷河期世代支援プログラムを踏まえた施策の推進）	19
第3	生活困窮者自立支援制度の推進について	29
I	就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施（全国の実施率：100%） の推進	29
II	就職氷河期世代への支援強化等の各事業の充実	36
III	令和2年度予算案について	47
IV	生活福祉資金貸付制度について	53

第4 地域福祉の推進等について	59
1 地域福祉計画について	59
2 民生委員について	60
3 社会福祉協議会について	64
4 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業について	65
5 被災者に対する見守り等の支援の推進について	66
6 寄り添い型相談支援事業について	66
7 いわゆる「社会的孤立」防止対策の推進について	67
8 地方改善事業等について	67
第5 成年後見制度の利用促進等について	75
1 成年後見制度の利用促進について	75
2 日常生活自立支援事業について	80
第6 消費生活協同組合の指導・監督等について	82
1 生協行政の基本的考え方について	82
2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について	82
3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について	83
4 関係法令等の改正について	84
5 災害時の員外利用に係る取扱について	85
6 政治的中立の確保について	86
7 消費生活協同組合(連合会)実態調査について	86
8 プラスチック製買物袋の有料化について	86
9 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について	87
10 令和2年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について	87

参考資料

1	地域共生関連	89
2	ひきこもり支援関連	93
3	生活困窮者自立支援制度関連	100
4	地域福祉の推進関連	128
5	成年後見制度利用促進関連	136
6	消費生活協同組合関連	140
7	令和2年度予算案(地域福祉課)の全体像	142

重 点 事 项

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備について(「重層的支援体制整備事業」の創設)

(1) 現状・課題

○ 「地域共生社会推進検討会」(※)最終とりまとめの公表(令和元年12月26日)

※ 正式名称：地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

→ いわゆる8050世帯や介護と育児のダブルケアなど、個人や世帯が抱える複合化・複雑化した課題に対して、市町村が包括的な支援を進めるため、①本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」、②社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域における多世代の交流を確保する「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に進める新たな事業を創設すべき。

(2) 令和2年度の取組

○ 上記検討会の最終とりまとめを踏まえ、必要な制度改正を検討

→ **社会福祉法等の改正法案の本年の通常国会への提出(令和3年度施行)に向けて検討中。**

○ 地域共生社会の実現に向けたモデル事業の拡充

→ 新事業への円滑な移行のため、令和2年度は新事業により近い形でモデル事業を実施予定。

今年度まで実施してきた地域力強化推進事業や多機関の協働による包括的支援体制構築事業の内容に、新たに狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」等の内容を追加する。

(3) 依頼・連絡事項

○ モデル事業への積極的な取組

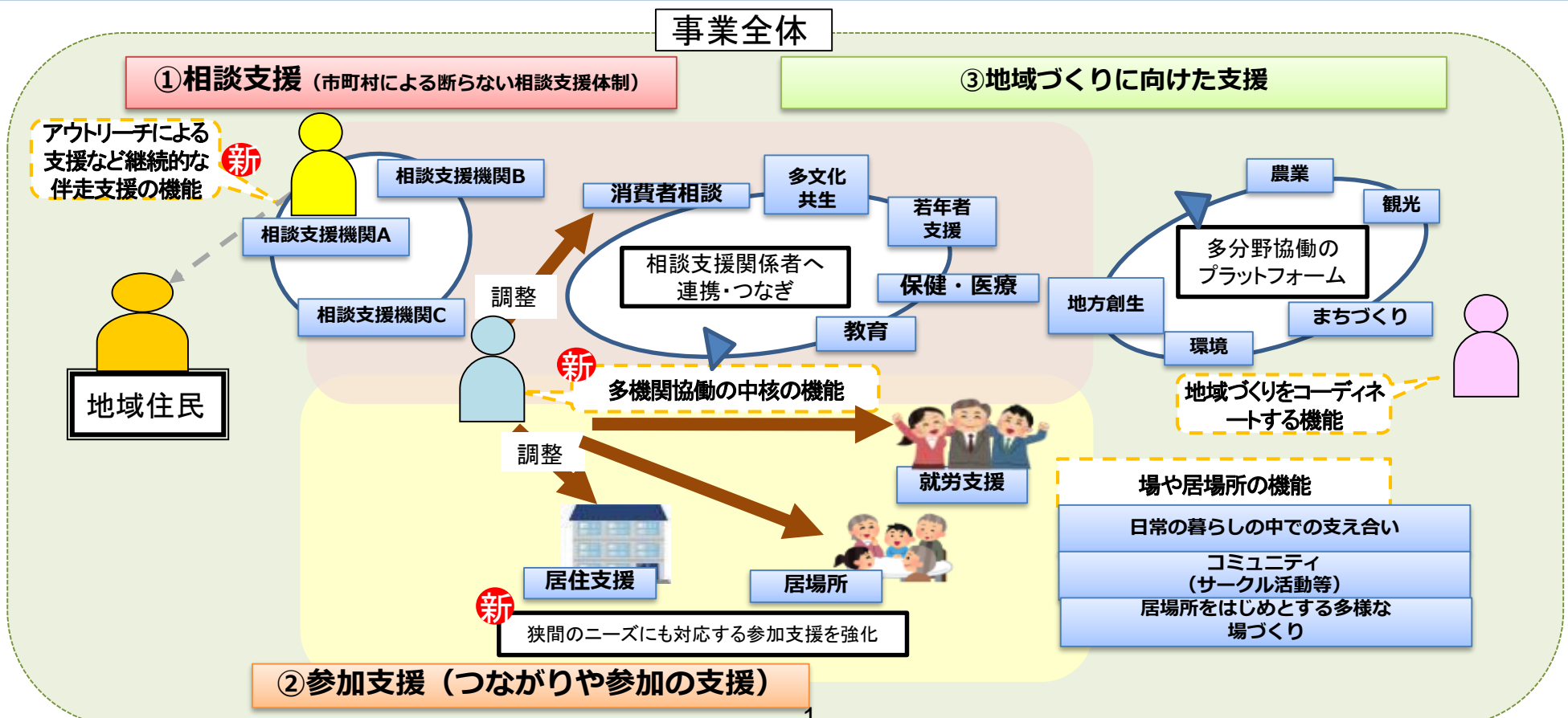
- ・ 令和2年度予算案では、**モデル事業の実施箇所数を令和元年度の200自治体から250自治体に増やす**こととしており、**未実施の自治体においては、積極的に事業に取り組んでいただくことをお願いします。**
- ・ **既にモデル事業に取り組んでいる自治体においては、「参加支援」と「地域づくりに向けた支援」等の内容も合わせて実施いただくようお願いする。**

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

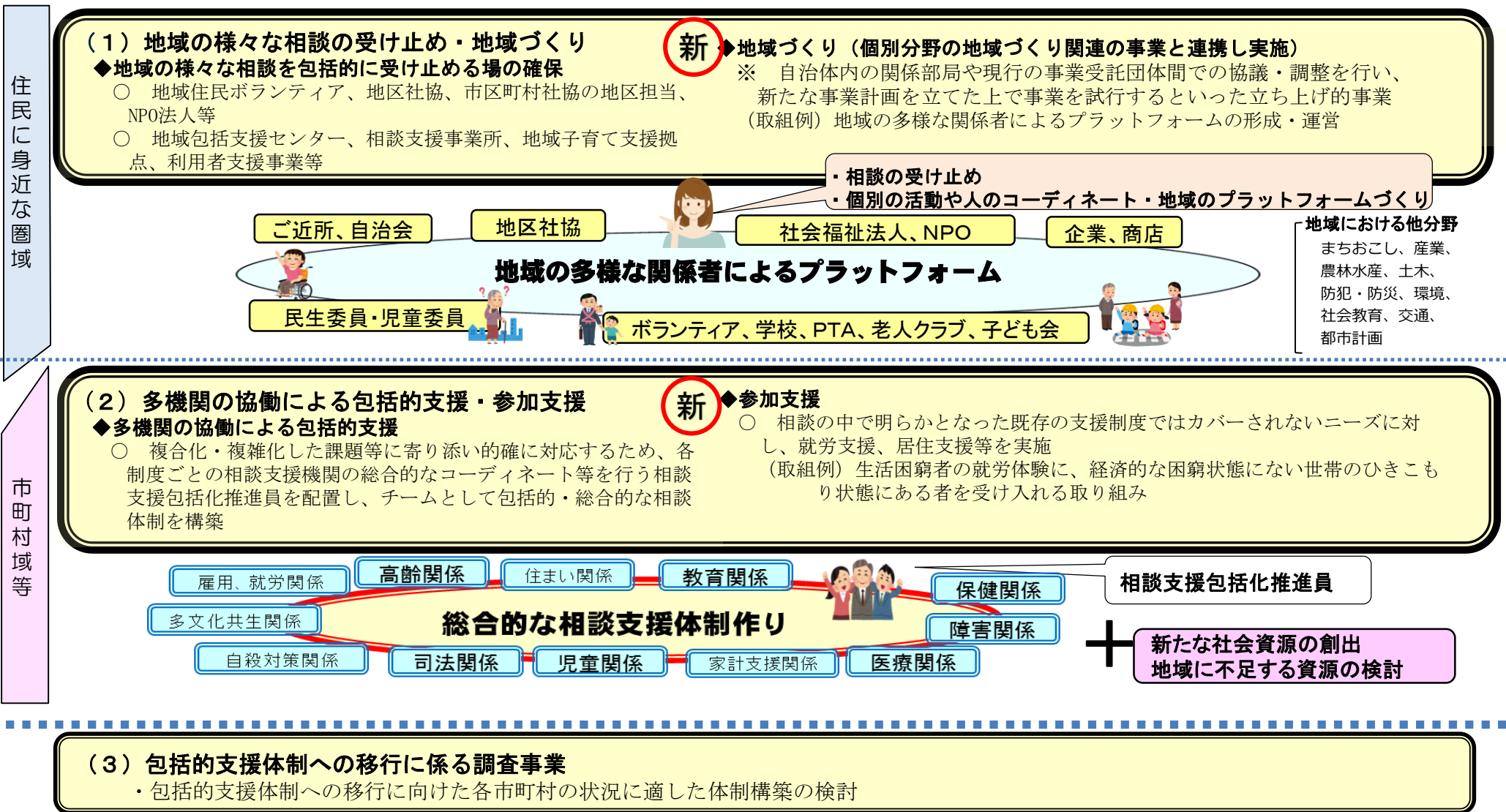
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
- ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
 - ー 事業実施の際には、①～③の支援は全て必須
 - ー 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する。**



相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりの3つの機能を一体的に実施



第2 ひきこもり支援について(就職氷河期世代支援プログラムを踏まえた施策の推進)

(1) 現状・課題

- 平成31年3月の内閣府調査によれば、40歳～64歳のひきこもり状態にある者は61.3万人と推計。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)(令和元年6月21日閣議決定)において、「就職氷河期世代支援プログラム」(以下、支援プログラム)を定め、また、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」(令和元年12月23日)(以下、行動計画)が決定され、その中で、「個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援」に、ひきこもり支援施策が位置づけられている。
- 支援プログラムでは、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な支援が届く体制を構築することを目指す」とされており、昨年8月、自治体に対して、これまで各自治体で実施されたひきこもり状態にある方の実態等に係る調査状況を周知するとともに、支援対象者の実態やニーズの把握の積極的な検討をお願いした。また、行動計画では、都道府県及び市町村において、労働、福祉、経済等の各分野における組織体が一体となったプラットフォームを構築して施策を進めていくこととしており、令和元年度から先行的にモデル実施している愛知県、大阪府、福岡県、熊本県に加えて、令和2年度中に、全都道府県において取組を開始することを目指すとしている。

(2) 令和2年度の取組

- 令和2年度においては、支援プログラム等を踏まえ、適切な支援ができる相談支援体制の構築や、中高年の者に適した支援の充実等を掲げ、以下のとおり、メニューの創設や拡充を行う。
 - ・ 自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員(仮称)の配置(令和元年度予算における前倒し実施も可能)
 - ・ ひきこもり地域支援センターに医療、法律等の多職種から構成されるチームを新たに設置し、市町村支援等を実施
 - ・ 中高年の者も参加しやすくなるような居場所づくりの推進(ひきこもりサポート事業の拡充) など

(3) 依頼・連絡事項

<ひきこもり状態にある方のニーズ等の実態把握及びひきこもり相談窓口の周知広報について>

- ひきこもり状態にある方のニーズ等を明らかにするための実態把握が未実施の自治体においては、実態やニーズ把握の実施をお願いする。
- ひきこもり状態にある方やその家族に、支援に関する情報を確実に届けられるよう、相談窓口を明確化した上で、窓口に関する周知広報をお願いする。
- これらの実態把握や広報に係る費用への財政支援を令和元年度補正予算により実施しているため、本事業の追加協議を希望する自治体は、ご相談いただきたい。

<都道府県プラットフォーム及び市町村プラットフォームの構築について>

- 都道府県の福祉部局におかれては、労働局や都道府県の労働部局と十分連携の上、都道府県プラットフォーム構築に向けた取組に積極的に参画いただくとともに、市町村プラットフォームの構築促進のため、管内市町村へのご支援をお願いする。
- 市町村におかれては、支援関係機関等を構成員としたプラットフォームを構築することを通じて、関係者や当事者のニーズを踏まえた支援を実施いただくよう、お願いします。
- 都道府県及び市町村におかれては、プラットフォームが、福祉行政と労働行政の連携はもとより、経済団体をはじめ、民間支援団体、ひきこもりの当事者団体・家族会など、官民の枠組みを超えた多機関連携・多職種協働のネットワークとなるよう、多様な団体に対して参画を呼び掛けられたい。
- 令和2年度予算案においては、市町村プラットフォームの構築に必要な予算も含め、ひきこもり支援施策、生活困窮者自立支援施策を拡充しているため、これらの積極的な活用をお願いする。

1. 基本的な考え方

- 市町村レベルでは、個別ケースの具体的な支援プランの作成のために関係者が集う会議体（支援調整会議）等が開催されており、こうした**既存の会議体等を十分に活用**する。

※ 既存の会議体等の在り方は各自治体で、その必要性に応じ、構成メンバー、開催頻度等において様々な形態があり、特定の会議体をベースにすることを前提とする事や、機械的な運用ルールを定めることは、設置そのものが目的化し、会議体等が機能しない自体を招く恐れがあることに留意。ただし、自治体における円滑な実施を支援する観点から、一定の考え方や、目安となる基本的な構成メンバー等は示す必要がある。

※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しい会議体等を構築する。

- 市町村プラットフォームの役割は、以下のようなものが考えられる。

- ① **既存の会議体等の役割を念頭に、様々な関係機関のネットワークを活用して、個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関して情報共有や、当該地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つこと**
- ② **上記機能を高めるため、都道府県プラットフォームに対し、都道府県プラットフォームがつながりを持つ経済団体やハローワーク、サポステ等との関係構築のためのつなぎ、都道府県内の他の市町村等の事例の共有、つながり作りの支援等の要請を求めること**

2. 実施要件

(1) プラットフォームの運営を通じたネットワークの構築について

- 以下の主体とのネットワーク（※）が構築できるようにプラットフォームを運営すること（令和元年5月29日「厚生労働省就職氷河期支援プラン」参照）。その他必要と考えられる主体ともネットワークが構築できるように努めること。

（※）各機関担当者が相互に適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性をいう。

- ・ 自立相談支援機関、就労準備支援機関
- ・ 地域若者サポートステーション
- ・ ハローワーク
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 経済団体、地元の中小企業
- ・ ひきこもり地域支援センター
- ・ ひきこもり家族会、当事者会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員
- ・ 保健所・保健センター
- ・ 地域の広報媒体

(2) 実施方法について

- 市町村プラットフォームの運営手法については指定しないこととするが、必ずしも全ての主体を集めて会議する必要はなく、各機関担当者が相互に適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。
- 市町村プラットフォーム設置に当たっては、都道府県プラットフォームとの連絡調整等を円滑にする観点から、市町村において市町村プラットフォームを運営する事務局（担当部局）を定めること。
- 運営にあたっては、市町村レベルの既存の会議体（支援会議、個別事案に係る支援調整会議、地域ケア会議等）において築かれたネットワークを活用して差し支えないこと。

※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しいネットワークを構築すること。

※ 圏域としては市レベルを基本とし、町村については既存会議体の在り方を踏まえて柔軟に対応すること。

(3) 都道府県プラットフォームとの連携について

- 市町村プラットフォームの事務局は、都道府県プラットフォームを主催する労働局の担当者及び市町村事業を統括する都道府県福祉部局の担当者と適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。

第3 生活困窮者自立支援制度の推進について

1 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施(全国の実施率:100%)の推進

(1) 現状・課題

- 生活困窮者自立支援制度では、平成30年に法改正を行い、任意事業である就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施の努力義務化等を行い、特に、令和元年度～3年度の3年間を集中実施期間として、就労準備支援事業等の完全実施(全国の実施率:100%)を目指すこととしている。
- 令和元年度時点の実施状況を見ると、次のように都道府県でばらつきがみられる。
 - ・ 就労準備支援事業では、県内で実施率が80%以上である県が7県、30%以下である県が9県
 - ・ 家計改善支援事業では、県内で実施率が80%以上である県が8県、30%以下である県が9県
 - ・ 都道府県では、就労準備支援事業で6県、家計改善支援事業で7県が未実施

(2) 令和2年度の取組

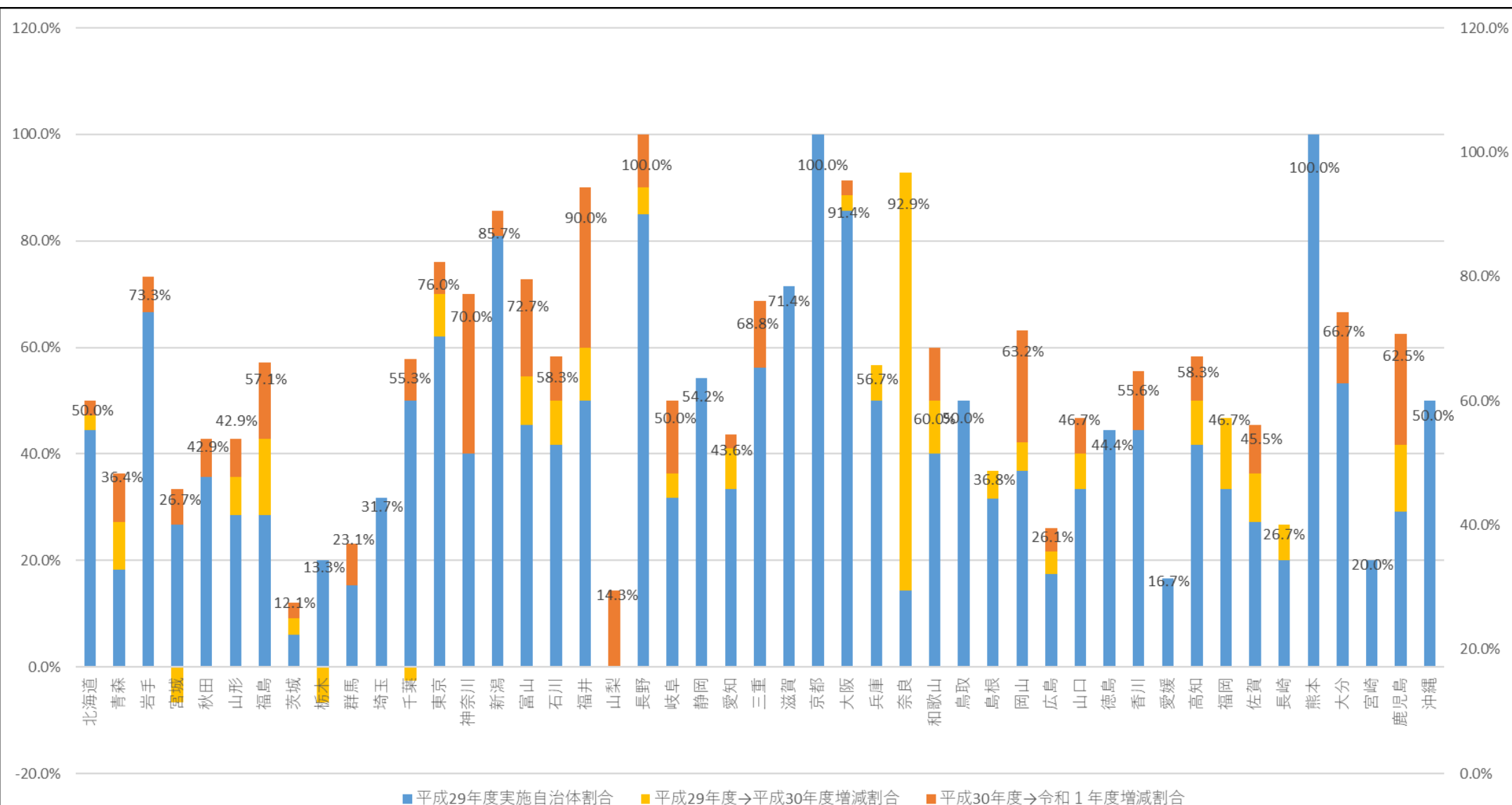
- 国による自治体支援を実施する中で、**集中実施期間の2年目に当たることを踏まえ、都道府県による未実施自治体に対する具体的な支援の強化と、特に、重点的な対応を依頼したい都道府県への厚生労働省による支援を進めること**としている。

(3) 依頼・連絡事項

- 就労準備支援事業等が未実施の自治体にあつては、引き続き、事業の実施に向けた取組を進めるとともに、必要に応じて、**専門スタッフの派遣によるコンサルティング支援や、広域実施にかかるモデル事業への国庫補助についても利用を検討していただきたい。**
- **都道府県においては、広域自治体として、管内の未実施自治体の実施に至るまでに必要な対応と工程の整理や進捗把握と必要な助言を個別に行っていただく**など、具体的な支援を強化していただきたい。
- **また、厚生労働省としては、特に、実施自治体の増加に向けた支援の強化をお願いしたい都道府県を選定し、重点的な支援を行っていくこととしているので、選定された都道府県については、ご協力をお願いする。**

就労準備支援事業の都道府県別実施状況

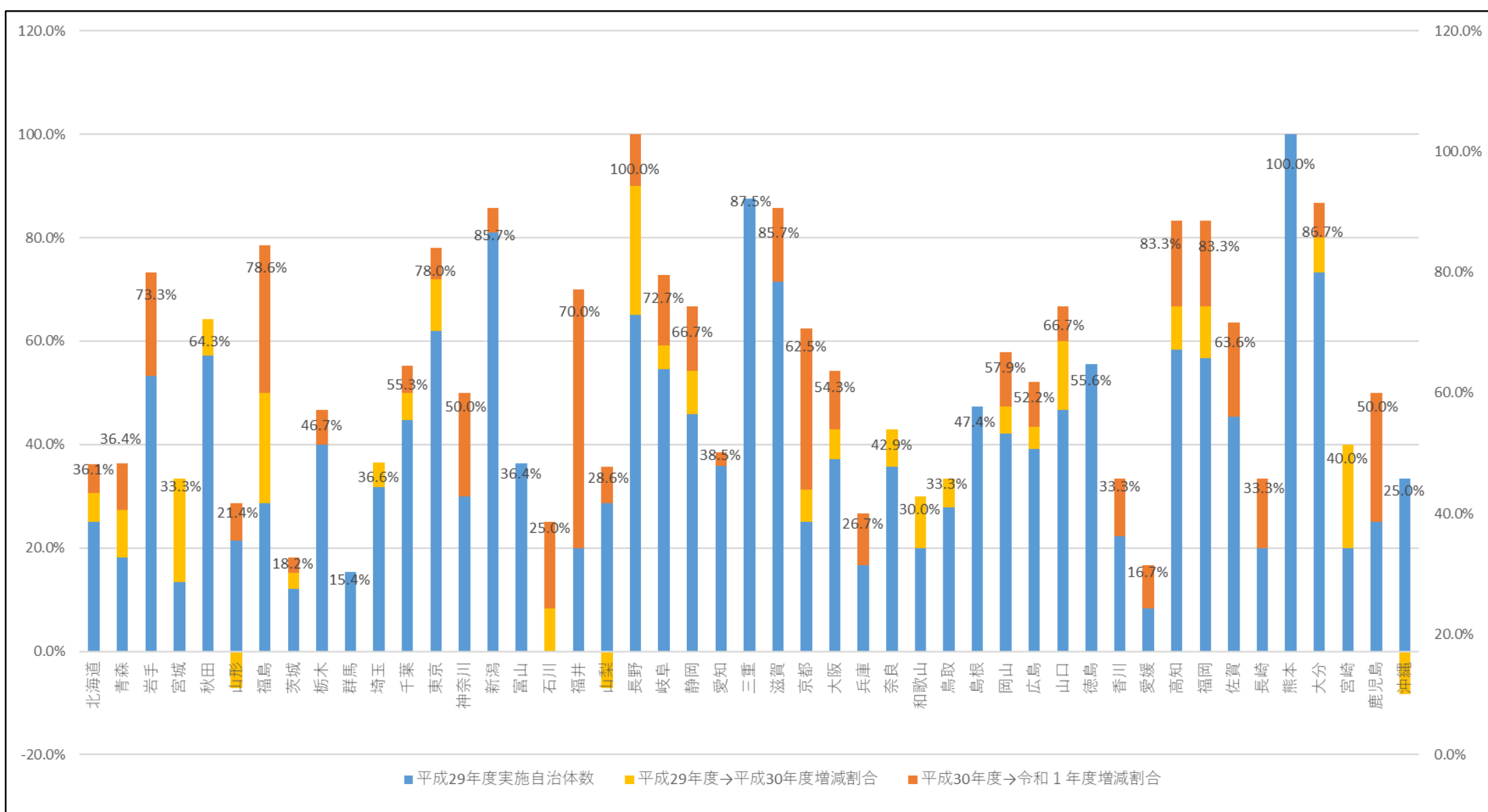
(管内自治体のうち、当該事業を実施している自治体の割合)



※ データ出典)生活困窮者自立支援事業支援実績(統計システム集計結果)(令和元年度は7月1日現在)。

家計改善支援事業の都道府県別実施状況

(管内自治体のうち、当該事業を実施している自治体の割合)



※ データ出典)生活困窮者自立支援事業支援実績(統計システム集計結果)(令和元年度は7月1日現在)。

2 就職氷河期世代への支援強化等の各事業の充実

(1) 現状・課題

- 政府において「就職氷河期世代支援プログラム」が策定されるなど、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方等を対象とした、一人ひとりの状況をきめ細かく対応するための体制強化と支援の充実が求められている。
- また、平成30年の生活困窮者自立支援法の改正を通じて、地域居住支援や、子どもの生活習慣・育成環境の改善の取組強化を進めてきた。

(2) 令和2年度の取組

- 前述の就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施(全国の実施率:100%)を推進するとともに、**自立相談支援や就労支援の機能強化等**を進める。
- 具体的には、**ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況をきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していくため、次の取組を新たに実施する。**
 - ・ **アウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化**
 - ・ **広域での就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進**

(3) 依頼・連絡事項

- 広域実施等による就労準備支援事業等の実施促進、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化、就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等について、**国による財政支援の活用も検討しつつ、取組を進めていただきたい。**
- また、**地域居住支援や子どもの生活・育成環境の改善の取組**について、**各自治体の取組事例を参考として、取組の実施及び内容の充実を図られたい。**

生活困窮者自立支援制度の推進(令和2年度予算案)

- 令和元年4月に全面施行された生活困窮者自立支援法の着実な実施が必要。
- 生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況をきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要。
- このため、令和2年度予算案において、就労準備支援事業等の実施体制の整備促進や事業内容の強化など、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正生活困窮者自立支援法に基づく機能強化等 <ul style="list-style-type: none"> ー 改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた、任意事業の全国の実施の促進 ー ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都道府県が関与した広域実施や市同士の連携による広域実施の促進を図るための事業(モデル事業)の創設【5.8億円】 ② 自立相談支援や就労支援の機能強化等(事業内容の強化) <ul style="list-style-type: none"> ア. アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化【31.7億円】 イ. 就労支援の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域での就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進(都道府県事業)【3.3億円】 ・ 就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正)) ・ 農業分野等との連携強化事業(就労体験や訓練の場の情報収集・マッチング)の創設(国事業)【1.0億円】 ウ. 子どもの学習・生活支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援会場の設置促進【5.0億円】 <p>※ 上記の他、地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化を行う。 また、令和元年度補正予算において、働きながら国家資格の取得等のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。</p>
<p>R 2年度予算案 487.1億円 (R元年度予算額 438.2億円)</p>	
<p>(参考) 令和元年度補正予算案 技能習得期間における生活福祉資金貸付の推進 12.4億円</p>	

就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和2年度予算案 5.8億円

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

補助率：10/10

事業の概要等

実施形態

- 市同士の連携による広域実施(取組例：加西市等)
- 都道府県が関与した広域実施(取組例：熊本県、大阪府等)

モデル箇所数

- 30箇所程度

事業内容

- ア 自治体を越えた連携自治体内における広域支援の実施(広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等)
- イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
- ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援 等

[参考] 任意事業を実施しない理由(平成30年度実施状況調査)

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

補助率：10/10

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

- ア) アウトリーチの充実
 - 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
 - アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
 - 具体的には、アウトリーチの充実として、
 - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
 - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施等
- イ) 相談へのアクセスの向上
 - アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。（なお、令和元年度当初予算における前倒し実施も可能とする。）

就労支援の機能強化（都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング）

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

補助率：10/10

就労支援の機能強化①（都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング）

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

※ 就労準備支援事業の利用期間は1年とされている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が存在することから、まずは多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、例外的に1年を超えて利用できることを明確化する。（省令改正）

3 生活福祉資金貸付制度について

(1) 現状・課題

- 貸付金の適切な債権管理事務の実施を促す観点から、令和元年度から、都道府県社会福祉協議会が行う償還の取組や債権の回収業務に係る体制を適切に評価する仕組み(加算)を設け、制度の安定的な運営を目指している。
令和元年度は、債権回収の体制と取組のそれぞれを評価する加算について、両取組が未実施の都道府県が55.3%であった。
- また、就職氷河期世代の方に対する支援の強化の観点から、貸付メニューの充実が求められている。

(2) 令和2年度の取組

- 就職氷河期世代の方への活躍支援の充実を図る観点から、国家資格(栄養士、調理師等)の取得等のために長期訓練期間中における生計を維持するための貸付を通じた支援を行うための「長期訓練生計費」を創設する。
- 長期訓練生計費は、市町村個人住民税が非課税の者であって、自立相談支援機関による支援(プラン作成や就労支援)を受ける者を対象とし、据え置き期間を養成課程の修了時点から6月以内とする等のメニューである。
- なお、本貸付の実施に当たり必要となる原資や生活福祉資金業務システムの改修費については、国庫補助を予定している。

(3) 依頼・連絡事項

- 都道府県においては、長期訓練生計費の創設に係るシステム改修のための予算措置を行っていただきたい。なお、システム改修に加え、生活福祉資金業務システムは、システム及び機器の更新が必要となるので、あわせて対応に遺漏なきようお願いする。
- また、各都道府県社会福祉協議会と協議の上、債権回収のための体制整備や取組を進めていただきたい。

技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

令和2年度予算案：2.2億円

令和元年度補正予算案：12.4億円

【要旨】

- 就職氷河期世代支援として、福祉資金(※)の貸付を行う新しいメニューの創設により、訓練期間中の生計を維持するための貸付を行うために必要な経費について補助を行う。
※ 福祉資金(福祉費)：技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

【事業内容】

- 対象者は、市町村個人住民税非課税であって、国家資格等の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者(支援プランに本貸付が位置づけられる者)とし、貸付金の据置期間を養成課程修了後6ヶ月以内(従来の貸付では、貸付の日から6ヶ月以内)に緩和する。

	現行の福祉資金(福祉費)	新たなメニュー
対象者	低所得者(市町村民税非課税世帯相当)、高齢者世帯、障害者世帯	次のいずれにも該当する者 ①市町村個人住民税非課税の者 ②国家資格を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援(プラン作成、就労支援)を受ける者
貸付上限額の目安	技能を習得する期間ごとに設定。 ① 6月程度 130万円 ② 1年程度 220万円 ③ 2年程度 400万円 ④ 3年以内 580万円	左記同様
据置期間	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6ヶ月以内	養成課程修了時点から6ヶ月以内
償還期限	8年	左記同様
貸付利子	① 保証人ありの場合：無利子 ② 保証人なしの場合：年1.5%	左記同様
保証人	原則必要(ただし、保証人なしでも貸付可)	左記同様
申込先	民生委員又は民生委員協議会(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)	民生委員又は民生委員協議会もしくは自立相談支援機関(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)

【実施主体】

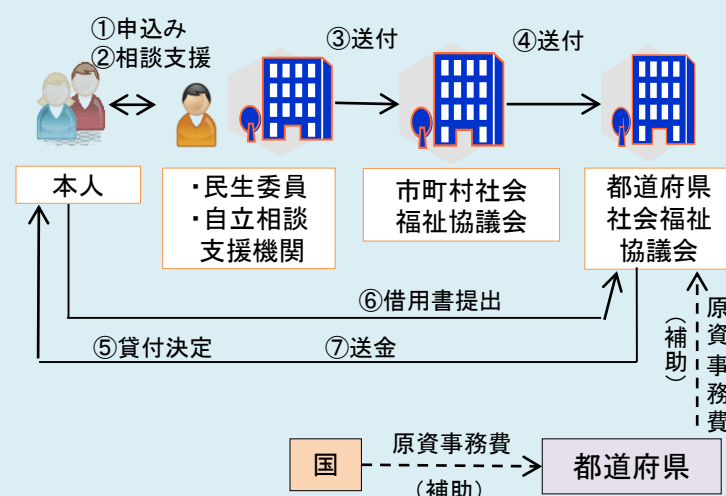
各都道府県社会福祉協議会

【所要額】

○令和2年度予算案：2.2億円
・PC、サーバ等経費(補助率1/2)

○令和元年度補正予算案：12.4億円
・貸付原資の積み増し(補助率2/3) 9.0億円
・システム改修費(補助率10/10) 3.4億円

【事業スキーム】



生活福祉資金貸付事業の補助体系

- ◇ 各都道府県社協が債権回収強化のための取組を地域の実情や特性に応じて、柔軟かつ効果的に実施できるよう、
 - ① 各都道府県社協における債権回収にかかる業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、**債権回収業務に従事する職員を配置する場合**（『債権回収体制整備加算』）、
 - ② 既存システムの改修や弁護士、民間会社のノウハウを活用するなど**債権回収業務を効果的・効率的に行うための取組を実施する場合**（『債権回収取組強化加算』）、
 それぞれ**500万円**を現行の基本事業費（1,000万円）に加算

（参考）都道府県社協に対する事務費の補助基準額の加算体系図（案）

出来高加算

・貸付件数1件あたり **+2.6万円** ・償還件数（通常債権）1件あたり **+2.6万円** ・償還件数（不良債権）1件あたり **+5.2万円**

◆債権回収体制整備加算

+500万円

（対象経費の例）

- ◇ 債権回収に関する業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、債権回収専任の職員の配置
- ◇ 金融機関OBなど債権回収に知見を有する職員の配置など



◆債権回収取組強化加算

+500万円

（対象経費の例）

- ◇ 債権回収強化のための現行システムの改修（名寄せ機能やアラート機能の強化、滞納者情報の充実）
- ◇ 顧問弁護士との日常的な相談体制の確立
- ◇ 弁護士委任による効率的な債権回収の実施
- ◇ 専門的な知識や経験を有する一般民間事業者等への業務委託
- ◇ 市区町村社協職員に対する債権管理に関する研修の実施など



基本事業費（1,000万円）

（対象経費）職員俸給、諸手当等、社会保険事業主負担金、旅費、諸謝金、需用費（備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金）、委託料、負担金

第4 地域福祉の推進等について

1 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業について

（1）現状・課題

- 昨今、多発する自然災害への対応状況から、災害ボランティア活動は被災地の復旧・復興に不可欠であるとの考えが広く認識されつつある。このため、災害時において社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として、令和2年度においては、以下の取組を推進する。

（2）令和2年度の取組

- ① 全国社会福祉協議会の研修において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、研修の実施回数を増やし、都道府県（都道府県社会福祉協議会）における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（仮称）を創設し、**都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。**
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、**都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力を得るなどして、平時に災害ボランティアセンターの設置運営の実地訓練等を行う。**

※ 上記②及び③の事業は、補助事業者を都道府県又は市町村とし、間接補助事業者を都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会とする。

（3）依頼・連絡事項

本事業は、上記のように**3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、効果的な取組になると考えられることから、特に都道府県におかれては、本事業の活用により、管内市町村における災害ボランティアの環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。**

2 被災者に対する見守り等の支援の推進について

(1) 現状・課題

- 東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風第19号等により応急仮設住宅等に入居する被災者に対して、引き続き、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を実施していくことが必要。

(2) 令和2年度の取組

- 大規模災害時には、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、発災時に自治体が速やかに事業実施できる仕組みとしているので、必要に応じて本事業の活用を検討いただきたい。
あわせて、本事業を実施する際には、効果的な取組が可能となるよう、関連施策とも密接に連携し、一般施策による支援での対応を検討願いたい。
- また、本事業終了後においては、支援体制構築のため、民生委員・児童委員による見守りや生活困窮者自立支援制度等による支援など、一般施策による支援へ移行していくことを十分に検討いただきたい。

(3) 依頼・連絡事項

- 被災者見守り・相談支援事業については、大規模災害発生時に自治体が速やかに事業実施できる仕組みとしている。大規模災害発生時には、必要に応じて本事業の活用を検討いただきたい。

3 地域福祉計画について

(1) 現状・課題

- 平成30年4月1日施行の改正社会福祉法により、計画に盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加し、計画の策定を努力義務化。
- 「市町村地域福祉計画」は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。(H31.4.1現在策定済:1,364市町村(策定率78.3%))
- 「都道府県地域福祉支援計画」は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。(H31.4.1現在策定済:45都道府県(策定率95.7%)(未策定の自治体については、令和2年度を初年度とする支援計画を策定予定。))

(2) 依頼・連絡事項

- 平成30年4月から施行されている改正社会福祉法により、地域福祉(支援)計画の策定は努力義務化されており、未策定の自治体におかれては、地域福祉(支援)計画の策定に努められたい。
- また、社会福祉法第10条第1項において、地域福祉(支援)計画に盛り込むべき事項として5項目(①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合))が掲げられている中、社会福祉法が定める地域福祉計画として認められるためには、これらの5項目の全てを定めることが必要であり、全てを定めていない自治体においては、記載内容を追加されたい。
- 都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。
- 地域福祉(支援)計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているが、本年も調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象:1741市町村
- 回答数 :1741市町村(回収率100%)
- 調査時点:平成31年4月1日現在

II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

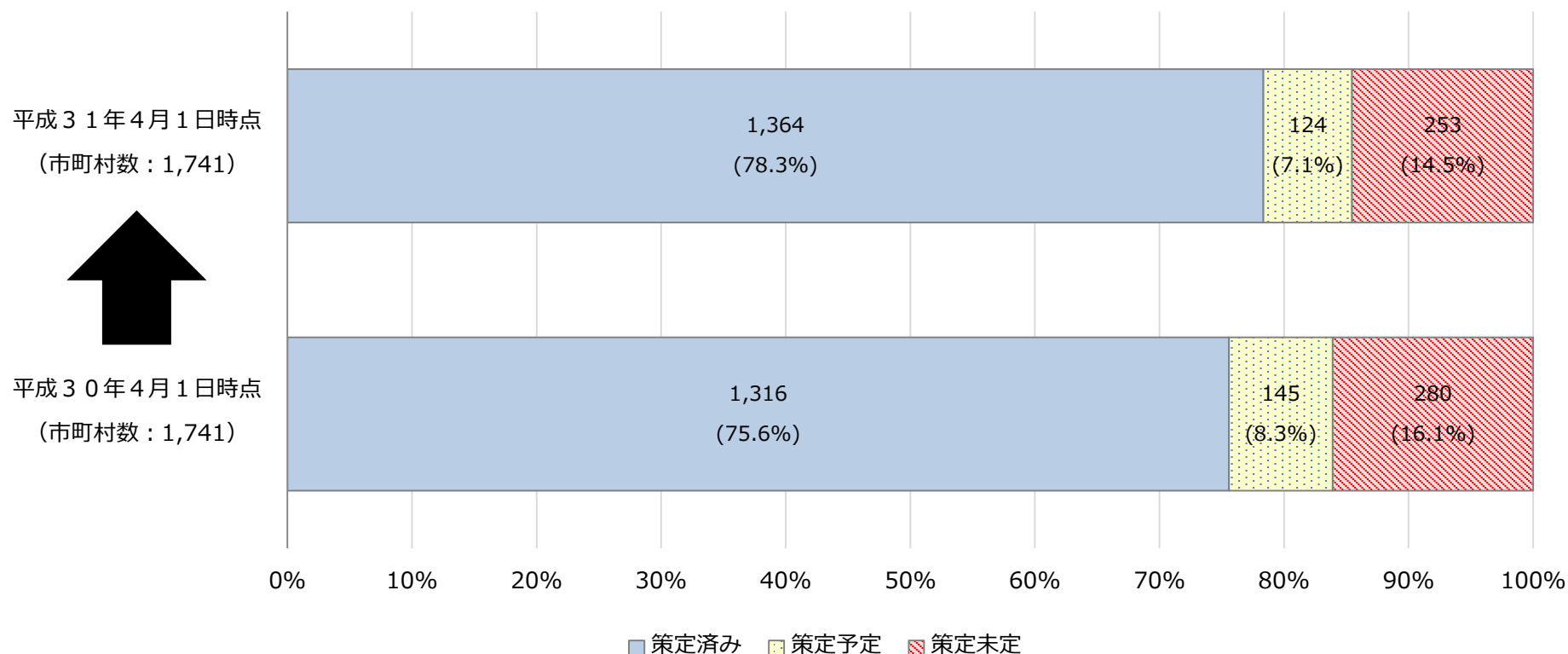
【調査の概要】

- 調査対象:47都道府県
- 回答数:47都道府県(回収率100%)
- 調査時点:平成31年4月1日現在

<市町村地域福祉計画の策定状況>

- 全1,741市町村のうち、「策定済み」が1,364市町村(78.3%)となり、前回調査と比較して2.7ポイント増加した。

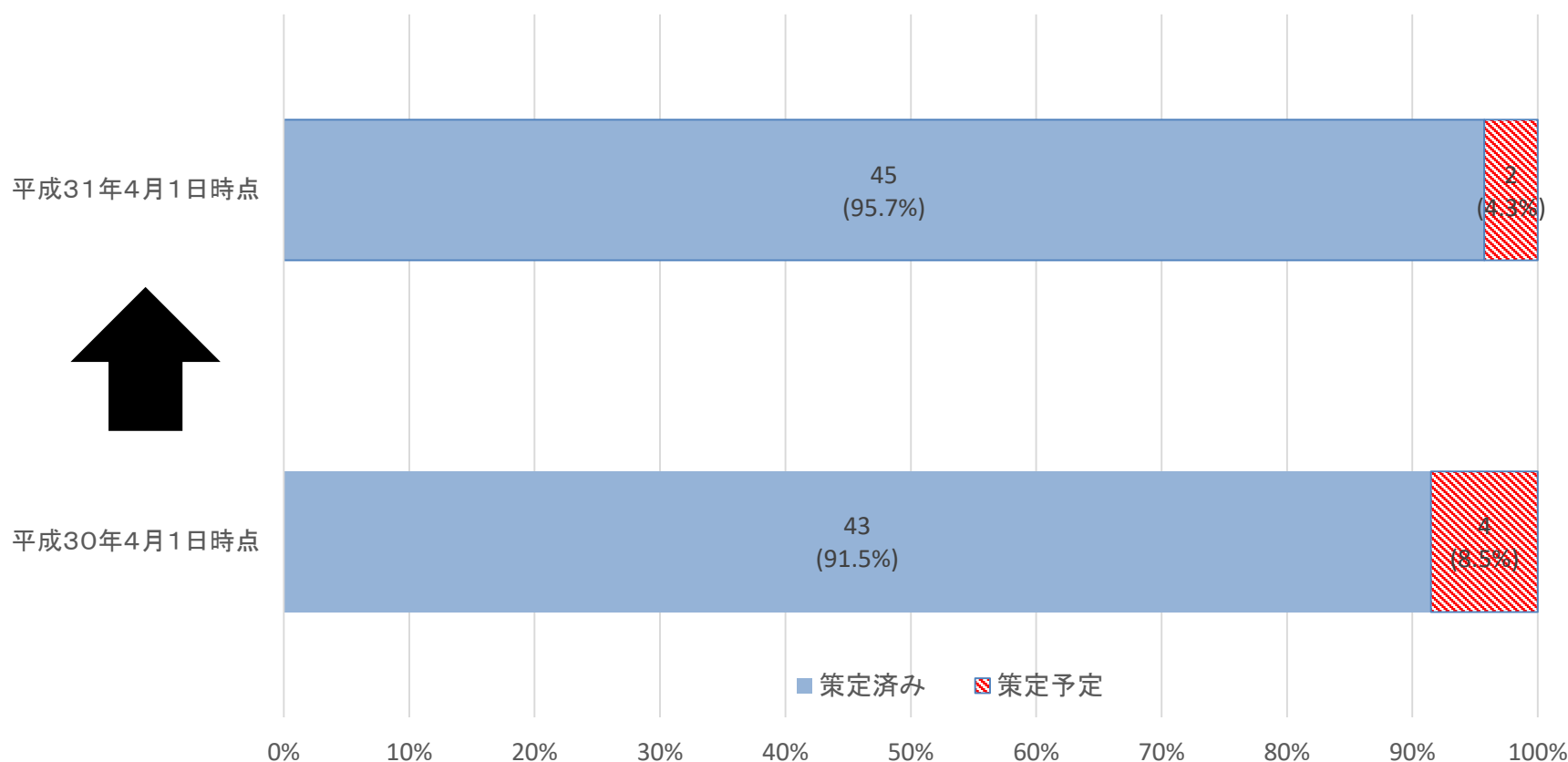
市町村(東京都特別区を含む)の地域福祉計画策定状況



<都道府県地域福祉支援計画の策定状況>

- 「策定済み」は45都道府県(95.7%)となり、「策定予定」が2県(4.3%)となっている。

47都道府県の回答



4 民生委員について

(1) 民生委員の一斉改選

- 令和元年12月1日に3年に1度の民生委員・児童委員の一斉改選が行われたが、改選結果は次のとおりとなっている。

	令和元年度	前回(平成28年度)
定数	239,682人	238,352人
委嘱数	228,206人	229,541人

※委嘱数のうち新任委員71,747人、再任委員156,459人

- 改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。
- **改選時において、民生委員の欠員が生じている自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなど民生委員の確保に向けた取組を行うようお願いする。**

(2) 民生委員の活動環境の整備等

- 民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、民生委員等活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度から、次のとおり拡充を行う。各自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

	令和2年度(案)
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 250,000円

- 民生委員活動を推進していく上で、地区担当の民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について住民に周知することは重要であり、かつ、民生委員制度に関する理解を深めていただくことは将来のなり手の確保にも資するものと考えられる。このため、**各自治体におかれても、民生委員制度の一層の普及啓発に特段の配慮をお願いする。**
- 今回の一斉改選に伴い、全体の約3割の方が新たに民生委員として委嘱されている現状を踏まえ、**各自治体においては、引き続き、民生委員が円滑に活動できるよう必要な研修の企画、実施を計画的かつ重点的に行うようお願いする。**また、研修の企画、実施にあたっては、**活動に影響のある新たな施策や社会的課題等について確実に内容に盛り込むとともに、学習ツール等の活用により、効果的な研修となるようお願いする。**
- 民生委員活動の住民に対する理解促進や民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、一部の自治体においては、独自に「民生委員協力員」の設置や「子ども民生委員」の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討いただきたい。

令和元年度民生委員・児童委員の一斉改選結果

NO	都道府県	定数(人)	委嘱数(人)
1	北海道	8,478	8,106
2	青森県	2,247	2,083
3	岩手県	3,179	3,026
4	宮城県	3,092	2,915
5	秋田県	2,680	2,550
6	山形県	2,429	2,306
7	福島県	2,946	2,890
8	茨城県	5,291	5,140
9	栃木県	3,136	3,024
10	群馬県	2,783	2,735
11	埼玉県	8,012	7,506
12	千葉県	6,389	6,018
13	東京都	10,361	9,488
14	神奈川県	4,055	3,818
15	新潟県	3,502	3,364
16	富山県	1,679	1,679
17	石川県	2,020	2,013
18	福井県	1,366	1,328
19	山梨県	2,078	2,042
20	長野県	4,399	4,317
21	岐阜県	3,655	3,625
22	静岡県	4,397	4,257
23	愛知県	5,857	5,779
24	三重県	4,236	4,002
25	滋賀県	2,723	2,591
26	京都府	2,870	2,774
27	大阪府	5,098	4,675
28	兵庫県	4,815	4,569
29	奈良県	2,280	2,215
30	和歌山県	1,966	1,886
31	鳥取県	1,173	1,134
32	島根県	1,776	1,731
33	岡山県	2,356	2,318
34	広島県	2,540	2,403
35	山口県	3,078	3,006
36	徳島県	2,020	2,010
37	香川県	1,341	1,327
38	愛媛県	2,647	2,643
39	高知県	1,741	1,645
40	福岡県	4,619	4,378
41	佐賀県	2,141	2,093
42	長崎県	1,994	1,906
43	熊本県	2,788	2,682
44	大分県	2,088	2,032
45	宮崎県	1,874	1,765
46	鹿児島県	3,155	2,937
47	沖縄県	1,963	1,526
小計		157,313	150,257

(注)指定都市・中核市を含まない。

<改選結果>

○ 定数：239,682人

※平成28年(前回改選時)238,352人

○ 委嘱数：228,206人

※平成28年(前回改選時)229,541人

うち新任委員 71,747人(31.4%)

再任委員 156,459人(68.6%)

※全国の民生委員・児童委員について、令和元年11月30日に3年間の任期が終了し、同年12月1日に一斉に改選(厚生労働大臣委嘱)された。

NO	指定都市	定数(人)	委嘱数(人)
48	札幌市	2,970	2,833
49	仙台市	1,618	1,521
50	さいたま市	1,458	1,372
51	千葉市	1,520	1,421
52	横浜市	4,717	4,359
53	川崎市	1,813	1,479
54	相模原市	933	872
55	新潟市	1,375	1,282
56	静岡市	1,196	1,144
57	浜松市	1,345	1,309
58	名古屋市	4,449	4,239
59	京都市	2,728	2,724
60	大阪市	4,239	3,993
61	堺市	1,169	1,113
62	神戸市	2,571	2,385
63	岡山市	1,242	1,158
64	広島市	1,985	1,836
65	北九州市	1,591	1,526
66	福岡市	2,522	2,345
67	熊本市	1,466	1,319
小計		42,907	40,230

NO	中核市	定数(人)	委嘱数(人)
68	函館市	710	704
69	旭川市	782	774
70	青森市	658	612
71	八戸市	530	490
72	盛岡市	595	576
73	秋田市	714	675
74	山形市	495	475
75	福島市	593	580
76	郡山市	623	605
77	いわき市	678	640
78	宇都宮市	825	811
79	前橋市	679	654
80	高崎市	716	704
81	川越市	510	473
82	川口市	633	588
83	越谷市	453	415
84	船橋市	789	727
85	柏市	577	501
86	八王子市	453	442
87	横須賀市	584	547
88	富山市	885	880
89	金沢市	1,125	1,118
90	福井市	504	492
91	甲府市	453	453
92	長野市	875	860
93	岐阜市	897	876
94	豊橋市	555	550
95	豊田市	607	599
96	岡崎市	570	567
97	大津市	657	654
98	高槻市	549	500
99	東大阪市	826	796
100	豊中市	600	555
101	枚方市	545	465
102	八尾市	412	386
103	寝屋川市	355	321
104	姫路市	932	919
105	西宮市	731	644
106	尼崎市	857	776
107	明石市	411	397
108	奈良市	771	738
109	和歌山市	731	710
110	鳥取市	516	481
111	松江市	503	484
112	倉敷市	790	767
113	呉市	633	615
114	福山市	887	863
115	下関市	693	673
116	高松市	873	859
117	松山市	1,002	994
118	高知市	745	675
119	久留米市	580	558
120	長崎市	1,012	956
121	佐世保市	628	605
122	大分市	886	860
123	宮崎市	743	689
124	鹿児島市	1,067	1,042
125	那覇市	459	349
小計		39,462	37,719

5 地方改善事業等について

(1) 現状・課題

- 隣保館は、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種の事業を行っている。隣保館の多くは、昭和30年から50年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多いことから、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成30年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に隣保館の耐震化対策等について盛り込み、改築や大規模修繕等による耐震化整備等（令和2年度までの3カ年）を集中的に進めていくこととしている。
- 平成31年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。）が交付されたところ。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。

(2) 依頼・連絡事項

- 令和2年度予算案における地方改善施設整備費補助金においては、3か年緊急対策を含む総額14.8億円の予算を確保したところ。令和2年度は、緊急対策期間の最終年度に当たるため、各自治体においては、当補助金の活用等により積極的に隣保館の耐震化等の整備に努められたい。なお、隣保館を所管する部局に確実に情報が共有されるようお願いする。
- 生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されたところであり、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用されたい。
一方、北海道における生活館の整備費以外の、地域住民の生活環境等の改善を図るための整備費（地方改善施設整備費補助金）や、生活館運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管することとなるので、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いしたい。

第5 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状・課題

- 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であるが、十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立、平成29年3月に同法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定。
- 昨年5月に基本計画に係るKPIとして、中核機関の整備や市町村計画の策定などの令和3年度末までの目標を設定し、認知症施策推進大綱に盛り込まれたところ。
＜基本計画に係るKPI(令和3年度末の目標)＞
 - ・ 中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数 ⇒ 目標値:全1741市区町村
 - ・ 市町村計画を策定した市区町村数 ⇒ 目標値:全1741市区町村 等
- なお、現在、成年後見制度利用促進専門家会議において、基本計画の中間検証を行っているところであり、本年3月に中間検証結果をとりまとめ予定。

(2) 令和2年度の取組

- 中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、令和2年度予算案において、
 - ・引き続き、都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ支援等に必要な予算を計上するとともに、
 - ・新たに、中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を設けたところであり、KPIの達成に向けて更に取組を推進していく。
- また、来年度から新たに、国において、後見人等への意思決定支援研修の実施や任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化を図るための事業を民間団体に委託して実施予定。

(3) 依頼・連絡事項

- 都道府県におかれては、KPIの達成に向けて、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体と連携の下、管内市区町村の体制整備の支援や働きかけを行うなど、広域的な観点から管内市区町村の体制整備についての主導的な役割をお願いする。
- 市区町村におかれては、KPIを踏まえて中核機関の整備や市町村計画の策定に向けた積極的な取組をお願いする。

成年後見制度利用促進の体制整備関係予算

令和2年度予算案 8.0億円(3.5億円)

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 昨年6月にとりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するために必要な予算を計上。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5.7億円(3.5億円)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・ 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等
- 新 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)

- 新 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1.9億円(委託費)

- 新 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

連 絡 事 項

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備について（「重層的支援体制整備事業」の創設）

1 包括的支援体制の整備に向けた検討について

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、血縁、地縁、社縁といった共同体機能の脆弱化等の社会構造の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきている。そうした中で、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現が求められている。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところであり（平成30年4月1日施行）、市町村においては、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）も活用しながら、包括的な支援体制の整備を進めてきている。改正法の附則では、公布後3年（令和2年）を目途として、包括的支援体制を全国整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

これを踏まえ、令和元年5月から12月にかけて、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）を開催し、12月26日に最終とりまとめがなされた（※）。

最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、以下の3つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきであるとされた。

- ① 断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ② 参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③ 地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

また、新たな事業の創設に当たり、以下のような留意点が示されている。

- ・新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、新たな事業は実施を希望する市町村の手挙げに基づき、段階的に実施すべきである。
- ・新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- ・国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支

援の一体的な実施を促進する必要がある。

※地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00020.html

2 今後の取組

最終とりまとめを踏まえ、本年の通常国会に、新事業として「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の改正法案（令和3年度施行）を提出することを検討している。また、令和2年度のモデル事業は、実施箇所数を令和元年度の200から250に増やすとともに、新事業により近い形で実施できるよう、従来から行ってきた「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に加え、新たに「地域づくりに向けた支援」、「参加支援」等の内容を追加している。

各自治体におかれては、モデル事業を活用し、新たな制度への移行に向けた積極的な取組をお願いしたい。特に、令和元年度以前からモデル事業を実施している自治体については、新たに追加する「地域づくりに向けた支援」と「参加支援」も併せて実施いただくなど、積極的な事業の実施をお願いしたい。

また、重層的支援体制整備事業では、高齢、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととなる。改正法案が成立すれば、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、各自治体の実施意向の確認などを行うことを検討しているので、ご留意いただきたい。

なお、現行の「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」については、基本的な枠組みは変更しないが、新たに追加する「地域づくりに向けた支援」や「参加支援」の内容等も含め、詳細については、追ってお示しする。

第2 ひきこもり支援について

(就職氷河期世代支援プログラムを踏まえた施策の推進)

1 これまでのひきこもり支援について

平成 21 年度から、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、各都道府県、指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めてきたところであり、平成 30 年 4 月に全ての都道府県、指定都市（67 自治体）に設置されるに至った。

平成 25 年度からは、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもり状態にあった元当事者（ピアサポーター）等を含む。）を養成して派遣する事業を行い、これに加えて、平成 30 年度からは、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上のための事業と、市町村におけるひきこもり状態にある方の早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくりや、ひきこもり支援施策に関する情報を発信する事業を創設した。

さらに、平成 30 年度からは、より住民に身近な市町村において、ひきこもり支援を充実させるため、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業で、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業を開始するとともに、ひきこもり地域支援センターに市町村等指導員を配置し、市町村を支援する取組の拡充を図った。

2 最近のひきこもり支援に関する動き

平成 31 年 3 月に内閣府の「生活状況に関する調査」が公表され、40 歳以上 64 歳以下の広義のひきこもり状態にある者が 61.3 万人（推計値）に上ることが示された。

また、令和元年 6 月には、より住民に身近な市町村の相談窓口として、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関において、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を確実に受け止め、ひきこもり状態にある方の特性を踏まえつつ、ひきこもり状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添いながら、本人やその家族を中心とした支援を継続すること等について示し、ひきこもり状態にある方に対する丁寧な対応の徹底とともに、併せて、ひきこもり地域支援センターに対しては、自立相談支援機関に対する強力なバックアップをお願いした。

3 就職氷河期世代支援について

令和元年 5 月に「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」（令和元年 5 月 29 日、2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ）が、同年 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）、いわゆる「骨太の方針」において、「就職氷河期世代支援プログラム」が、また同年 12 月に「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」（令和元年 12 月 23 日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）が策定され、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、

ひきこもり状態にある方を含む「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援を推進していく。

「就職氷河期世代支援プログラム」では、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な支援が届く体制を構築することを目指す」とされていることを踏まえ、同年8月に、各自治体において実施されたひきこもり状態にある方の実態等に係る調査の状況について、各自治体に周知し、ひきこもり支援体制の構築の前提として、支援対象者の実態やニーズの把握について、積極的な検討をお願いしている。

また、「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」では、都道府県及び市町村において、労働、福祉、経済等の各分野の組織体が一体となったプラットフォームを構築して施策を進めていくこととしており、現在、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県の4府県で、先行的にモデル実施している。令和2年度においては、モデル実施の例を参考に、全ての都道府県でプラットフォームを構築し、取組を進めることとしている。プラットフォームは、福祉行政と労働行政の連携はもとより、経済団体やひきこもりの当事者団体・家族会など、官民の枠組みを超え、かつ当事者の意向も踏まえた多機関連携・多職種協働のネットワークを構築するものであり、地域共生社会の実現に向けた足掛かりにも資するものであることから、都道府県福祉部局におかれては、労働局や都道府県の労働部局と十分連携の上、都道府県プラットフォームへの取組に積極的に参画いただくとともに、市町村プラットフォームの構築促進のため、管内の市町村への支援をお願いしたい。また、市町村におかれては、支援関係機関等を構成員としたプラットフォームを構築することを通じて、関係者や当事者のニーズを踏まえた支援を実施いただくよう、お願いする。

なお、「就職氷河期世代支援プログラム」は、30代半ばから40代半ばに至る者を支援対象者とし、令和2年度からの3年間を集中的期間として取り組むこととしているが、社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者は、息の長い継続的な支援が必要とされていることを踏まえ、自治体における実際のひきこもり支援に当たっては、年齢にかかわらず、かつ、特定の期間を区切ることなく、取り組んでいただきたい。

就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019（抜粋）

II 具体的な施策

1. プラットフォームを核とした新たな連携の推進

(1) 関係者で構成するプラットフォームの形成・活用

② 都道府県・市町村プラットフォームの開催

- 全国プラットフォーム等を通じて、都道府県や市町村に対して関連施策

その他必要な情報提供を行う中で、国と地方自治体は連携して、地方のプラットフォームの開催により、地域における取組を推進していく。

都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」を設置する。あわせて、福祉と就労をつなぐ市町村のプラットフォームを整備し、支援対象者の就職・社会参加を実現する。こうした取組を円滑に実施するため、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者・求職者などの関係者・当事者のニーズを踏まえた的確な職場実習・体験の機会をコーディネートする者を、都道府県労働局に新たに配置する。

これら地方のプラットフォームについて、令和2年4月以降、先行して取組を進めている4か所（大阪、愛知、福岡、熊本）に加えて、年度明け早々に、10か所程度での取組を開始するとともに、来年度中に、全都道府県における取組を開始することを目指す。地方のプラットフォームでは、これまで以上に当事者やそのご家族の声を聞きながら、取組を促進していくことが不可欠である。（厚生労働省）

③ 地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援

- 地方自治体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携した支援の取組を加速させるため、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金（仮称）」を創設し、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む自治体等を支援し、優良事例を横展開する。

例えば、広域移動時の交通費の支給や、地域活性化に資する就職を前提とした奨学金の返済支援等、社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減をはじめ、就職氷河期世代に特化した相談支援や、多様な働き方、社会参加の場の創出、地域の創意工夫を活かした就職説明会等の取組への支援等を実施する。

今後、年内（注：令和元年）を目途に実施体制を整備したうえで、全都道府県に対し、追って説明会を開催する旨を連絡し、併せて市町村への共有を依頼する。その上で、年明け以降、交付要綱を整備したうえで、速やかに説明会を実施し、年度内を目途に交付決定を行う。（内閣府）（令和元年度より前倒し実施）（令和2年2月12日（水）説明会実施）

3. 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

(1) アウトリーチの展開

① アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化

- 地方自治体における自立相談支援機関の機能強化のため、アウトリーチを行うための経費について、以下の財政支援の仕組みを新たに創設する。

アウトリーチの充実のため、自立相談支援機関の窓口に出張支援員を配置する。出張支援員は、ひきこもり地域支援センターや地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった丁寧な支援を実施する。具体的には、家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保するほか、つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援等を実施する。

また、相談へのアクセスを向上させるため、出張支援員による土日祝日や時間外の相談等を実施する。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

② 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

- ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。（厚生労働省）

(2) 支援の輪の拡大

① ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

- ひきこもり相談に関するノウハウを有する地域のひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村域の自立相談支援機関等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する。

具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進する。これにより、自立相談支援機関からの検討要請等を踏まえた専門的なアドバイスや、当事者やご家族のご意向を踏まえた上での当該自立相談支援機関と連携した直接支援を行う。（厚生労働省）

② 本人の生きる力の回復や自己肯定感を育むための伴走型支援・家族支援及び居場所の充実等

- 中高年のひきこもり状態にある者のニーズに応じたきめ細かい支援を行う観点から、就労に限らない多様な社会参加の場を確保するほか、最も身近な支援者である家族に対し、本人との接し方についてのアドバイス等、

必要な支援の充実を図る。

具体的には、市町村等で実施するひきこもりサポート事業において、家族会や当事者会の参画も得ながら、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所づくりを進めるとともにボランティア活動の機会等を創出し、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会、生きる力を回復し自己肯定感を取り戻す機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

また、市町村におけるひきこもり支援を強化するため、ひきこもり支援施策の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

③ ひきこもり支援に携わる人材の養成研修

- 生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め専門性を高めるとともに、ひきこもり地域支援センターとの円滑な連携を図っていくため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。また、本人や家族の心情に寄り添える人材育成（家族や経験者等のピアサポーター含む）を実施し、活用していく。（厚生労働省）

④ 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進

- 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」での議論を踏まえ、市町村における就職氷河期世代を含む幅広い世代の地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの機能を一体的に実施できる事業の実施自治体数を200か所から250か所に増やす。

具体的には、地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保や、複合的な課題にも支援関係者全体が連携して対応するための多機関協働による断らない相談支援、既存の支援制度ではカバーされない狭間のニーズに対する就労支援、居住支援等の参加支援、地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営などの地域づくりに向けた支援に係る市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。（厚生労働省）

⑤ 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング

- 生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業につ

いて、市町村の枠を超えた広域での情報共有やマッチングを推進し、より多くの利用者受入れにつなげる。

具体的には、地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に訪問し、特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案する。

その上で、開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内の自立相談支援機関へ共有し、担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案する。併せて、新たな就労体験等のニーズを把握する。更に、円滑な利用が図られるよう、就労体験先等の初回利用の際に同行し、企業側との調整を実施する。
(厚生労働省)

⑥ 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進

- 就労準備支援事業等の任意事業の実施を推進するため、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組を30か所程度でモデル的に実施する。

具体的には、自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）、委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓、広域実施の主体自治体による広域参加自治体の住民を対象とした支援等を行う。（厚生労働省）

⑦ 農業分野等との連携強化モデル事業の実施

- 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国5か所程度でモデル的に実施する。

具体的には、委託事業者の調整のもと、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置する。委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

モデル事業終了後は、事業成果（ノウハウ）をもとに、全国各地でマッチング支援機関を設置し、支援体制を構築する。（厚生労働省）

⑧ 技能習得期間における生活福祉資金貸付の推進

- 就職氷河期世代支援として、福祉資金の貸付を行う新しいメニューの創設により、技能習得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行うために必要な経費について補助を行う。

新たなメニューの対象者は、市町村個人住民税非課税者であって、国家資格等の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者とし、貸付金の据置期間を養成課程修了後6か月以内（従来の貸付では、貸付の日から6か月以内）に緩和する。

これらの取組を実施するため、社会福祉協議会における当該貸付に係る必要な貸付原資及び貸付システム改修経費について、都道府県等に補助を行う。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

4 令和元年度補正予算について

ひきこもり状態にある方やその家族には、どこに相談してよいか分からないという方もおり、このような方に対しては、必要な支援の情報を確実に届けることが重要である。令和元年10月に、都道府県及び指定都市を通じて全国の自治体に対して、ひきこもりの相談窓口の明確化をお願いするとともに、リーフレットのひな形を送付して相談場所の周知広報をお願いしている。

令和元年度補正予算において、ひきこもり支援施策の検討の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について、市町村及び都道府県に対して、補助を行うための経費を計上しているの、本事業の活用を希望する自治体はご相談いただきたい。

なお、内閣府において、ひきこもり支援を含む就職氷河期世代支援にかかる「地域就職氷河期世代支援加速化交付金（※）」を計上しており、就職氷河期世代の社会参加や就労に向け、関係者と連携しながら先進的・積極的に取り組む自治体等の支援の加速化を図ることとしているので、本交付金の活用についてもご検討いただきたい。

※ 担当部署：内閣府地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室

5 令和2年度取組について

就職氷河期世代支援プログラム等を踏まえ、令和2年度予算案においては、適切な支援ができる相談支援体制の構築や、中高年のひきこもり状態にある方に適した支援の充実のため、生活困窮者自立支援事業とひきこもり対策推進事業を大幅に拡充している。市町村を中心に各自治体においては、これらの事業を組み合わせて実施するなど、ひきこもり支援に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、これらの事業は、社会福祉法人、NPO法人等への委託を可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な事業の実施について併せてお願いする。

（1）本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化（国事業）

ひきこもり支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例を収集してとりまとめ、ひきこもり状態にある方やその家族への周知を図ることとしている。

(2) アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を新たに配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等と連携しながら、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施。なお、アウトリーチを行う際には、本人の同意を得た上で、実施するものとする。

*詳細は「第3 生活困窮者自立支援制度等の推進についてⅡの2」にて後述。

(3) ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを新たに設置し、自立相談支援機関等に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携した当事者への直接支援を行う。医師を含むチームが支援方針についてのアドバイスを行うとともに、支援に当たっての法的や消費者トラブル等への対応として、弁護士等がアドバイスを行うことなどを想定している。

(4) ひきこもり支援に携わる人材の養成研修（国事業）

自立相談支援機関の支援員向けに、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

(5) 中高年の者に適した支援の充実

ひきこもりサポート事業において、中高年のひきこもり状態にある者に適した支援の充実のため、中高年の者が参加しやすくなるような居場所づくりを始め、就労に限らない多様な社会参加の場の確保、家族に対する相談や講習会等の開催が可能となるよう支援を充実させる。

6 ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて

報道等において、ひきこもり支援を目的として掲げる一部の民間事業者に以下のような問題があるとされている。

- ・ひきこもりの当事者が本人の意思に反して連れ出され、施設に監禁される
- ・施設において暴力等を受ける
- ・契約内容どおりの支援を行わず、契約の解除を求めても返金しない

平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」のとおり、民間事業者との契約や、民間事業者の利用時において対応が説明と異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、各自治体におかれては、ひきこもり状態にある方やその家族に、注意喚起

するようお願いする。また、ひきこもり地域支援センターにおいても、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくようお願いする。

(参考) 「ひきこもり対策推進事業」の令和2年度国庫補助基準額(案)

1) ひきこもり地域支援センター設置運営事業

以下の区分ごとに算出して得た額の合計額を国庫補助基準額とする。

ア 基本額案(検討中)

	国庫補助基準額案(検討中)
成人期・児童期のどちらも支援の対象とする場合	1自治体当たり 20,000 千円
成人期・児童期のいずれかのみを支援の対象とする場合	1自治体当たり 10,000 千円

イ 加算額案(検討中)

	国庫補助基準額案(検討中)
市町村等支援のための専門職チームを配置する場合	1自治体当たり 4,000 千円
市町村等支援員を加配して、市町村や関係機関に対して支援する場合	1自治体当たり 支援員1人につき 3,000 千円 (上限: 都道府県3人、指定都市2人)
訪問相談支援員を加配して、訪問支援を行う場合	1自治体当たり 3,000 千円

2) ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

1自治体当たり 1,000 千円(検討中)

3) ひきこもりサポート事業

指定都市を含む市町村については、人口区分に応じて、以下のとおり国庫補助基準額を設定する。都道府県については、国庫補助基準額を 5,000 千円(検討中)とする。

人口区分	国庫補助基準額案（検討中）
2万人未満	5,000千円
2万人以上～3万人未満	6,000千円
3万人以上～4万人未満	7,000千円
4万人以上～5.5万人未満	8,000千円
5.5万人以上～7万人未満	9,000千円
7万人以上	11,000千円

事業内容は、以下のとおりであるが、「1①ひきこもりに関する相談窓口の周知」及び「3①ひきこもり状態にある者が安心して参加できる居場所づくり」の2つのメニューは必ず実施するものとする。

- 1 ①ひきこもりに関する相談窓口の周知
 - ②ひきこもりに関する調査研究
- 2 関係機関とのネットワークづくり
- 3 ①ひきこもり状態にある者が安心して参加できる居場所づくり
 - ②ひきこもり状態にある者の家族が参加する講習会、家族会
- 4 ひきこもりサポーター派遣

第3 生活困窮者自立支援制度の推進について

I 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施（全国の実施率：100%）の推進

1. 現状と課題

平成30年に成立した改正生活困窮者自立支援法（以下「改正法」という。）では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業が自立相談支援事業による相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものである一方で、これまで任意事業であった両事業の実施率が一定割合にとどまっており、地域によっては需要が少ないことや、マンパワーや委託事業者の不足が見られる状況があること等も踏まえつつ、自治体の実情にも留意をしながら両事業の全国的な実施促進を図ることとし、

- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、その実施を努力義務とすること
- ・ 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図ること
- ・ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げること（1/2→2/3）

を講じた。

また、併せて、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、令和元年度～3年度を集中実施期間として完全実施を目指していくこととし、

- ・ 両事業の実施に当たっての取組方策や取組事例を取りまとめたものの周知
- ・ 都道府県が主催する会議に厚生労働省の担当官を派遣することとし、都道府県等からの相談に応じる

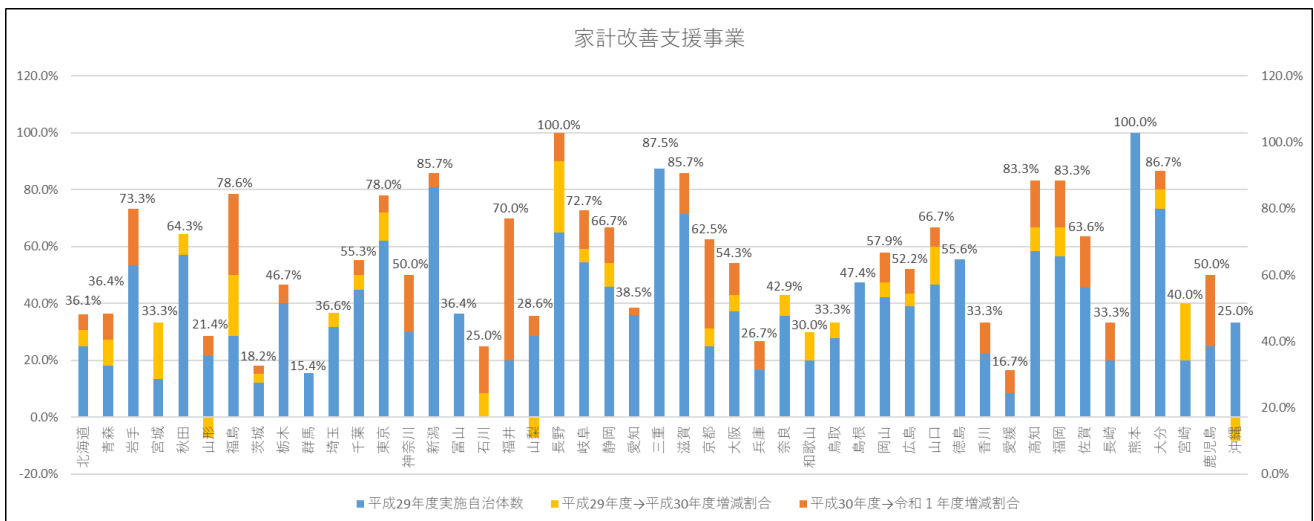
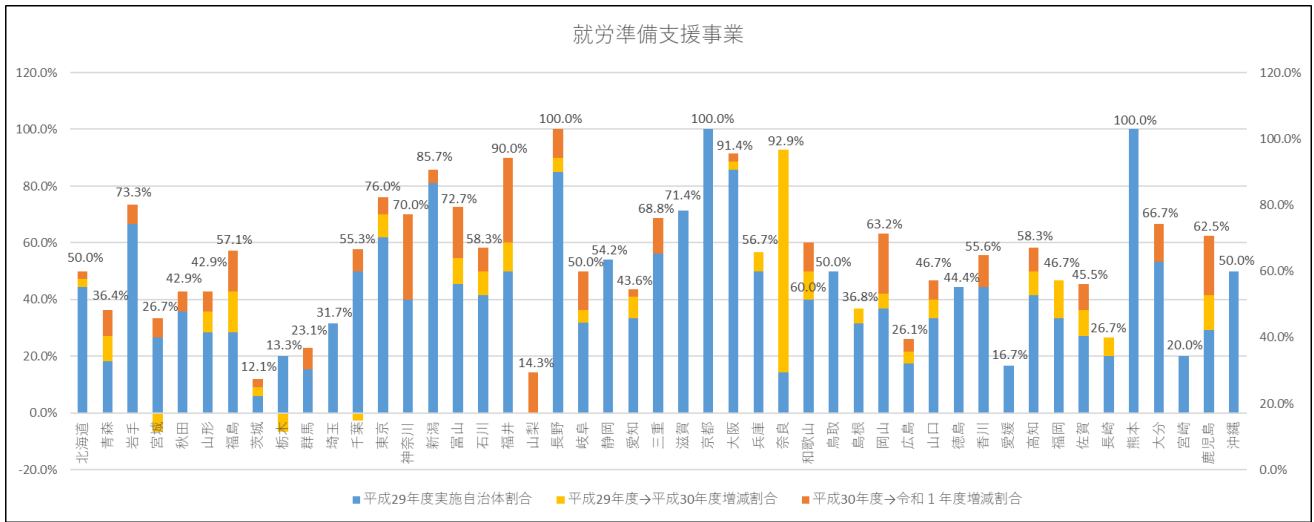
など継続的な支援を行ってきた。

令和元年度の実施自治体数は、生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金の協議ベースで、

- ・ 就労準備支援事業が、496自治体（55%）（前年度+61）
- ・ 家計改善支援事業が、496自治体（55%）（前年度+93）
- ・ 上記のうち一体実施が、336自治体（37%）

となっており、都道府県別にみた平成29年度から令和元年度までの実施自治体数の動向は、次の表のとおりとなっており、都道府県ごとにばらつきが見られる。

(参考) 都道府県別の就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施状況



	都道府県	R1年度 福祉事務所 設置自治体数 (A)	就労準備支援事業の実施自治体数					家計改善支援事業の実施自治体数				
			H29年度 (B)	H30年度		R1年度		H29年度 (B)	H30年度		R1年度	
				実数 (C)	増減数 (C-B)	実数 (D)	増減数 (D-C)		実数 (C)	増減数 (C-B)	実数 (D)	増減数 (D-C)
1	北海道	36	16	17	1	18	1	9	11	2	13	2
2	青森	11	2	3	1	4	1	2	3	1	4	1
3	岩手	15	10	10	0	11	1	8	8	0	11	3
4	宮城	15	4	3	▲1	4	1	2	5	3	5	0
5	秋田	14	5	5	0	6	1	8	9	1	9	0
6	山形	14	4	5	1	6	1	3	2	▲1	3	1
7	福島	14	4	6	2	8	2	4	7	3	11	4
8	茨城	33	2	3	1	4	1	4	5	1	6	1
9	栃木	15	3	2	▲1	2	0	6	6	0	7	1
10	群馬	13	2	2	0	3	1	2	2	0	2	0
11	埼玉	41	13	13	0	13	0	13	15	2	15	0
12	千葉	38	19	18	▲1	21	3	17	19	2	21	2
13	東京	50	31	35	4	38	3	31	36	5	39	3
14	神奈川	20	8	8	0	14	6	6	6	0	10	4
15	新潟	21	17	17	0	18	1	17	17	0	18	1
16	富山	11	5	6	1	8	2	4	4	0	4	0
17	石川	12	5	6	1	7	1	0	1	1	3	2
18	福井	10	5	6	1	9	3	2	2	0	7	5
19	山梨	14	0	0	0	2	2	4	3	▲1	4	1
20	長野	20	17	18	1	20	2	13	18	5	20	2
21	岐阜	22	7	8	1	11	3	12	13	1	16	3
22	静岡	24	13	13	0	13	0	11	13	2	16	3
23	愛知	39	13	16	3	17	1	14	14	0	15	1
24	三重	16	9	9	0	11	2	14	14	0	14	0
25	滋賀	14	10	10	0	10	0	10	10	0	12	2
26	京都	16	16	16	0	16	0	4	5	1	10	5
27	大阪	35	30	31	1	32	1	13	15	2	19	4
28	兵庫	30	15	17	2	17	0	5	5	0	8	3
29	奈良	14	2	13	11	13	0	5	6	1	6	0
30	和歌山	10	4	5	1	6	1	2	3	1	3	0
31	鳥取	18	9	9	0	9	0	5	6	1	6	0
32	島根	19	6	7	1	7	0	9	9	0	9	0
33	岡山	19	7	8	1	12	4	8	9	1	11	2
34	広島	23	4	5	1	6	1	9	10	1	12	2
35	山口	15	5	6	1	7	1	7	9	2	10	1
36	徳島	9	4	4	0	4	0	5	5	0	5	0
37	香川	9	4	4	0	5	1	2	2	0	3	1
38	愛媛	12	2	2	0	2	0	1	1	0	2	1
39	高知	12	5	6	1	7	1	7	8	1	10	2
40	福岡	30	10	14	4	14	0	17	20	3	25	5
41	佐賀	11	3	4	1	5	1	5	5	0	7	2
42	長崎	15	3	4	1	4	0	3	3	0	5	2
43	熊本	15	15	15	0	15	0	15	15	0	15	0
44	大分	15	8	8	0	10	2	11	12	1	13	1
45	宮崎	10	2	2	0	2	0	2	4	2	4	0
46	鹿児島	24	7	10	3	15	5	6	6	0	12	6
47	沖縄	12	6	6	0	6	0	4	3	▲1	3	0
	合計	905	391	435	44	492	57	361	404	43	483	79

※ データ出典) 生活困窮者自立支援事業支援実績 (統計システム集計結果) (令和元年度は7月1日現在)。

2. 今後の取組

(1) 自治体支援の実施

厚生労働省では、自治体における生活困窮者の自立支援の取組を促進するため、各都道府県が作成した「事業実施計画」に基づき、就労準備支援事業等の実施に向けた取組の進捗管理等を行うとともに、自治体に対する単なる助言や情報提供だけでなく、自治体職員相互の顔の見える関係づくりや自発性・意欲の喚起なども含めた支援を行ってきた。

具体的には、例えば、

- ・ 就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施率を上げたいというA県に対して、実施状況や地域の社会資源、地域特性をヒアリング。研修内容の打合せをして、都道府県内の自立相談支援の質を上げることや就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施することで支援の選択肢が増えることに着目し、2回にわたり研修を実施した。1回目は相談に来所した時に主訴だけではなく、本人を取り巻く環境を聞き取ることで課題が複雑になる前に対応することができることを説明。2回目は自立相談支援の質が上がり、細かくアセスメントが取れるようになることで、就労準備支援事業・家計改善支援事業の必要性が明らかになってくることを説明した。その結果、令和2年度以降に実施予定と回答した自治体数が、平成30年度意向調査では就労準備支援事業5市、家計改善支援事業5市であったのが、令和元年度意向調査では、就労準備支援事業13市、家計改善支援事業13市となった。
- ・ 任意事業未実施の市に対するB県の訪問に同行。市職員及び現場の支援員双方から別々に現状を確認しながら、市職員に対し就労準備支援事業の対象者像は様々であることやそれに対する支援プログラムも自由に組めること、また、家計改善支援事業は、自力で家計管理できるようになることはもちろん、滞納部局と連携することで市の債務の解消にもつながることなどを、資料を示して説明等を行った。その結果、令和3年度から実施予定だった任意事業を令和2年度から前倒しして実施する予定となった

等の取組をおこなってきた。

こうした中で迎える令和2年度は、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の集中実施期間の2年目に当たることを踏まえ、都道府県による未実施自治体に対する具体的な支援の強化と、特に重点的な対応が必要な都道府県に対する厚生労働省による支援を進めることとしている。

【依頼・連絡事項】

令和2年度は、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の集中実施期間の2年目であり、令和3年度に事業を円滑に実施できるように、具体的な実施体制や予算の見込みの整理などをはじめとした必要な準備を終えておく必要がある。

各都道府県には、「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施予定状況」の

策定及び提出について（依頼）」（令和2年2月14日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、管内自治体における令和2年度以降の任意事業の実施予定をまとめていただいているところである。この記入を通じて、都道府県は管内自治体の事業の実施予定だけでなく、それに向けた準備の状況などを正確に把握し、支援に役立てていただきたい。

これらを契機として、都道府県においては、広域自治体として、管内の未実施自治体における、プラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合の比較検討などの実施に至るまでに必要な対応と工程の整理や進捗把握と必要な助言を個別に行っていくなど、具体的な支援を強化していただきたい。

厚生労働省としては、特に、実施自治体の増加に向けた支援の強化をお願いしたい都道府県を選定し、重点的な支援を行っていくこととしているので、選定された都道府県については、ご協力をお願いする。

なお、管内自治体への支援に当たっては、

- ・ 自治体・支援員向けコンサルティング事業を活用すること
 - ・ 特に管内自治体の実施率が低調な都道府県や、事業が未実施の市等におかれては、次項の国庫補助事業を活用すること
- を積極的に検討いただきたい。

また、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施については、子どもの貧困対策に関する大綱にも盛り込まれているところであるので、これも踏まえた検討・取組をお願いしたい。

（2）広域実施の推進

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。

一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増しており、こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、任意事業の実施を推進していただきたい。また、こうした取組をモデル的に実施する際の経費について補助する新しい事業を創設し、全国約30箇所を実施することを予定している。

(広域実施の取組例)

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	加西市等3市	就労準備	<p>○加西市は、人口規模約4.3万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。</p> <p>○北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。(事務局を持ち回りで担当。)</p> <p>○開拓した就労体験先の共有、就労体験の協働実施、定期的な連絡会の開催など</p>
県主体	熊本県内9市31町村 (一時生活支援事業の場合)	就労準備 家計改善 一時生活 学習生活支援	<p>○一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の31町村と9市で共同実施。</p> <p>○熊本県内は、任意4事業全てにおいて実施率が100%。</p>

(3) 自治体・支援員向けコンサルティング事業の実施

ア 専門スタッフ派遣によるコンサルティングの実施状況

自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行うことで、支援員のバーンアウトを防ぐとともに、全国的なスキル向上を目的としたコンサルティングについて、今年度より国の事業として実施している。

今年度は42自治体より申込みがあり、希望内容や事業の実施状況等を考慮し、30自治体を選定した。令和2年2月までに、対象自治体が希望する事業内容に応じて、各2回ずつを基本としたコンサルティングを実施する予定である。

なお、コンサルティング希望事業の内訳は、以下のとおりである。

事業名	事業未実施の自治体	事業実施中の自治体	合計
自立相談支援事業	0 (0%)	11 (100%)	11
就労準備支援事業	11 (55%)	9 (45%)	20
家計改善支援事業	14 (78%)	4 (22%)	18
子どもの学習・生活支援事業	2 (29%)	5 (71%)	7
一時生活支援事業	1 (25%)	3 (75%)	4
合計	28 (47%)	32 (53%)	60

※ 複数事業を実施する自治体もある。(平均2事業へコンサルティングを実施)

※ 任意事業に限ると、その半数以上が未実施の任意事業の新規実施に向けたコンサ

ルティングを希望するもの。

実際のコンサルティングは、以下のような支援を展開している。

- 任意事業が未実施の自治体に対し、これから実施するために必要となる地域の関係機関との連携方法や社会資源の活用方法等について、その自治体の地域特性に応じた具体的な働きかけ方についての提案を実施。また、事業を実施することによる財政的効果の表し方や、類似した人口規模を元に予算案や人員配置案を提案するなど、必要な予算確保に向けた助言を行う。
- 任意事業を実施している自治体に対しては、現在の取組状況や支援実績、課題と感じている点等を確認し、課題解決に向けた改善内容を提案する。例えば、就労準備支援事業について、企業開拓を促進するために専任職員を配置することや、企業や市民に制度の効果を周知し協力を求めるためシンポジウムの開催を提案する等、事業の効果的な実施方法について、他自治体の取組事例も紹介しつつ助言を行う。コンサルティングを受けた自治体からは、
 - 就労支援について、無料職業紹介の活用方法や、企業への働きかけ方（個別に訪問するだけでなく、商工会などを通じて制度理解を求めるセミナーを開催するなど）の情報を得て、来年度に向けて取り組んでいく予定である
 - 就労準備支援事業について、生活困窮者のみではなく、生活保護受給者やひきこもり状態にある者など、対象者を幅広くとらえることにより事業を効率的に実施できるとのアドバイスを受け、生活保護やひきこもり支援関係者との連携を図っていききたい
 - 家計改善支援事業について、生活困窮者からの相談における国保・税の滞納件数や金額を見える化し、支援による効果額を提示する方法があるとアドバイスを受け、事業の必要性を説明する資料として予算要求などに活用したいと考えている
 - 就労準備支援事業や家計改善支援事業の専門性を理解し、自立相談支援機関の相談員との兼務ではなく、それぞれ専任の支援員を配置すべきと認識したとの声が出ている。各2回のコンサルティング実施を踏まえた効果についても、今後、適切に検証し、情報共有サイト等を通じて公表していく。

令和2年度は、今年度の取組内容を踏まえつつ、7月頃にメールで希望調査し、夏頃からコンサルティングを開始する予定である。

イ 情報共有サイトによる支援の状況

全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できる機会を設けることを目的とし、今年度より国の事業として「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を開設した。生活困窮者支援に関する研修会やシンポジウム、イベントなどの全国各地の情報や、厚生労働省からの通知や事務連絡、社会福祉推進事業の報告書や支援ツール等、支援に関するさまざまな情報を、見やすく、分かりやすく、トータルに閲覧することができる内容としている。

本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるように大部分を公開しているが、支援員及び行政職員限定の非公開部分を設け、各自治体の支援事例等の支援に役立つ情報を随時共有していく。さらに、今後は支援事例等の掲載内容を充実させ、各都道府県で実施する研修の教材として活用可能な情報や、支援手法の学びとして活用できる内容等を整備していく予定である。

【ホームページ】困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）

<https://minna-tunagaru.jp/>

【依頼・連絡事項】

情報共有サイトでは、各地で開催されるイベント情報の掲載など、随時依頼可能であるので、本サイトを積極的に活用いただき、支援に必要な情報の共有を図られたい。

なお、非公開部分へは、自治体毎のログインID・パスワードで入ることができる仕組みにしているが、約2割（174ヶ所）の自治体がID発行に必要な登録を行っていない状況（令和2年2月4日時点）である。未登録の自治体においては、速やかに登録を完了されたい。

Ⅱ 就職氷河期世代への支援強化等の各事業の充実

1. 現状と課題

(1) 生活困窮者自立支援制度の実施状況

先般改正された生活困窮者自立支援法（以下「改正法」という。）に基づき、全国905の福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口で、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

平成30年度の実施状況をみると、

- ・ 全国の自立相談支援窓口において、合計約23万8千件の相談があり、制度創設当初の平成27年度から約1万1千件の増加
- ・ そのうち継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき支援が進められているのは、約7万7千件であり、平成27年度から約2万2千件の増加となっており、本制度による支援実績は着実に伸びてきている。

また、生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況にきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要がある。

【依頼・連絡事項】

生活困窮者自立支援制度については、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平

成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定)に基づき K P I を設定しており、これを踏まえて、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、自立に向けての改善が見られた者の割合の 5 項目を目安値として設定している。

目安値は、令和 2 年度においても元年度と同様の値であるので、各自治体においては制度の施行状況を評価する仕組みとして、引き続き P D C A サイクルをしっかりと回しながら、取組を着実に進めていただくようお願いする。

(令和 2 年度目安値)

	目安値	参考 (H30 実績)
新規相談受付件数 (人口 10 万人・1 ヶ月当たり) ※	16 件	15.5 件
プラン作成件数 (人口 10 万人・1 ヶ月当たり) ※ (新規相談受付件数の 50%)	8 件	5.0 件
就労支援対象者数 (プラン作成件数の 60%)	5 件	2.2 件
就労・増収率	75%	63%
自立に向けての改善が見られた者の割合	85%	—

※ 人口 10 万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

(2) 改正生活困窮者自立支援法の施行状況

ア 地域居住支援の取組状況

改正法では、シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供を行う一時生活支援事業を拡充し、シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等に対して一定期間 (1 年間)、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むために必要な支援を行う地域居住支援事業を追加しており、各自治体における取組の実施例については、参考資料のとおりとなっている。

【依頼・連絡事項】

法施行以降、ホームレスのみならず、住居を失うおそれのある困窮者への居住支援として、一時生活支援事業の取組が進んでいるが、未実施自治体においては、改正法における地域居住支援事業創設の趣旨や福祉施策における居住支援の重要性等をご理解いただき、ホームレスの有無や多寡にかかわらず、一時生活支援事業や地域居住

支援事業の実施を検討いただきたい。

イ 生活習慣・育成環境の改善の取組状況

親との関わりが少なく、生活習慣の乱れや社会性の醸成など、生活困窮世帯の子どもの課題に対応するため、改正法において、子どもの学習・生活支援事業として強化を図り、生活困窮世帯の子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進路選択等に関する情報提供、助言等の支援を追加した。

改正法の施行前より、半数程度の自治体において生活習慣の改善等に関する支援がなされており、取組を実施している自治体においては、「勉強合宿や保護者会の実施」（松戸市）、「不登校児童への登校のサポート、就労体験の提供」（鹿児島県）等、地域資源を活用した創意工夫のある取組を行っており、各自治体における取組の実施例については、参考資料のとおりとなっている。

【依頼・連絡事項】

地域居住支援や子どもの生活・育成環境の改善の取組について、各自治体の取組事例を参考として、取組の実施及び内容の充実を図られたい。

なお、生活困窮世帯の子どもへの支援に当たっては、平成 31 年 3 月 29 日付社援地発 0329 第 10 号「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」において、単に経済的な困窮だけでなく、不登校や虐待、衛生環境等、複合的な課題を抱えている場合も多く、他機関との連携の必要性についても周知しているところであるが、生活困窮者支援担当部局のほか、関係機関や関係団体等、様々な地域資源を活用した支援に取り組まれない。

また、子どもの学習・生活支援事業については、自尊感情や社会性の醸成といった多面的な事業評価が必要である。平成 30 年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の評価指標の運用に関する調査研究事業」（報告書 URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000525691.pdf>）において、事業利用者の変容について、生活習慣の改善、社会性の醸成、将来に対する意欲等、学習面以外の多面的な視点から調査を行ったところであり、自治体でもその内容等について参考にされたい。

(3) 就職氷河期世代への支援強化

改正生活困窮者自立支援法に基づく機能強化の取組を進める中で、就職氷河期世代への支援強化として、「I 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施（全国の実施率：100%）の推進」に加え、ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化も図っていくことが求められている。（就職氷河期世代支援の全体像については、P19 の「第 2 ひきこもり支援」を参照。）

2. 今後の取組

(1) 自立相談支援及び就労準備支援等の充実

ア アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の丁寧な支援が求められる。

ひきこもりの状態にある方への対応については、

- ・ 「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」(令和元年6月14日社援地発0614第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)
- ・ 「市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知等について」(令和元年10月25日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)

により、次の点に留意した丁寧な対応の徹底等をお願いしており、引き続き、本通知等を踏まえた適切な対応を進める。

丁寧な対応を行う際の留意点

- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、自立相談支援機関において相談を確実に受け止めること
- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やそのご家族を中心とした支援を継続すること

また、アウトリーチのための職員を新たに配置する際の経費について補助する新しい事業を創設し、国による財政支援を行うこととしている。

イ 就労準備支援等の充実

(ア) 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング

就労支援の充実のためには、就労体験や就労訓練を受け入れる企業の協力が不可欠である一方、自治体によっては支援員に余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、これらの情報を活用し、より多くの利用者受入につなげることが就労支援の質の向上に資する。

そのため、令和2年度予算案においては、47の都道府県において、就労体験、就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に応じた業務の切り出しの提案等もしながら、マッチングを行うための経費を補助する予算を盛り込んでいる。

【依頼・連絡事項】

管内自治体の就労準備支援事業及び認定就労訓練事業が低調（又は未実施）な都道府県におかれては、生活困窮者の一般就労に向けた「出口支援機能」の強化のため、本事業を積極的に活用いただきたい。

また、事業の実施に当たっては、本事業による都道府県による広域的な取組と、管内自治体による地域に密着した取組の両面による連携した推進が必要であり、自立相談支援機関などから、相談者の就労ニーズを聞き取るなど積極的に取り組んでいただきたい。

(イ) 就労準備支援事業の利用期間

就労準備支援事業の利用期間については、生活困窮者自立支援法施行規則（省令）において最長1年と定められている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が一定数存在することが明らかになっている。

現状、こうした対象者については、就労準備支援事業に結びつけるまでの間、自立相談支援窓口で支援を実施しているが、多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、早期から就労準備支援事業を活用し社会参加することで、利用者の自己肯定感や就労意欲の向上をより効果的に促進することが期待できる。

そのため、こうした対象者について、支援当初から利用期間が1年を超えるプラン作成を認める旨の省令改正を、本年4月1日より施行する予定である。また、運用上の留意点等については、「就労準備支援事業の手引き」等の改正によりお示しする予定である。

併せて、

- ・就労準備支援事業の通所の場合、こうした対象者の継続的な社会参加を支援する場としても有用であることから活用を検討いただきたいこと
- ・就労準備支援事業はこうした対象者も利用する事業であること踏まえ、必ずしも短期間での就労を求めないこと（就労という結果のみならず事業利用中の段階的な変化を評価すること）

について、関係通知等により周知を図る予定であるため、運用にあたってはご留意いただきたい。

(ウ) 農業分野等との連携の促進

生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいる。

令和2年度予算案では、農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所（5ヶ所程度）

でモデル的に実施する事業について、国による事業として実施する経費を盛り込んでいる。

【依頼・連絡事項】

(ア) 各事業の積極的な実施

Ⅲを参照の上、本事業の活用を検討しつつ、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化や、就労準備支援等の充実に取り組んでいただきたい。

なお、自立相談支援の機能強化として盛り込んだアウトリーチ等の充実については、令和元年度における前倒し実施が行えるよう、必要な要綱改正等を行うこととし、事業内容や交付の基準額等について、「令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（令和元年台風第15号及び第19号被災地域社会福祉協議会特例貸付事業、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業）の国庫補助協議及びひきこもり対策推進事業（ひきこもりサポート事業）（補正予算計上分）」の所要見込額調査について（依頼）」（令和2年1月16日付け構成労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）により周知しているので、ご承知おき願いたい。

また、就労準備支援事業の利用期間に関する省令改正については、改正の趣旨についてご理解の上、対象となり得る方への同事業の利用について、ご配慮の上、積極的に取り組んでいただきたい。

(イ) 地域就職氷河期世代支援加速化交付金（内閣府）について

地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携した取組を加速させるため、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を創設した（令和元年度補正事業）。

本交付金では、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む自治体等を支援する観点から、就職氷河期世代に特化した相談支援や就職氷河期世代に対する多様な働き方、社会参加の場の創出、社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減等を事業メニューとしている。

経済的負担の軽減の例としては、広域移動時の交通費の支給等が例示されており、対象となる交通費は、就労準備支援事業所、認定就労訓練事業所、ひきこもり支援拠点（いわゆる居場所）等への通所利用者で、一定の要件を満たすものについて支給される予定である。これまで交通費等が原因で事業の利用に至らなかった層への利用促進に効果的と考えられることから、積極的な活用をご検討いただきたい。

○ 補助率 3/4

○ 実施期間 令和2～4年度

○ 本交付金の交付対象事業例の一つとして、「社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減」が掲げられており、具体的には「広域移動時の交通費の支給」等が盛り込まれている。

(3) 居住支援関係

ア 一時生活支援事業の実施促進及び住宅部局との連携強化について

居住支援において福祉部局と住宅部局の連携の重要性等については、「生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付社援地発 0329 第 7 号）等で周知しているが、昨年 5 月に厚生労働省における 2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめにおいて、「居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における事業での活用等、効果的な連携方法を検討」とされているほか、昨年 6 月に設立された全国居住支援法人協議会における居住支援法人や福祉関係団体等に対する研修会の開催、居住支援の全国的な普及に向けた、有識者、行政、居住支援団体を構成員とする懇談会の開催など、福祉施策における居住支援の重要性は高まっており、令和 2 年度も、引き続き、一時生活支援事業の実施促進及び住宅部局との連携強化に取り組む。

【依頼・連絡事項】

一時生活支援事業の実施にあたっては、住宅セーフティネット制度における居住支援法人の活用のほか、居住支援協議会への福祉部局の参加、生活困窮者自立支援制度における支援会議への住宅部局の参加や、両会議の一体的開催など、住宅部局とも連携して効果的な支援を図りたい。

イ 住居確保給付金について

住居確保給付金の支給要件に関して、傷病等により求職活動ができないまま支給終了となった者が、その後求職活動を再開し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることについて、地方分権委員会へ提案されていたところ、厚生労働省において支給要件の見直しについて検討し、令和元年 12 月 23 日閣議決定において、「生活困窮者住居確保給付金の支給については、令和元年度中に省令を改正し、傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができることとする」とされた。

また、支給要件のうち、年齢要件について撤廃を検討しており、併せて省令等の改正にかかるパブリックコメント手続きを行ったところ。傷病による住居確保給付金の中断・再開及び年齢要件の撤廃について改正後の省令の施行時期は令和 2 年 4 月を予定しているが、これに伴う自治体マニュアル等の改正については、3 月下旬頃自治体あて通知を発出する予定としている。

【依頼・連絡事項】

住宅確保給付金の支給要件に係る省令改正について、改正の趣旨についてご理解の上、対象となり得る方への同給付金の支給について、支給決定の事務に遺漏なきようお願いする。

(4) 子供の貧困対策に関する大綱について

子どもの貧困対策を総合的に推進するため定められている「子供の貧困対策に関する大綱」について、昨年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正等を踏まえ、令和元年11月29日閣議決定により改定された。

新たな大綱では、①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援、②支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮、③地方公共団体による取組の充実、といった基本方針の下、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するための指標の設定、指標の改善に向けた重点施策等が定められている。

重点施策の中で、「生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施の推進」、「学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子どもや保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援の実施」等、生活困窮者自立支援制度における各施策についても盛り込まれており、これを踏まえ、これら施策の推進に取り組む。

(5) 令和2年度における人材養成

支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものであることから、これまで国において支援員向け人材養成研修を実施してきているところ、

- ・ 昨年度施行された改正法において、「市等の職員の資質を向上させるための研修の事業」が都道府県の努力義務と位置づけられたこと
- ・ 支援員のバーンアウトを防ぐべきとの問題が国会でも指摘されていることから、各地域において支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築することが必要であること
- ・ 制度施行から一定期間が経過し、各地域でそれぞれ抱える課題が明らかになってきたことから、地域の実情やニーズに応じた研修が求められるようになってきていることを踏まえ、令和2年度より、人材養成研修の実施主体を都道府県に移管する。

一方で、各都道府県単位で現行と同水準の人材養成研修を実施するためには、経過的な支援が必要と考えられるため、支援の質の担保を図るべく、当面の間、国による人材養成研修（国研修）も一部継続する。

なお、現在、生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引きについて改訂作業を進めているところであり、年度内に周知予定である。各都道府県におかれては内容をよくご理解の上、都道府県研修の企画等を進めていただきたい。

【依頼・連絡事項】

(ア) 令和2年度の研修修了要件は以下のとおり。

- 自立相談支援事業従事者（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）
国研修（前期研修）及び都道府県研修（後期研修）を全て受講すること。
- 就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者
国研修を受講すること。ただし、自立相談支援事業従事者との連携強化のためにも、都道府県研修へ参加することが望ましい。
なお、いずれの修了者についても、都道府県から修了証を発行することが必要になるため、ご留意されたい。

(イ) 修了証を発行するための都道府県研修の要件

都道府県が行う修了証を発行するための研修（後期研修）は、

- ① 参加型研修の形式を取り入れること
- ② 研修企画チームをつくり企画・立案すること
- ③ 制度の理念と基本姿勢を伝えること
- ④ 開催時間は計10.5時間以上とすること

を全て満たすことを要件とする。

各都道府県においては、それぞれの要件にご留意の上、適切に研修を実施されたい。

なお、修了証を発行するための都道府県研修とは別に、これまで都道府県が独自に実施されていた研修（新任者向け研修、フォローアップ研修等）についても、今後も引き続き実施し、都道府県ごとに研修体制を充実させ、支援スキルの向上に努められたい。

(ウ) 国研修の実施予定

令和2年度の国研修については、職種ごとに以下の内容で実施予定である。

なお、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の各従事者向け研修に加え、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした担当者研修も引き続き実施予定であることから、各都道府県におかれては積極的に受講されたい。

また、困難ケースに迅速に対応できるよう、新たにテーマ別研修を設定しており、令和2年度は、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修を実施する予定である。こちらについても積極的に受講されたい。

なお、いずれの研修についても、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- 主任相談支援員養成研修 : 240人程度

- 相談支援員養成研修 : 480 人程度 (年 2 回開催予定)
- 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修 : 480 人程度 (合同開催。年 2 回開催予定)
- 家計改善支援事業従事者養成研修 : 240 人程度 (年 3 回開催予定)
- 担当者研修 : 140 人程度 (年 2 回開催予定)
- テーマ別研修 : 240 人程度

(エ) ブロック別研修の実施予定

令和 2 年度以降は、都道府県研修の受講が原則となるが、予定が合わない等の事情により修了証を発行するための都道府県研修の受講が難しい場合には、ブロック別研修への修了をもって修了証を発行するための都道府県研修を受講したものととして取扱うことも可能である。

ブロック別研修は、国の委託事業として実施予定であり、令和 2 年度の開催内容は、令和元年度ブロック別研修の実施内容を踏まえて決定する予定であるが、研修の詳細は、追ってお示しする。

【その他の依頼・連絡事項】

[生活困窮者自立支援制度における事業の委託について]

生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、参議院厚生労働委員会附帯決議において、「事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者の信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底すること。」とされており、参考資料のとおり自治体事務マニュアルの改訂等を行っている。

都道府県等においては、事業の委託先の選定に当たっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

[ホームレス等の自立に向けた支援]

(ア) 被災した生活困窮者に対する支援等について

昨年 10 月に発生した台風 19 号により被災したホームレスを含む生活困窮者に対する支援については、同年 10 月 15 日付事務連絡において、ホームレスの方々が適時の情報を入手することが困難な状況であること等を鑑み、各地域における巡回相談の実施や健康状態の悪化等が懸念される際の健康相談や医療機関の受診勧奨など、必要な支援に努めていただくよう協力依頼したところであるが、今後同様の災害等が発生した場合においても、生活保護実施機関や災害対策担当部局

等の関係機関と連携を図りつつ、必要な支援につながるよう、引き続きご協力いただきたい。

(イ) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、ホームレス特措法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を把握するため、各自治体に協力いただき、毎年実施している。令和2年調査（令和2年1月実施）については、既に協力いただいているが、来年も実施する予定であり（令和3年1月を予定）、令和2年度予算案に当該調査に関する所要の予算を計上したので、引き続きご協力願いたい。

[生活困窮者自立支援統計システムについて]

改正法の国会審議において、生活困窮者の相談に関する分析や生活保護の窓口につないだ後フォローすべきといった様々な指摘がなされており、「新改革工程表」におけるKPIの見直しの内容等も踏まえ、「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」を見直している。

このため、今般、生活困窮者自立支援統計システムの改修を行ったところであり、管内自治体の自立相談支援機関への導入については、年度内を予定（スケジュール等については1月29日付事務連絡「システムのバージョンアップに伴う対応の一部スケジュール変更について」で案内済み）しており、3月中の確実な導入について支援いただきたい。

引き続き統計の報告期限は、翌月20日の厳守をお願いする。なお、自立相談支援機関からの報告は、2月報告分（3月20日報告期限）より、改修後の「業務支援ツール」による報告が必須となるため御留意いただきたい。

また、正確な統計把握のため、自立相談支援機関による入力作業については、正確に行っていただきたくとともに、自治体においても、月次報告時に確認の徹底をお願いする（未入力項目や事業利用月数（日数）等の誤入力による統計への影響等）。

主な改修項目は以下のとおり。

- 元号改正に伴い和暦表記から西暦表記へ全体を変更
- 自治体要望を踏まえた利便性向上のための改修
- 現行生じている不具合事象改善のための改修
- 氏名・生年月日等により、過去の相談履歴・支援結果を抽出可能とする
- 帳票見直しに伴う改修
- クロス集計の実施を可能とするなど、データの出力内容や集計項目の見直し

[生活困窮者の早期発見・対応の取組について]

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、事務連絡を発出してきていることに加え、先般の法改正では、事業実施自治体

の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化するなど、関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施するよう取り組みを進めてきている。

こうした取組の中、各自治体においては、「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（平成30年10月1日付け総税企第119号・社援地発1001第9号総務省自治税務局企画課長・厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）や、「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成31年3月29日付け社援地発0329第8号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参考とするなど、税務担当部局や水道事業等との連携を進めていただいているものと承知しているが、先日、ある困窮世帯への支援について、関係先との連携が円滑に行われていなかった事例が報道されたところである。

各自治体においては、通知の趣旨を再度確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。その際、生活困窮が疑われるケースについては、まず必要な対応をとることを念頭に対応を検討していただきたい。

なお、関係先から情報提供があったケースについては、アウトリーチ等の支援のほか、事案の緊急性等を踏まえて自立相談支援機関の連絡先の情報提供等の対応も考えられるところであり、自立相談支援機関の体制も踏まえて、柔軟な対応をお願いする。

Ⅲ 令和2年度予算案について

I及びIIの今後の取組を着実に進めるため、令和元年度補正予算及び2年度当初予算案において、必要な予算を計上している。具体的な予算の内容は以下のとおりであるので、ご承知おき願いたい。なお、令和2年1月17日（金）に開催された全国厚生労働関係部局長会議資料において周知した内容から、本会議において新たに示す内容は下線部のとおりである。また、具体的な事業内容・要件、補助単価等については、追って通知する。

1. 令和元年度補正予算

令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（以下、「新しい経済対策」という。）では、就職氷河期世代への支援のひとつとして、「就職氷河期世代の自立支援のための技能習得期間における生活福祉資金貸付の推進」が盛り込まれている。

これを踏まえ、令和元年度補正予算に、働きながら国家資格（栄養士、調理師等）の取得等のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行うための経費として約12.4億円を計上している（補助率は、貸付原資2/3、システム改修費10/10）。

本経費については、繰越明許費とした上で、今後、補助協議等を行うこととしているので、ご承知おき願いたい。

なお、具体的な内容については、P54の「Ⅳ 生活福祉資金貸付制度について」の「2 今後の取組」の「(1) 長期訓練生計費の創設」を参照されたい。

2. 令和2年度当初予算案

生活困窮者自立支援制度においては、改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた、任意事業の全国的実施の促進や、ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化等の課題がある。

令和2年度予算案において、生活困窮者自立支援制度関係経費487.1億円（対前年度+48.9億円）を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容についてご理解の上、積極的な事業展開をお願いする。

(ア) 就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進【新事業】(5.8億円)

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより市内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。

一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。

こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組を全国約30箇所でモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進するため、本事業を創設することとした。

・ 事業内容（検討中）

i) 自治体を越えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）

ii) 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓

iii) 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援

・ 補助率 定額

・ 補助単価案（検討中）

事業内容 i) ①500千円、同 ii) 7,000千円、同 iii) 10,000千円

・ その他

i) 実施期間は、令和2～4年度

ii) 任意事業が未実施である都道府県等は、本事業に参加した年度の翌年度は、原則として、モデル実施した任意事業を実施すること。

iii) 「事業内容」の i～iii については、任意事業が未実施である都道府県等1自治体につき、それぞれ1年限りの対象とする。

(イ) アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化【新事業】(31.7億円)

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の丁寧な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。

このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援を行う仕組みを創設した。

- ・ 事業内容 (検討中)

自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。

- ・ 補助率 定額

- ・ 補助単価案 (検討中) 下記表のとおり。

- ・ その他

i) 実施期間は、令和2～4年度。ただし、令和元年度当初予算における前倒し実施も可能とする。

ii) アウトリーチ支援員は、以下に掲げる者とする。ただし、当分の間は経過措置とし、支援業務に従事する中で生活困窮者自立支援制度人材養成研修を受講し修了することが望ましい。また、その他、都道府県等が実施するひきこもりやアウトリーチ支援等をテーマとした研修等に積極的に参加し、支援の質の向上を図ること。

① 令和元年度は、これまで国が実施した主任相談支援員養成研修、相談支援員養成研修、就労支援員養成研修のいずれかの修了者。

② 令和2年度以降は、国及び都道府県で実施する主任相談支援員養成研修、相談支援員養成研修、就労支援員養成研修のいずれか及び国が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修におけるテーマ別研修（ひきこもり支援について）の修了者。

iii) 本事業の協議に当たっては、令和2年度において、当該実施主体である都道府県等が就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施すること。ただし、本事業開始前年度の1月1日時点で人口が2万人未満の都道府県等にあつては、次年度以降、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施（必要な財政措置を含む。）予定であること（就労準備支援事業及び家計改善支援事業のいずれも実施していない場合は、いずれか一方の事業の実施でも可）をもって実施の要件を満たすこととする。なお、これにより難しいときは、別途、個別協議に応ずるものとする。

(参考) 生活困窮者自立支援制度人材養成研修の充実【国事業】(67百万円)

国が実施する生活困窮者自立支援制度における人材養成研修において、令和2年度より新たに、困難ケースに迅速に対応できるよう、テーマ別研

修を設定し、令和2年度は、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修を実施する予定である。

補助単価案（検討中）

（円）

人口区分	令和2年度	令和元年度
2万人未満	3,000,000	750,000
2万人以上～3万人未満	3,590,000	900,000
3万人以上～4万人未満	4,190,000	1,050,000
4万人以上～5.5万人未満	4,660,000	1,170,000
5.5万人以上～7万人未満	5,220,000	1,310,000
7万人以上～10万人未満	5,810,000	1,450,000
10万人以上～15万人未満	7,000,000	1,750,000
15万人以上～20万人未満	7,920,000	1,980,000
20万人以上～30万人未満	9,630,000	2,410,000
30万人以上～40万人未満	11,460,000	2,870,000
40万人以上～50万人未満	13,750,000	3,440,000
50万人以上～60万人未満	16,500,000	4,130,000
60万人以上～70万人未満	18,790,000	4,700,000
70万人以上～80万人未満	21,080,000	5,270,000
80万人以上～90万人未満	23,370,000	5,840,000
90万人以上～100万人未満	25,660,000	6,420,000
100万人以上～110万人未満	27,950,000	6,990,000
110万人以上～120万人未満	30,240,000	7,560,000
120万人以上～130万人未満	32,530,000	8,130,000
130万人以上～140万人未満	34,820,000	8,710,000
140万人以上～150万人未満	37,110,000	9,280,000
150万人以上～160万人未満	39,400,000	9,850,000
160万人以上～170万人未満	41,680,000	10,420,000
170万人以上～180万人未満	42,830,000	10,710,000
180万人以上～190万人未満	43,970,000	10,990,000
190万人以上～200万人未満	45,120,000	11,280,000
200万人以上～210万人未満	46,260,000	11,570,000
210万人以上～220万人未満	47,410,000	11,850,000
220万人以上～230万人未満	48,550,000	12,140,000
230万人以上～240万人未満	49,700,000	12,430,000
240万人以上～250万人未満	50,840,000	12,710,000

250万人以上～260万人未満	51,990,000	13,000,000
260万人以上～270万人未満	53,130,000	13,280,000
270万人以上～280万人未満	54,280,000	13,570,000
280万人以上～290万人未満	55,420,000	13,860,000
290万人以上～300万人未満	56,570,000	14,140,000
300万人以上	60,000,000	15,000,000

(ウ) 就労支援の強化（都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング）

【新事業】（3.3億円）

就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓や利用者受入の推進のため、47都道府県で行う広域での情報共有やマッチングへの財政支援の仕組みを創設する。

・ 事業内容（検討中）

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

・ 補助率 定額

・ 補助単価案（検討中） 1都道府県当たり 700万円

・ その他

i) 実施期間は、令和2～4年度。

ii) 生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業により実施している「就労訓練推進事業」（補助率1/2）の「都道府県に配置する就労訓練アドバイザー」については、就職氷河期世代支援プラン実施期間の令和2年度～令和4年度までは原則、就労訓練先以外に就労体験先の開拓も実施可能な本事業での申請を検討されたい。

(参考) 農業分野等との連携強化モデル事業の実施【国事業】（1.0億円）

農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、国による事業として、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを全国5箇所程度でモデル的に実施する。

(エ) 子どもの学習・生活支援事業の推進【充実】(5.0億円)

子どもの学習・生活支援事業については、改正法の施行により、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組強化など、事業の推進が図られており、制度開始以降、学習支援等の会場数についても増加しているが、遠方等の理由で通えない家庭がなお存在している。

こうした現状を踏まえ、更なる学習支援会場の設置の推進のため、学習支援会場箇所数が基準数以上であり、かつ、令和2年度中に1箇所以上を増設することを要件として、基準額の加算措置を行うことを予定している。

(オ) 地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化【充実】

一時生活支援事業では、改正法の施行により、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を行う「地域居住支援事業」を追加するなど、居住に係るソフト面での施策強化の取組を進めている。

一方、住宅施策では、新たな住宅セーフティネット制度において、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」、「専用住宅の改修・入居への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」等のハード・ソフト面の支援を行っている。

こうした住宅施策における取組と連携を強化する観点から、居住支援法人を地域居住支援事業の事業実施者として明確化するとともに、居住支援法人との連携強化により、入居から見守り支援まで行う自治体については、優先して事業採択する。

IV 生活福祉資金貸付制度について

1 生活福祉資金貸付制度の現状と課題

(1) 償還努力の取組の実施状況について

生活福祉資金貸付制度については、公費を原資とした貸付制度であり、償還が可能な方には可能な限り返済に努めていただくことが基本であることを踏まえ、令和元年度予算では、これらの貸付金の適切な債権管理事務の実施を促す観点から、都道府県社会福祉協議会が行う償還の取組や債権の回収業務に係る体制を適切に評価する仕組みを設けることにより、貸付金の確実な償還を促し、原資の補助を前提としなくとも、償還金収入のみで安定的に運営できる状況を目指していくこととした。

具体的には、債権回収に関する取組等を評価する加算を創設したが、令和元年度の国庫補助協議において、

- ① 債権回収体制整備・債権回収取組強化の加算について、両取組とも未実施の都道府県が55.3%
- ② 出来高加算（償還件数（不良債権））について、該当がない都道府県が38.3%となっている。

【依頼・連絡事項】

各都道府県においては、引き続き、管轄する都道府県社会福祉協議会の債権の状況を改めて確認の上、これらの仕組みも活用しながら、適切な債権管理事務の実施に努めるよう、都道府県社会福祉協議会への積極的な働きかけをお願いする。

なお、生活福祉資金貸付制度については、民生委員・児童委員の「世帯更生運動」に端を発する低所得世帯等が安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度であることから、従来から周知しているとおり、貸付債権の回収にあたっては、例えば、債権回収会社（サービサー）に業務を委託し、都道府県社会福祉協議会の適切な関与がないまま、債権回収会社による機械的な債権行使により、債務者を心理的に追い込むことのないよう、制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会が主導的に関わる必要があるため、ご留意願いたい。

また、借受人の中には、現に経済的に困窮しているなど生活に課題を抱えている方も少なくないことから、必要に応じて、民生委員・児童委員その他の地域の関係機関・関係者とも緊密に連携しながら、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業や家計改善支援事業等の利用の勧奨その他適切な措置を講ずるよう、よろしく願いたい。

(2) 令和元年台風第15号及び第19号による被害への対応

生活福祉資金貸付制度においては、今年度、台風第15号、第19号により、各地にもたらされた甚大な被害に鑑み、緊急小口資金に関する特例措置及び住宅補修費・災害

援護費に関する運用の緩和を行った。

[参考通知]

- 「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）」の特例について」（令和元年10月25日付け社援発1025第10号厚生労働省社会・援護局長通知）
- 「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）」の特例に係る留意事項について」（令和元年10月25日付け社援地発1025第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- 「生活福祉資金貸付（福祉資金〔福祉費における住宅補修費・災害援護費〕）」の令和元年台風第15号及び第19号による災害における運用について」（令和元年11月14日付け社援発1112第7号厚生労働省社会・援護局長通知）

都道府県社会福祉協議会等においては、本特例措置等を踏まえ、広域応援等により体制を整備し、被災地における相談会等を実施してきているが、これらの経費については、補助率10/10により財政支援を実施することとし、都道府県ごとに社会福祉協議会が要する経費である、

- ・ 被災地都道府県社協の窓口設置に係る経費
- ・ 被災地における都道府県社協の要請に基づき、全国社会福祉協議会の調整のもと、応援職員を派遣する都道府県社協の旅費等の経費

について、補正予算の対応をお願いしていたところである。その後、各都道府県の対応のもと、本年2月に本事業にかかる交付決定を行っている。

[参考事務連絡]

- 「令和元年台風第15号及び第19号による災害における生活福祉資金貸付の特例措置等の運用にかかる事務費に対する財政支援について」（令和元年11月15日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室相談支援係事務連絡）

2 今後の取組

(1) 長期訓練生計費の創設

生活福祉資金貸付制度においては、低所得世帯等の経済的自立等の促進を図り、安定した生活を送ることを目的とした貸付等の支援を行っている。今般、就職氷河期世代の方への活躍支援の充実を図る観点から、生活福祉資金貸付制度に新しいメニューを創設することとした。

具体的には、就職氷河期世代等の方が国家資格（栄養士、調理師等）の取得等のための長期訓練期間中における生計を維持するための貸付を通じた支援を行うための「長期訓練生計費」である。

[長期訓練生計費のポイント]

- 対象者は、次のいずれにも該当する者であること。

- ・ 市町村個人住民税非課税の者
 - ・ 国家資格（栄養士、調理師等）を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援（プラン作成、就労支援）を受ける者
- 据え置き期間は、養成課程の修了時点から6月以内とすること。
 - 申し込み先は、民生委員又は民生委員協議会もしくは自立相談支援機関とすること。（ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申し込むも可とする。）
 - 貸付上限額、償還期限、貸付利子、保証人等の取扱は、現行の福祉費と同様。
 - 訓練期間は1年以上のものを想定。
 - 令和4年度までの実施。
 - 介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金貸付等事業、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度等による必要な資金の融通を受けることが困難であると認められる場合が対象。

長期訓練生計費の貸付の実施に当たり必要となる原資及び生活福祉資金業務システムの改修費については、令和元年度補正予算により予算措置を行っている。当該予算については繰越明許費に位置付けた上で、今後、国庫補助協議を受け付けることを予定している。システム改修・更新にかかる経費については、全国社会福祉協議会において見積もったところ、都道府県ごとに350万円が必要となる見込みである。

【依頼・連絡事項】

生活福祉資金業務システムについては、システムの更新時期を迎えており、各都道府県社会福祉協議会においてシステムの更新が必要となる。2（1）のシステム改修費350万円には、このための予算も含まれているものであるので、ご承知おきいただくとともに、各都道府県においては、当該予算に係る対応について、遺漏なきようお願いする。

なお、パソコン端末等の機器については、令和2年度当初予算案において予算措置をしているところである。機器に係る調達については、これまで購入による対応が行われてきたが、持続的な予算措置の観点から、リース契約による調達を想定した予算措置を行っている。

各都道府県においては、上記について、都道府県社会福祉協議会と調整の上、対応に遺漏なきようお願いする。特に、システムの改修・更新及びパソコン端末等リース経費については、全国的統一のシステムで取り扱うことで、適切な貸付を行うとともに、新しいメニューに関する貸付原資と貸付の状況を適切に管理するために必要となるので、予算計上に遺漏なきようお願いする。特に、パソコン端末等リース経費は、補助割合1/2の都道府県負担が発生するので、予算の確保をお願いしたい。

[生活福祉資金貸付制度に係る予算の概要]

- 長期訓練生計費の貸付原資
令和元年度補正予算へ9億円を計上。(補助率2/3)
- 長期訓練生計費のシステム改修費
令和元年度補正予算へ3億円を計上。(補助率10/10)
- パソコン端末等購リース経費
令和2年度当初予算案へ2.2億円を計上。(補助率1/2)

【その他の依頼・連絡事項】

[生活福祉資金貸付事業にかかる事務費について]

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費に対する補助については、平成27年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績(「貸付件数」と「償還件数」)に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取崩して事務費に充当することを可能とする取扱いを行っている。

このうち、補助基準にかかる経過措置については、新たな補助体系に移行してから一定期間が経過したこと、また、経過措置の適用を受けていない都道府県社会福祉協議会との公平性の観点等から、上記の評価の仕組の導入に併せて廃止することを検討しているが、令和元年度においては、経過措置の適用を受けている都道府県が1箇所となっており、当該都道府県の状況を踏まえて、経過措置を廃止する予定である。

一方、貸付原資の取崩しに関する令和元年度の取扱いについては、平成30年12月20日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡(「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成31年度の取り扱いについて」)で示したとおり、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に関する課題への対応など、生活福祉資金貸付制度を取り巻く様々な状況にかんがみ、当面の間、これまでの取扱を据え置くこととしているが、上記のとおり、令和元年度に創設した新たな評価に関する加算の取得等について、積極的に対応いただきたい。

なお、厚生労働省では、今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていく予定である。

[延滞利率の見直し]

生活福祉資金貸付制度における延滞金利子については、「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日付け厚生労働省社援0728第9号厚生労働事務次官通知)において、5.0%/年と定めている。

今般、民法の法定利率が5.0%から3.0%へ引き下げられること等を踏まえ、令

和2年度4月の貸付より、生活福祉資金貸付制度の延滞金利率を3.0%に改めることを予定しているので、ご承知置き願いたい。

[年金担保貸付事業について]

年金担保貸付事業については、平成22年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、昨年度、2022年3月末の予定で新規貸付の申込受付を終了する方針が独立行政法人福祉医療機構を通じて示された。

このため、今後は、年金担保貸付を申し込むために年金担保貸付事業の受託金融機関窓口を訪れた高齢の生活困窮者が、貸付がなくても家計を維持できるようにするため、自立相談支援機関や家計改善支援事業所に相談に訪れるケースが増えることも想定される。

このような高齢の生活困窮者への対応については、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書においても、

- ・「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。」
- ・「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」

といった内容が盛り込まれている。

年金担保貸付事業の廃止に当たっては、貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を生活福祉資金貸付制度で確実に受け止めていくとともに、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計改善支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援すること等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

このため、各自治体におかれては、こうした観点から高齢の生活困窮者に対する対応に努めていただくとともに、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制度の周知に努めるとともに、年金担保貸付事業の利用者の受け皿の一つとなる家計改善支援事業の更なる推進について積極的な取組をお願いしたい。

[保有基準の初回の評価について]

生活福祉資金貸付制度については、平成28年10月に会計検査院から厚生労働省に対し、「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成」することや、「保有資金の額が（略）適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助

金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずること」等の意見表示があった。

これを受け、厚生労働省では、「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関する評価基準の策定等について」（平成30年7月27日付け社援地発0727第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）をするなどの対応を行った。

保有基準の初回の評価の実施時期については、生活福祉資金貸付制度と密接に関係する生活困窮者自立支援制度の改正法の施行状況や年金担保貸付事業の廃止の動向など制度を取り巻く状況も勘案した上で、追って、通知する。

[生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について]

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資の一部について、2017年度から2023年度までの7年間にわたって応分の国庫返還を求めることとしている。

令和元年度の国庫への返還分については、令和元年7月29日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学奨学金事業の拡充に伴う生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について（令和元年度）」により令和元年1月31日（金）までに厚生労働省に返還額を報告いただくようお願いしたが、一部の都道府県については、現時点で未報告となっている。既に御案内のとおり、国庫への返還を年度末までに確実にを行う必要があるため、当該報告書を未提出の都道府県においては、早急に提出いただくようよろしくお願いいたします。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度を活用することとなるが、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である場合等には当面、必要となる数ヶ月分の学費を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めていることとして差し支えないので、改めて、この取扱いについて、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

また、令和2年4月より施行される高等教育無償化の制度については、「高等教育の修学支援新制度について（周知）」（令和元年7月10日付け厚生労働省社会・援護局保護課・地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、学生や保護者等への周知をお願いしているが、引き続き、必要な周知をお願いしたい。

第4 地域福祉の推進等について

1 地域福祉計画について

(1) 計画の策定状況について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。平成31年4月1日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は78.3%である。市区部、町村部別にみると、市区は91.9%であるのに対し、町村部では66.4%に留まっており、約1.4倍の差が生じている。また、都道府県地域福祉支援計画の策定率は95.7%となっている。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の「第3 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、計画に盛り込むべき事項として、「包括的な支援体制の整備（への支援）」をお示ししているが、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の3第1項第1号から第3号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を「実施している」又は「実施予定」の市町村は850市町村であり、このうち54.6%にあたる464市町村が当該事業を全て盛り込んでいる状況にあり、都道府県では68.0%にあたる32都道府県が当該事業への支援に関する事項を盛り込んでいる。

さらに、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成26年3月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握、他の地域福祉施策との連携、既存の社会資源の活用などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、都道府県では85.1%、市町村では58.2%の自治体で生活困窮者自立支援方策を盛り込んでいる。

平成30年4月から施行されている改正社会福祉法により、地域福祉（支援）計画の策定は努力義務化されており、未策定の自治体におかれては、地域福祉（支援）計画の策定に努められたい。

また、法第10条第1項において、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として5項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関

し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）が掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。これらの5項目の全てを定めていない自治体においては、記載内容を追加されたい。

都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。

また、ガイドラインでは、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として上記5つの項目のそれぞれの事項ごとに取り組むべき事項を例示しているが、地域の実情に応じて、追加等を行うことが可能である。このような地域の実情に応じた取組として、例えば、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく、「消費者見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）による取組は、高齢者の権利擁護に資するものと考えられるため、このような取組についても、地域福祉（支援）計画に盛り込んでいただきたい。

（参考）地域福祉計画策定状況等調査結果

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

（2）計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉（支援）計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているが、来年度も上半期を目途に調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

2 民生委員について

（1）民生委員・児童委員の一斉改選について

民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）については、令和元年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われたが、改選結果は次のとおりとなっている。改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

【一斉改選結果】

	令和元年度	前回（平成28年度）
定数	239,682人	238,352人
委嘱数	228,206人	229,541人

※ 委嘱数のうち新任委員71,747人、再任委員156,459人

改選時において、民生委員の欠員が生じている自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなど民生委員の確保に向けた取組を行うようお願いする。

(2) 民生委員に期待される役割について

近年、少子高齢化や人口減少、地域における関係性の希薄化など、社会構造の変化により、地域住民の抱える課題が多様化、複雑化してきている。そうした中で、第1にもあるとおり、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制の整備を推進していくこととしている。

また、令和元年6月に閣議決定された「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定））においては、施策の方向性として、アウトリーチの展開を図る観点から「能動的に潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけ、支援の情報を本人・家族の手元に確実に届けるとともに、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行う」こととしている。

これらの施策における取組は、訪問活動を通じた要支援者の把握、自立相談支援機関をはじめとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守りなど民生委員が従来より行っている活動に共通するところが多い。

このため、民生委員もこれらの施策に積極的に関わることが期待されることであり、各自治体においては、民生委員がこれら諸施策において求められる役割などに関して、必要不可欠な知識が得られるよう、各自治体で策定する研修カリキュラムの中に最新の施策動向等についても盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

(3) 令和2年度における民生委員の活動に対する地方交付税の増額（案）について

民生委員の活動は、近年の地域社会を取り巻く環境の変化により、地域住民の課題は複合化・複雑化しており、その負担が大きくなっている。その中で、昨今の児童虐待相談件数の急増や虐待死亡事案等への対応として、民生委員には、見守りや行政機関とのつなぎ役としての役割が一層期待されている。

このため、民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度から、次のとおり拡充が行われることとされている。

各自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

【令和2年度における活動費単価（案）】

	令和2年度（案）
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円

地区民生委員協議会活動推進費	1 か所当たり年額 250,000 円
----------------	---------------------

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員法第 10 条において、民生委員には給与を支給しないものとされており、民生委員への実費弁償費について講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないようにご留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達 28-8 に「地方自治法第 203 条の 2 第 3 項（報酬及び費用弁償）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第 9 条第 1 項第 4 号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかかなものとそうでないものの取扱いが示されているのでご留意いただきたい。

（４）民生委員の活動環境の整備等について

ア 民生委員制度の普及啓発の強化

民生委員活動を推進していく上で、地区担当の民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について住民に周知することは重要であり、かつ、民生委員制度に関する理解を深めていただくことは将来のなり手の確保にも資するものと考えられる。このため、国においては、政府広報の実施や全国団体が行う広報活動に対する助成により、民生委員制度の普及啓発を強化している。

令和 2 年度予算案においては、上記（３）のとおり、民生委員の役割や活動内容の周知の必要性を考慮し、地区民生委員協議会活動推進費の交付税単価が引き上げられることとされているので、各自治体においても、民生委員制度の一層の普及啓発をお願いする。

イ 民生委員への研修の充実

民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により補助を行っているが、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、地域の実情に応じて適切に研修を実施するようお願いする。

特に、上記（１）のとおり、今回の一斉改選に伴い、全体の約 3 割の者が新たに民生委員として委嘱されている現状を踏まえ、各自治体においては、引き続き、民生委員が円滑に活動し、地域住民への対応が滞ることなく行われるために必要な知識の習得等を目的とする研修の企画、実施を計画的かつ重点的に行うようお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、上記（２）に記載した活動に影響のある新たな施策や社会的課題等について確実に内容に盛り込む

とともに、平成30年度・令和元年度に全国民生委員児童委員連合会において民生委員向けの学習ツール等を作成しているため、当該ツール等の活用により、効果的な研修となるようお願いする。

<新たな施策や社会的課題等の例>

- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」最終取りまとめ（令和元年12月26日）
- ・「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定））
- ・「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日関係府省会議決定）
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号、令和元年10月1日施行）
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議）
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成31年4月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（厚生労働省）※第3章平成30年度の自殺対策の実施状況（7）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成24年6月1日）
- ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日付社会・援護局地域福祉課事務連絡）
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A（個人情報保護委員会）

<学習ツールの例>

- ・「委員活動のための参考資料」
全国民生委員児童委員連合会ホームページ
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/reference/>

ウ その他

（ア）民生委員協力員の設置等

広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、一部の自治体においては、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討いただきたい。

（イ）不動産登記法第70条第3項の運用における民生委員・児童委員の不在証明

いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消にかかる申請に当たっては、

登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成 29 年 10 月 20 日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものでないということが改めて周知がされているので、ご承知置きいただきたい。

(5) 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっている。民生委員が災害時に活動する場合には、民生委員の安全の確保を第一に、過度の負担がかかることがなく実施される体制となるよう、各自治体においては、平時より、防災担当部局と連携して対応いただきたい。

3 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、ダブルケアやいわゆる 8050 世帯など、一つの世帯において複合化・複雑化した課題を有するケースが顕在化する中で、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。

こうした状況に対応するため、社会福祉法人制度改革においても、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組をお願いしたい。

また、近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。災害ボランティアセンターについては、内閣府防災担当作成の「防災における NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」において、社会福祉協議会が設置・運営に携わることが一般的となってきているとの記載があるが、都道府県及び市町村の福祉部局におかれては、災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、平時から、防災担当部署と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関

係機関との役割分担の取り決めや、情報共有などによる環境整備に努められたい。特に、令和2年度においては、平時からの備えのために、災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（仮称）を創設することとしているので、活用いただきたい。

4 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業について

昨今、多発する自然災害への対応状況から、災害ボランティア活動は被災地の復旧・復興に不可欠であるとの考えが広く認識されつつある。このため、災害時において社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として、以下の取組を推進する。

- ① 全国社会福祉協議会の研修において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、研修の実施回数を増やし、都道府県（都道府県社会福祉協議会）における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（仮称）を創設し、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置運営の実地訓練等を行う。

本事業は、上記のように3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、効果的な取組になると考えられていることから、特に都道府県におかれては、本事業の活用により、管内市町村における災害ボランティアの環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、本事業は、補助事業者を都道府県又は市町村とし、間接補助事業者を都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会とする。

（参考）「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（仮称）」の令和2年度国庫補助基準額等（案）※検討中

- 1 都道府県 5,000 千円
- 2 市町村 市町村（指定都市及び中核市を含む。）については、人口区分に応じて、以下のとおり国庫補助基準額を設定する。

人口区分	国庫補助基準額案（検討中）
5万人未満	500千円
5万人以上～10万人未満	1,000千円
10万人以上～50万人未満	2,000千円
50万人以上～100万人未満	3,000千円
100万人以上	5,000千円

※都道府県、市町村ともに国庫補助率は、1/2。

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について

東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風第19号等により応急仮設住宅等に入居する被災者に対して、引き続き、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進するため、令和2年度予算案においても、必要な予算額を計上した。

関係自治体におかれては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めるとともに、効果的な事業実施が可能となるよう、関連施策とも密接に連携し役割分担を図っていただきたい。

また、被災者に対する見守り等に係る事業については、大規模災害発生時に自治体が速やかに事業実施できる仕組みとなっている。大規模災害発生時には、必要に応じて本事業の活用を検討いただきたい。

また、令和元年12月20日閣議決定の「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」において、

- ・ 地震・津波被災地域 復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。
- ・ 原子力災害被災地域 中長期的な対応必要であり、引き続き、国が前面に立って取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

とされており、令和3年度以降、この基本方針に沿って、対応していくこととなるので、ご留意いただきたい。

(参考) 令和2年度予算案

- ・ 東日本大震災関係 復興庁所管「被災者支援総合交付金」155億円の内数
- ・ 被災者見守り・相談支援事業 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
13.5億円

6 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和元年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているが、令和2年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上している。事業実施者については、改めて公募・選定する予定であるので、ご承知置きいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体におかれては、本事業と生活

困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

※ 平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 14 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」

平成 27 年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

7 いわゆる「社会的孤立」防止対策の推進について

いわゆる「社会的孤立」の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成 24 年度に、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）

③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介

④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進などを盛り込んだ総合的な通知を发出し、地域における取組をお願いしてきたところである。また、孤立防止のための自治体を始めとした地域の関係機関のネットワークの強化や見守り体制の構築には、平成 30 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法に市町村の努力義務として規定されている

- ① 地域住民が交流する拠点の整備などの地域づくりの取組
 - ② 身近な地域で住民の相談を包括的に受け止める場の整備
 - ③ 相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワーク体制の整備
- が有用であると考えられることから、これらの取組を推進いただきたい。

また、平成 30 年 10 月 1 日施行の改正生活困窮者自立支援法の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされているので、ご留意いただきたい。

8 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組みについてご留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないようにご配慮願いたい。

なお、隣保館を所管する部局が厚生労働関係部局以外である自治体においては、隣保館に関する情報が関係部局間で確実に共有されるようご配慮願いたい。

(ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続きご留意願いたい。

なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、社会福祉法による諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和30年から50年代に建設されているため、現行の耐震基準に適っていないなど、耐震化に課題を抱えている館が多いことから、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に、隣保館の耐震化対策等について盛り込み、改築や大規模修繕等による耐震化整備等（令和2年度までの3カ年）を集中的に進めていくこととされている。

このため、令和2年度予算案における地方改善施設整備費補助金においても、上記の緊急対策を含む総額14.8億円の予算を確保したところである。令和2年度は、緊急対策期間の最終年度に当たるため、各自治体においては、当補助金の活用等により積極的に隣保館の耐震化等の整備に努められたい。なお、隣保館を所管する部局に確実に情報が共有されるようお願いする。

【参考】

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」＜平成30年12月14日閣議決定＞（抄）

第2章 取り組む対策

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、大規模な土砂災害、火山噴火、地震による住宅、建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、広域にわたる大規模津波等のほか、密集市街地等における大規模火災により多くの人命・財産が失われる事態や、農地・森林等の被害による国土の荒廃に伴い複合災害・二次災害が発生する事態を回避する必要がある。

このため、これらの自然災害による被害を防止・最小化するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

第3章 各項目の主な具体的措置

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

・社会福祉施設等に関する緊急対策〔耐震化、ブロック塀等〕（厚生労働省）

第6章 対策の事業規模

初年度の対策として速やかに着手すべきものについては2018年度（平成30年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019年度（平成31年度）当初予算及び2020年度（平成32年度）当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

(2) アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。）が交付され、令和元年5月24日に施行されたところである。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されたところであり、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用されたい。

一方、北海道における生活館の整備費以外の、地域住民の生活環境等の改善を図るための整備費（地方改善施設整備費補助金）や、生活館運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管することとなるので、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いしたい。

また、アイヌの人々の生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和2年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。

関係自治体においては、アイヌ施策を巡る状況について御理解の上、関連事業に関する周知・広報について、特段の配慮をいただきたい。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」
(平成31年法律第16号)

背景・必要性

1. アイヌの人々を先住民族と認識して施策を進める
必要性

- ・平成9年、アイヌ文化振興法制定（北海道旧土人保護法（明治32年制定）廃止）
- ・平成20年、衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」及びこれを受けての内閣官房長官談話（アイヌの人々が先住民族であることの認識を示す。）
- ・上記の経緯等を踏まえ、アイヌの人々を先住民族と認識し、施策を展開することが求められている。

※「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年採択）等、先住民族への配慮を求める国際的な要請も高まっている。

2. アイヌ施策の総合的かつ継続的な実施の必要性

- ・アイヌ文化の振興等のための環境整備の必要性を踏まえ、従来のアイヌ文化振興施策・生活向上策に、地域・産業・観光振興等も加えた新たな支援措置を継続的に実施する必要

3. 民族共生象徴空間の管理のための措置

- ・民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ（※））はアイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターであり、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園等で構成される。

※アイヌ語で「（おおぜいで）歌うこと」という意味

- ・民族共生象徴空間の北海道白老における整備、2020年4月の一般公開、年間来場者100万人の目標について平成26年閣議決定

民族共生象徴空間(ウポポイ)



法律の概要

○目的規定 >「目的」の条文中に「先住民族であるアイヌの人々」と記載して先住民族としての認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目指す。

○アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置

アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針(政府策定)

アイヌ施策を推進するための計画(市町村作成)

内閣総理大臣の認定

交付金の交付

- ・認定された計画に記載された地域・産業・観光振興等の事業の実施に対し交付金を交付

法律の特例措置等

- ・国有林野の林産物採取についての特例
- ・さけの捕獲について、都道府県知事等による配慮
- ・地域団体商標に係る出願の手数料及び登録料を減免する措置

○民族共生象徴空間の管理に関する措置(国土交通大臣等)

- > 民族共生象徴空間の管理の委託
- > 民族共生象徴空間の入場料等の徴収に関する措置 等

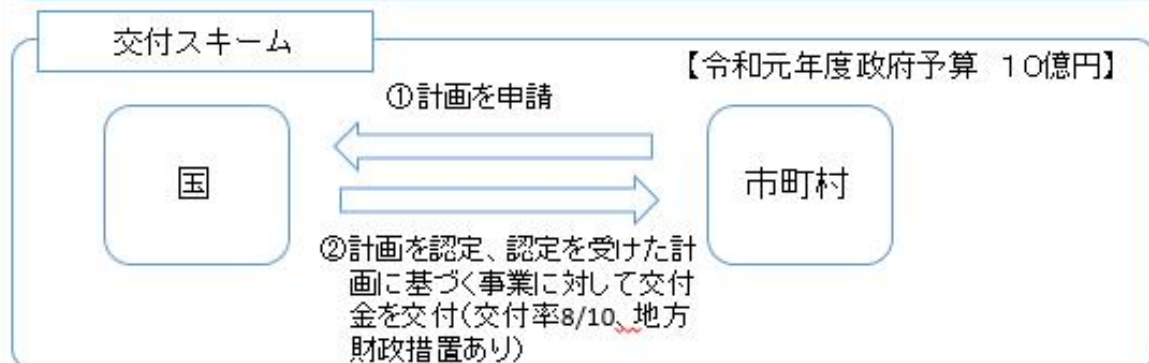
○アイヌ政策推進本部

> 関係大臣で構成するアイヌ政策推進本部の設置

【目標・効果】アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現
《KPI》・アイヌが先住民族であることの認知度の向上: 77.3%(2018年度) ⇒ 90%以上(2024年度)
・民族共生象徴空間の年間来場者数100万人の達成(2020年度)

～アイヌ政策推進交付金について～ 【内閣官房作成】

- アイヌの人々に寄り添い、未来志向のもと、その要望にできる限り対応しながら、アイヌ政策を総合的に推進。
- このため、従来の文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む支援のための交付金制度を創設。



<対象事業のイメージ>

市町村提案型により、地域のアイヌの方々のニーズに対応した事業を幅広く対象

- ①アイヌの人々と地域住民 ②アイヌ高齢者の
交流の場の整備(多機能
型交流施設の整備) コミュニティ活動への支援
- ③伝統的なアイヌ文化・
生活の場の再生支援



- ④アイヌ文化のブランド化
推進(デザイナーとの
コラボ)
- ⑤アイヌ文化関連の観光
プロモーションの実施
- ⑥アイヌの観光振興、
コミュニティ活動支援の
ためのバス運営



(3) 関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

「地域共生社会」の実現に向け、平成 30 年 4 月に改正社会福祉法が施行され、今後、市町村は、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の整備に努めることとされた。

このため、市町村による体制整備の際には、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たしている隣保館等が、関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していることについて、ご了知願いたい。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了知願いたい。

イ 関係部局・機関との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体となりうることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を実施いただいているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法等の関係法令の施行への対応状況、アイヌ政策推進本部における検討状況、隣保館や生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

(参考) 「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」(平成 24 年 6 月 1 日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法等の関係法令の施行への対応状況等も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が平成 28 年 4 月 1 日より施行されている。当該法律では、第 7 条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第 10 条において、第 7 条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、公立施設である隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP（障害を理由とする差別の解消の推進）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（同和問題に関する正しい理解を）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）が、平成28年6月3日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第5 成年後見制度の利用促進等について

1 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、本制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。

※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は平成30年12月末時点で約22万人。

このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)」が成立し、平成29年3月に同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年度～令和3年度の5年間)が閣議決定されたところである。今後の施策の目標として

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

を掲げ、関係省庁や裁判所、地方公共団体、関係機関が連携して、令和3年度までの工程表を踏まえて、施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。特に、厚生労働省においては、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、成年後見制度利用促進に向けた体制整備を推進していく。

さらに、昨年5月に、基本計画に基づく施策を着実に推進するため、新たに、令和3年度末までのKPI(以下参照)として、全市区町村における中核機関等の整備や市町村計画の策定などの目標を設定するとともに、当該KPIについて認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議)に盛り込んだ。

<KPI 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)>

- ・中核機関(権利擁護センター等を含む。以下同じ。)を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
- ・中核機関において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数 200市区町村
- ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村

- ・市町村計画を策定した市区町村数 全 1741 市区町村数
- ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500 人
- ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全 47 都道府県 等

また、厚生労働省から各都道府県に対し、「成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI を踏まえた体制整備の推進について（令和元年 7 月 11 日付け社援成発 0711 第 1 号）」を通知し、都道府県が管内市区町村の体制整備の主導的な役割を果たしていただくよう依頼した。

中核機関等の整備や市町村計画の策定については、厚生労働省で行った自治体調査においては、令和元年 10 月 1 日時点で中核機関は 160 自治体（9.2%）、権利擁護センター等は 429 自治体（24.6%）、市町村計画については 134 自治体（7.7%）になっており、また、中核機関の整備は約 6 割の自治体が未定と回答していることや各都道府県の整備状況に大きな差があることなどが認められたところであり、K P I の達成に向けた取組を更に推進していく必要がある（参考資料参照）。

※ 中核機関の整備や市町村計画策定状況等の調査結果（中核機関整備や市町村計画策定の自治体名等も掲載）については、令和 2 年 2 月 2 7 日に開催した第 5 回成年後見制度利用促進専門家会議資料として、厚生労働省ホームページに掲載。

（2）令和 2 年度予算案について

令和 2 年度予算案においては、K P I の達成に向けて、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、

- ・引き続き、都道府県による広域的な体制整備や、中核機関の立ち上げ支援等に必要な予算を計上するとともに、
 - ・新たに、中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助
- を設けた。

また、新たに、国による後見人等への意思決定支援研修の実施や、国レベルでの任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化を図る事業に係る予算を計上した。

【令和2年度予算案 成年後見制度利用促進関係予算について】

令和2年度予算案8.0億円（前年度3.5億円）

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5.7億円（前年度3.5億円）

(1) 都道府県向けの補助事業（都道府県社会福祉協議会等へ委託可。
補助率1/2）

- ・体制整備アドバイザー等による広域的な観点から中核機関の整備や市町村計画の策定を推進
- ・市町村や中核機関等職員向け都道府県研修
- ・市町村や中核機関等職員向け専門相談窓口の設置

(2) 市区町村に対する補助（市区町村社会福祉協議会等へ委託可。補助率1/2）

- ・中核機関の立ち上げや中核機関の先駆的取組に対する補助

新 中核機関等における市民後見人や親族後見人の専門的バックアップ体制の強化及び適切な後見人候補者推薦（受任調整会議）の取組に対する補助

(3) 成年後見制度利用促進体制整備研修（委託費）

国において、市町村や中核機関職員、都道府県の研修担当者に対する研修を実施する。

新 2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円（委託費）

利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

新 3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1.9億円（委託費）

国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「（仮称）任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

(3) 来年度の取組方針及び依頼事項

ア 地域連携ネットワークの中核機関の整備と市町村計画策定の推進

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画策定に向けた取組を推進していくことが必要である。

このため、昨年5月に基本計画に係るKPIとして、令和3年度末までに全1741市区町村における中核機関の整備及び市町村計画の策定を目標として掲げたところである。

都道府県においては、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体と緊密な連携の下、体制整備アドバイザー等の国庫補助事業を積極的に活用いただき、中核機

関の整備や市町村計画策定について、広域的な観点から管内市区町村の体制整備の支援や働きかけなど、管内市区町村における体制整備の主導的な役割をお願いする。

また、市区町村におかれては、令和2年度予算案に計上している中核機関の立ち上げ支援や新たに設けた中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の推薦の取組に対する補助の積極的な活用を検討するなど、中核機関の整備等に向けた取組を推進いただきたい。

特に、担当課が決まっていない市区町村においては速やかに担当課を決定するようお願いする。また、厚生労働省が行った自治体調査結果では、中核機関の整備について、「具体的な検討をしていない」と回答した市区町村も一定数見られることから、こうした市区町村においても、令和3年度末までの中核機関の整備や市町村計画の策定に向けて速やかに検討を始めていただくようお願いする。

なお、現在、中核機関における先駆的取組調査研究事業（実施主体：日本社会福祉士会）において、各地域における中核機関の立ち上げや先駆的取組の事例集を作成中であり、各都道府県、市区町村に情報提供予定であるので、管内市区町村に対する体制整備に向けた助言等を行うに当たって参考としていただきたい。

また、来年度においても引き続き、国において市区町村職員や中核機関職員等（予定を含む）に対する研修を実施する予定である。本研修においては、権利擁護支援の基本的な考え方や成年後見制度の基礎的知識、市区町村や中核機関の役割や機能など、市区町村や中核機関等の職員として必要な知識やノウハウについて講義や具体的な事例演習を通じて修得することを目的としている。

各都道府県におかれては、地域における人的体制整備を推進するため、管内市区町村や中核機関等に対し、本研修に積極的に参加いただくよう周知をお願いする。

<研修内容（案）> ※具体的な内容については別途連絡予定

① 基礎研修（前期・年度前半）（対象者：市町村職員＋中核機関職員等）

3日、全国3ヶ所（東京都、宮城県、福岡県の予定）で実施予定

② 応用研修（後期・年度後半）（対象者：中核機関職員等）

3日、全国3ヶ所（東京都、宮城県、福岡県の予定）で実施予定

③ 都道府県研修担当者向け研修（対象者：都道府県研修担当者（委託予定先の職員を含む））

1日、全国1ヶ所（東京都の予定）で実施予定

イ 後見人等への意思決定支援研修の実施について

基本計画においては、成年後見制度について「後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする」こととしており、意思決

定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきとしている。

これを踏まえ、令和元年5月から、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体において、後見人等における意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行うとともに、厚生労働省において、後見人等に対する意思決定支援研修の内容についての調査研究事業を実施している。

来年度から、厚生労働省において、全国各地で後見人等に対する意思決定支援研修（国から民間団体に委託）を実施する予定であるので、各都道府県におかれては、本研修の管内市区町村や中核機関や権利擁護センター等への周知など特段のご配慮をお願いする。（開催地は全国20ヶ所程度、1日程度の研修を想定。詳細は別途連絡予定。）

※KPI（令和3年度末）として「後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県」を設定している。

ウ 任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化について

成年後見制度利用促進法や基本計画においては、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない「保佐」及び「補助」類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、判断能力があるうちにあらかじめ後見人となる者を決めておく「任意後見制度」が積極的に活用されるよう必要な措置を講ずることとされている。

また、昨年12月に内閣府において行われた「認知症に関する世論調査」の中で、「成年後見制度の認知」についても調査が行われたところであるが、

- ・「成年後見制度」は判断能力が不十分な方の権利や財産を守る制度であることを知っている 40.8%、
- ・将来の判断能力の低下に備えあらかじめ後見人となる人を決めておく「任意後見制度」を知っている 30.6%、
- ・判断能力の程度により「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があることを知っている 15.1%
- ・内容は知らないが言葉を知っている 22.3%
- ・内容も言葉も知らない 26.7%

との調査結果であったところであり、任意後見、補助、保佐も含めた成年後見制度の周知の取組みを推進していく必要がある。

※ 調査結果の概要は、内閣府のホームページの以下のアドレスに掲載。

（アドレス：<https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/tindex-r01.html>）

令和2年度予算案においては、国レベルでの任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図る事業に係る予算を計上したところである。

本事業については、国において、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度について

各種広報の実施や、市町村や中核機関等における全国的な相談体制の強化を図る事業を民間団体に委託することを予定している。

事業内容の詳細が決まり次第、情報提供するのでご留意願いたい。

エ 基本計画に係る中間検証について

今年度は基本計画の中間年度であることから、昨年10月から、成年後見制度利用促進専門家会議において、基本計画に掲げる各施策の進捗状況を踏まえた個別の課題の整理・検討を行っている。

成年後見制度利用促進専門家会議における中間検証においては、以下の論点等について議論が行われている。

[中核機関の整備と市町村計画の策定等]

- ・ K P I の達成に向けた方策や都道府県に期待される役割（小規模自治体への体制整備に向けた支援を含む）
- ・ 市町村長申立の適切な実施
- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携の在り方

[意思決定支援]

- ・ 後見人等における意思決定支援の在り方についての指針の策定や後見人等に対する研修等を通じた意思決定支援の推進

[担い手の確保]

- ・ 市民後見人や法人後見の育成・活用の推進

[適切な後見人等の選任及び交代等]

- ・ 中核機関における適切な後見人候補者の推薦や後見人支援の推進、中核機関と家庭裁判所との連携
- ・ 後見人等の報酬の見直しや成年後見制度利用支援事業の推進

[不正防止の徹底と利用しやすさの調和]

- ・ 不正防止を徹底するための方策や後見制度支援預貯金の普及

厚生労働省においては、今後取りまとめられる中間検証結果を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画策定などの成年後見制度利用促進に向けた取組について、最高裁や関係省庁と緊密な連携の下、総合的・計画的に推進してまいりたい。

なお、中間検証結果についてはとりまとめられ次第、都道府県や市区町村に情報提供する予定である。

2 日常生活自立支援事業について

(1) 日常生活自立支援事業と成年後見制度との緊密な連携の強化等について

日常生活自立支援事業については、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行う事業であり、成年後見制度との緊密な連携の下、地域の権利擁護を支える重要な役割を担っている。

都道府県・指定都市におかれては本事業の重要性を考慮いただき、事業実施のために必要な予算の確保についてご配慮願いたい。

また、基本計画においては、日常生活自立支援事業について、「今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。」とされている。

各都道府県・指定都市におかれては、基本計画を踏まえ、日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への移行が必要な者を適切に移行させる取組強化を図るため、例えば、長期利用しており判断能力の低下が見込まれる者を契約締結審査会で計画的に審査する体制の整備等について、実施主体である各都道府県・指定都市社会福祉協議会への助言・指導をお願いする。

(2) 日常生活自立支援事業の適正な実施について

近年、日常生活自立支援事業の実施を背景とした社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。

本事業は判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理等の支援を行う事業であることから、こうした不祥事の発生は、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業の信頼が失われることになりかねない重大な問題である。

各都道府県・指定都市におかれては、日常生活自立支援事業が適正に実施されるよう、改めて会計事務に係る内部牽制体制の確立について徹底するなど、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する指導・助言をお願いする。

第6 消費生活協同組合の指導・監督等について

1 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員のくらしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」という。）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与しているところである。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取組を行っているところである。

組合の指導・監督にあたっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いします。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

ア 組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国及び都道府県における指導検査結果を見ると、策定すべき規定の未整備、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類の不備、員外利用分量の未把握、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められている。

また、正当な理由がなく1年以上その事業を休止し、再開しない組合を抱えている都道府県が認められる。組合は事業を行うことによって、組合員に最大の奉仕をすることを目的としているため、組合が長期に渡り事業を休止する状況は極めて不適切である。

これらの組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及びその進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、組合に対する指導・助言をお願いします。さらに、業務の改善が認められない組合に対しては、必要な措置の検討をいただきたい。

イ 不祥事案について

近年、次のような組合による不祥事案が発生している。

- ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例、共済の募集人ではない者による共済の募集行為が行われた事例、共済募集人が契約者の掛金を負担していた事例
- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例、販売する商品を自主回収することになった事例
- ・ 職員の不適切な事象等により懲戒処分が行われた事例
- ・ システム上の操作の誤りや郵便物の宛先と内容物が異なり、組合員の個人情報漏洩した事例

組合において不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁や関係機関へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いします。

ウ その他

財務状況が悪化している組合や課題を多く抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な助言・指導をお願いします。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかかぬ場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少、少子高齢化、家族や地域社会の変容などにより地域の支え合いが失われつつあり、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が重要な課題となっている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行ってきた組合は、事業や活動を通して地域に助け合いの輪を構築しており、今後、自治体や関係団体等とさらに連携を図り、地域社会の困りごとに対応できるよう、事業や組合員活動を積極的に実施することが期待される。

また、平成29年度及び30年度には、組合が行う様々な取組の中から、地域福祉の先駆的な取組についての事例集を取りまとめ公表したところである。いずれの活動も、組合員同士の顔と顔が見える関係性を生かし、地域の課題を多数の組合員が我が事と捉え、日常的に参加している取組事例である。各都道府県におかれては、組合の医療や福祉の取組に対する理解を深めるとともに、日々の暮らしを支えるという組合の意欲に対し、都道府県内の関係部署や関係市町村との連携、協力関係の構築を図るなど、必要な支援をお願いしたい。さらに、お示しした事例について、今後の取組みの参考としていただくよう併せてお願いします。

4 関係法令等の改正について

ア 消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

① 「収益認識に関する会計基準」の導入について

組合の会計については会計の原則として一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うことが消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）において規定されているところである。

「収益認識に関する会計基準」については、企業会計基準委員会※より、平成30年3月に企業会計基準第29号として公表されたところであるが、当該基準については、一般に公正妥当と認められる会計の慣行であることから、先般、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「規則」という。）について、収益認識に関する注記を新たに追加するなど所要の改正を行ったので御承知願いたい。

※ 会計基準を設定する民間団体。従来、わが国の企業会計基準は金融庁長官の諮問機関である企業会計審議会が作ってきたが、会計基準設定主体の国際団体が整備された際に、加盟国の基準設定主体は民間団体でなければならないとされたため、平成13年に設立された。

② 監査報告書の様式変更について

企業会計審議会は、平成30年7月5日に「監査上の主要な検討事項」の導入等に関する監査基準の改訂を行い、令和元年9月3日に監査報告書における意見の根拠の記載等に関する監査基準の改訂を行ったところである。

組合においても、監査基準に準拠した会計監査人による会計監査を受けなければならない組合が存在するため、規則に規定されている会計監査報告の内容について所要の改正を行うこととしている。令和2年3月31日以後に終了する事業年度に係る決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の会計監査報告に適用することとなるので、ご留意願いたい。

<参考 URL>

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190412&Mode=0>

イ 民法改正に伴う所要の対応について

社会経済の変化（取引の複雑高度化、高齢化、情報化社会の進展等）に対応し、民法のルールをより分かりやすいものとするため、先般、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が公布されたところである。この法律の施行により、意思表示、消滅時効、法定利率、保証契約、定型約款及び賃貸借契約等の債権関係の規定（契約等）を中心とした見直しが行われることとなり、施行期日は本年4月1日となっている。

各都道府県が所管する組合の定款、共済事業規約及び貸付事業規約等について、改正後の民法との整合性を図るための変更等を行う必要がある場合は、遺漏のないよう対応

願いたい。

ウ 税制改正について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（110%相当額）※1については、平成31年度税制改正により令和5年3月31日の到来をもって廃止されることとなった。なお、廃止にあたっては経過措置が設けられており、平成31年度より割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増を認める経過措置を講じる※2こととされているので、御了知願いたい。

※1 ○ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

第57条の9 1～2（略）

3 法人税法第52条第1項第1号ロに掲げる法人の平成10年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同条第2項又は第6項の規定の適用については、同条第2項中「計算した金額（第6項）」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第57条の9第1項又は第2項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同条第1項又は第2項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の100分の110に相当する金額（第6項）」とする。

※2 ○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成31年3月29日法律第6号）附則

第54条 旧租税特別措置法第57条の9第3項に規定する法人の平成35年3月31日以前に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成31年3月31日」とあるのは「平成35年3月31日」と、「中小企業等」とあるのは「中小企業者等」と、「100分の110」とあるのは「100分の110（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の108とし、同年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の106とし、同年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の104とし、同年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の102とする。）」とする。

5 災害時の員外利用に係る取扱いについて

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

法は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定しているが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、そのうち一部の場合については組合員でない者の利用分量の限度を設け、または、組合員でない者が利用する場合に行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（法第12条第3項第2号）

- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合(行政庁の許可必要、利用分量20/100)(規則第11条第1項ホ)

において組合員でない者の利用を認めているため、被災者の生活の早期安定に寄与するためにも、改めて適切な運用について御留意願いたい。

6 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、法第2条第2項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されているところである。組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いする。

7 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、全国の生協の事業や組合員活動等の実施状況に関する実態を把握するため毎年度実施しており、本年度も各都道府県及び生協に御協力いただき実施したところである。令和2年度においても実施を予定しているので、引き続き御協力いただくようお願いする。

なお、本年度の調査結果については、集計業務終了後速やかに政府統計の総合窓口で公表することとしているので、予め御了知願いたい。

本調査は各生協の協力が不可欠であるため、各都道府県担当者におかれては、所管組合に対し調査の重要性を十分周知していただき、①必ず提出すること、②記入にあたっては記入要領を十分に参照の上、適切に記入することといった点について改めて助言・指導いただくようご協力をお願いする。

8 プラスチック製買物袋の有料化について

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底が位置づけられ、その取組の一環としてプラスチック製買物袋有料化義務化（無料配布禁止等）を行うことで消費者のライフスタイル変革を促すとされたところである。

その促進を図るため、「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）において、プラスチック製買物袋の有償化を必須とする旨が規定され、令和2年7月1日より適用されることとなっている。

各都道府県におかれては、所管の組合に対し、経済産業省が令和元年12月より公表している「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」に留意いただくとともに適切な運用が図られるよう指導願いたい。

9 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和5年10月から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される。

今後、制度の円滑な導入に向け、事業者向け説明会等が行われるとともに、財務省及び国税庁より、制度の広報・周知等の協力依頼がなされる予定であるため、ご協力をお願いします。

10 令和2年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

例年、組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を開催しているが、令和2年度は、以下のとおり開催することを予定しているため、御了知いただきたい。

なお、昨年実施した「会計研修会」については、全国会議の開催に併せて実施する予定としているため、職員の派遣についてご配慮をお願いします。

日 時： 令和2年 5月下旬 「消費生活協同組合行政担当者会議」
5月下旬 「会計研修会」

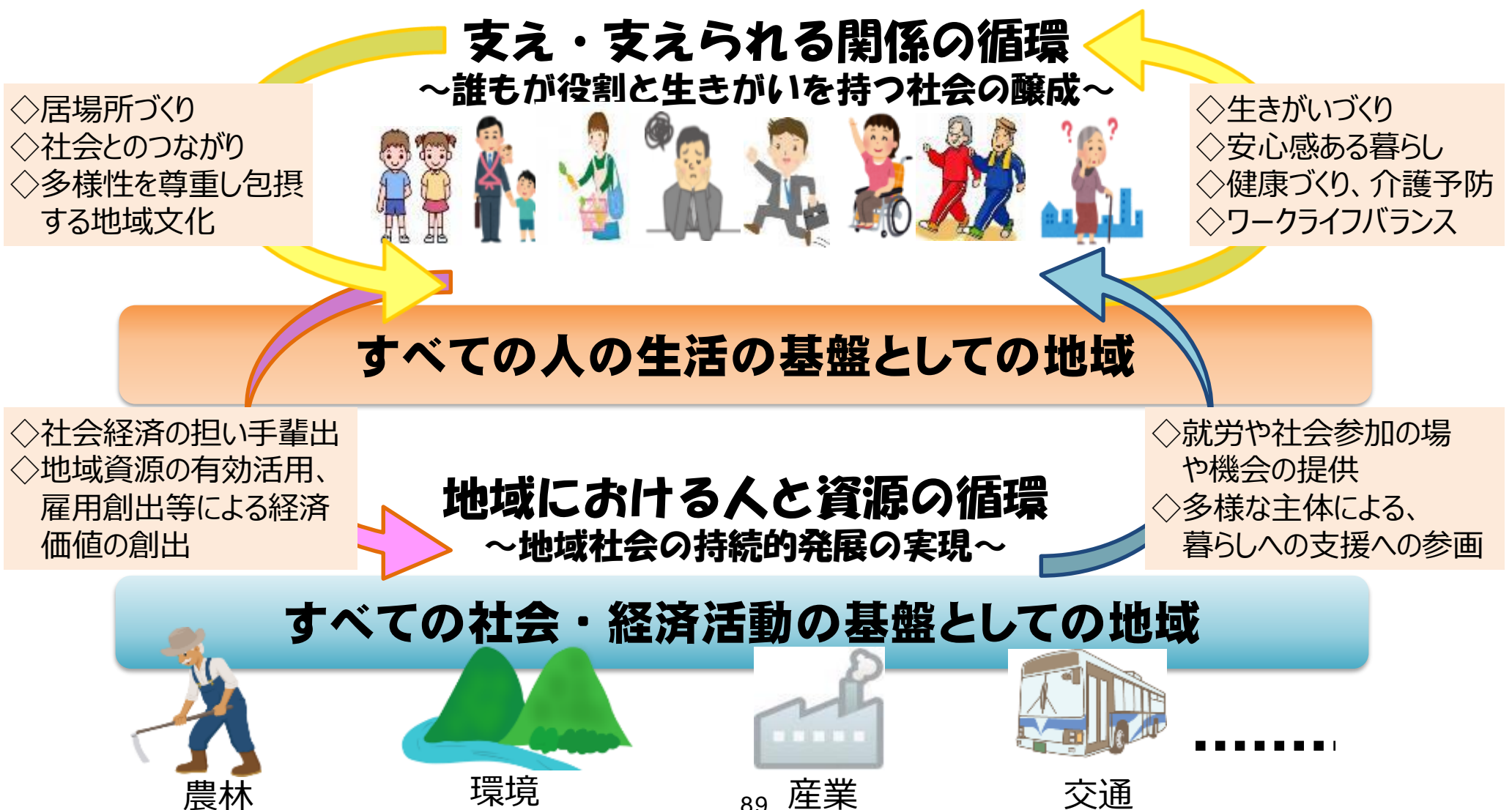
場 所： 東京都内 ※ 会議の詳細については、決定次第連絡する予定

参 考 资 料

1 地域共生関連

地域共生社会とは

◆ 子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))



平成29年社会福祉法改正

- 平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※)に努める旨を規定。
 - (※)包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年(令和2年)を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は208自治体が事業を実施している。



地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」を令和元年5月に設置。
 - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
 - <最終とりまとめで示された方向性>
 - 本人・世帯が有する複合的な課題(※)を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
 - I 断らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援
- (※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)
世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など) 等

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年(令和2年)の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員(敬称略・五十音順)

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる	センター長	田中 滋	埼玉県立大学	理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長		知久 清志	埼玉県福祉部長	
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター	理事長	野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション	代表
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう	理事長		植草学園大学	客員教授
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会	理事長	原田 正樹	日本福祉大学	副学長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会		平川 則男	日本労働組合総連合会	総合政策局長(第6回まで)
	半田市障がい者相談支援センター	センター長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科	教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院	教授	本郷谷 健次	千葉県松戸市長	
佐保 昌一	日本労働組合総連合会	総合政策推進局長(第7回から)	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会	代表
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター	センター長	◎ 宮本 太郎	中央大学法学部	教授
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター	業務執行常務理事	室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科	准教授

(◎:座長)

4 審議スケジュール・開催状況

(第1回) 2019年 5月16日(木)	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
(第2回) 2019年 5月28日(火)	関係者からのヒアリング等
(第3回) 2019年 6月13日(木)	包括的な支援について①
(第4回) 2019年 7月 5日(金)	包括的な支援について②
(第5回) 2019年 7月16日(火)	中間とりまとめ案について
(第6回) 2019年10月15日(火)	新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
(第7回) 2019年10月31日(木)	包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
(第8回) 2019年11月18日(月)	これまでの議論をふまえた整理
(第9回) 2019年12月10日(火)	最終とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

I 地域共生社会の理念

- **地域共生社会の理念**とは、**制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方**。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、**一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化**が求められている。
- 専門職による対人支援は、「**具体的な課題解決を目指すアプローチ**」と「**つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）**」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、**専門職による伴走型支援**と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、**地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り**といった双方の視点を重視する必要がある、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「**断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援**」の3つの支援を**一体的に行う**市町村の**新たな事業を創設**すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ② 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③ 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える**全ての地域住民**とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、**任意事業とし、段階的实施**とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、**市町村が裁量を発揮しやすい仕組み**とする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、**制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進**する必要がある。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は**地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析**を行うとともに、**地域住民や関係機関等と議論**をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、**共通認識を持ちながら取組を進める**。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- **事業実施後も**、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、**事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善**していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するため、**関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組み**とすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、**事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある**。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、**研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めること**が重要。また、**市町村**においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけでなく、**職員全体に対して研修等を行う**必要がある。事業開始後も、**人材を組織的に育成**しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、**地域福祉計画の記載事項**とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- **都道府県**は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- **国**はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

(参考) 3つの支援について

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	<p>〔具体的な機能〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能） ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能） ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能） <p>※ ②及び③の機能を強化</p> <p>〔域内全体で備えるべき体制〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること ・上記の①から③までの機能を有すること ・相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行う場を明示するなど）を講じること 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 <p>（※）活用方法の拡充の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる ・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う 	<p>〔具体的な機能〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援） ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能） <p>※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の2つの機能を確保。</p>
圏域、人員配置等	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村において、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う役割を含め、圏域についても検討。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができるような設計とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）の重層的な視点が必要。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・属性毎の相談支援の機能 ・多機関協働の中核の機能 ・継続的につながる機能 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべき。 ○拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合については、参加支援の機能の一部として補助できるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行うもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既に社会参加に向けた支援を担っている既存制度による支援と十分連携しながら行うことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が必要であり、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することが必要。

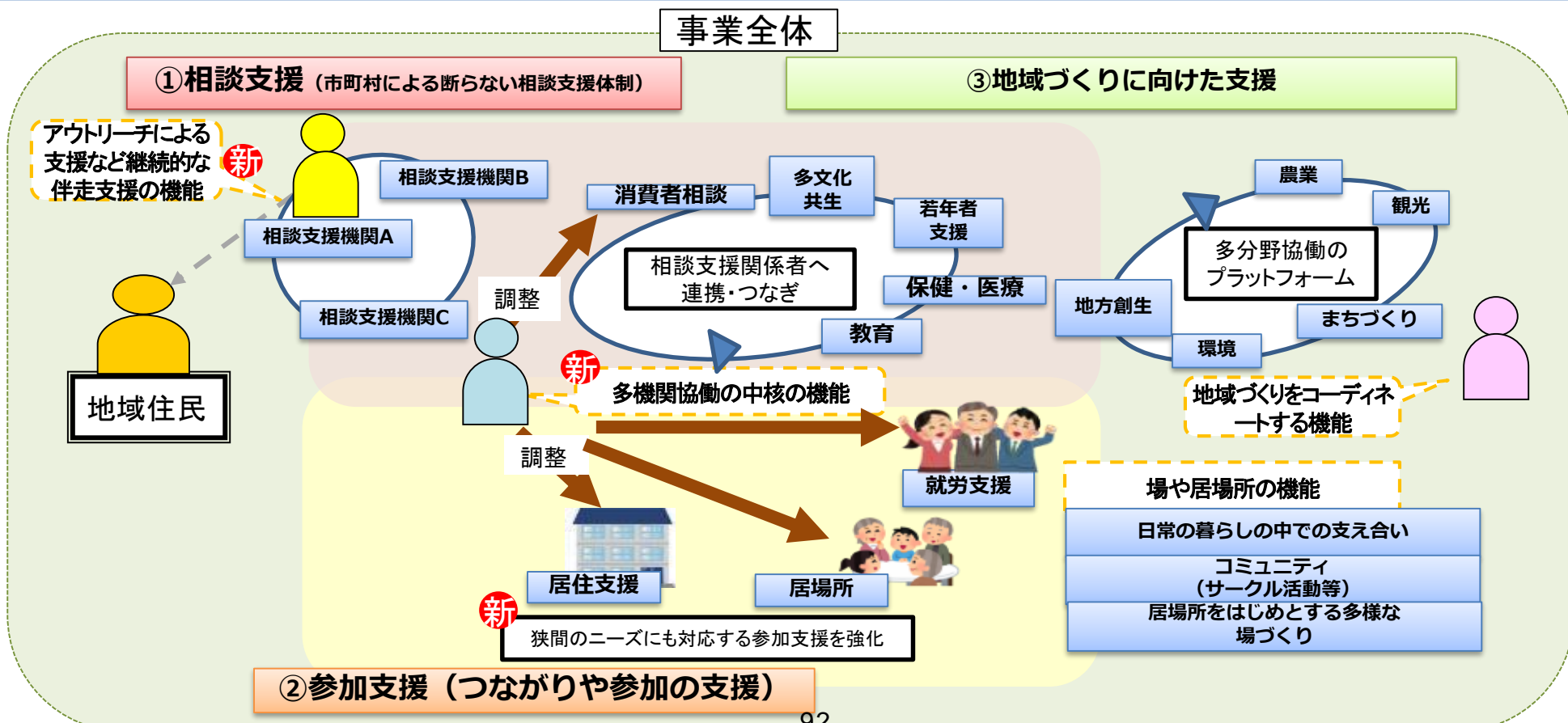
※ 3つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中で、以下のような課題がある。
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
 - － 事業実施の際には、①～③の支援は全て必須
 - － 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。



相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりの3つの機能を一体的に実施

住民に身近な圏域

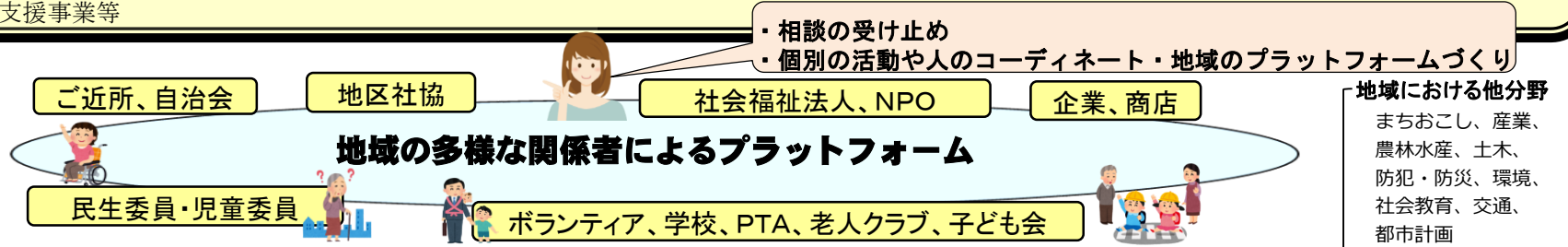
(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

新 ▶地域づくり(個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施)

- ※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げの事業(取組例) 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営



市町村域等

(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

新 ◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施(取組例) 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもり状態にある者を受け入れる取り組み



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

2 ひきこもり支援関連

ひきこもり支援施策の全体像

市町村域

生活困窮者自立支援制度（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業（R1：全905自治体）

- 相談者の相談内容に応じて、継続的な支援（プラン作成）を行うとともに、適切な関係機関へつなぐ。
- 相談内容ごとに適切な判断をする「司令塔」として、多くの関係機関との連携を図っておくことが重要。
- ★アウトリーチ支援員の配置

つなぎ

就労準備支援事業（R1：496自治体）※国庫補助協議ベース

- 就労準備支援プログラムの作成
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立における支援
- 就労準備支援担当者によるひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等を実施。
- ★就労準備支援等の実施体制の整備促進
- ★就労支援の機能強化

ひきこもりに特化した事業

ひきこもりサポート事業

- ひきこもりの状態にある本人、家族からの相談を受けて、訪問による支援や専門機関への紹介等を行う。
- ひきこもりの居場所づくり、ひきこもり施策情報の発信を行う。
- ★中高年が参加しやすい居場所づくり、就労に限らない多様な社会参加、家族に対する相談や講習会等の開催
- ★調査研究や広報の実施



県域

ひきこもり地域支援センター

ひきこもり支援コーディネーター
多職種チーム

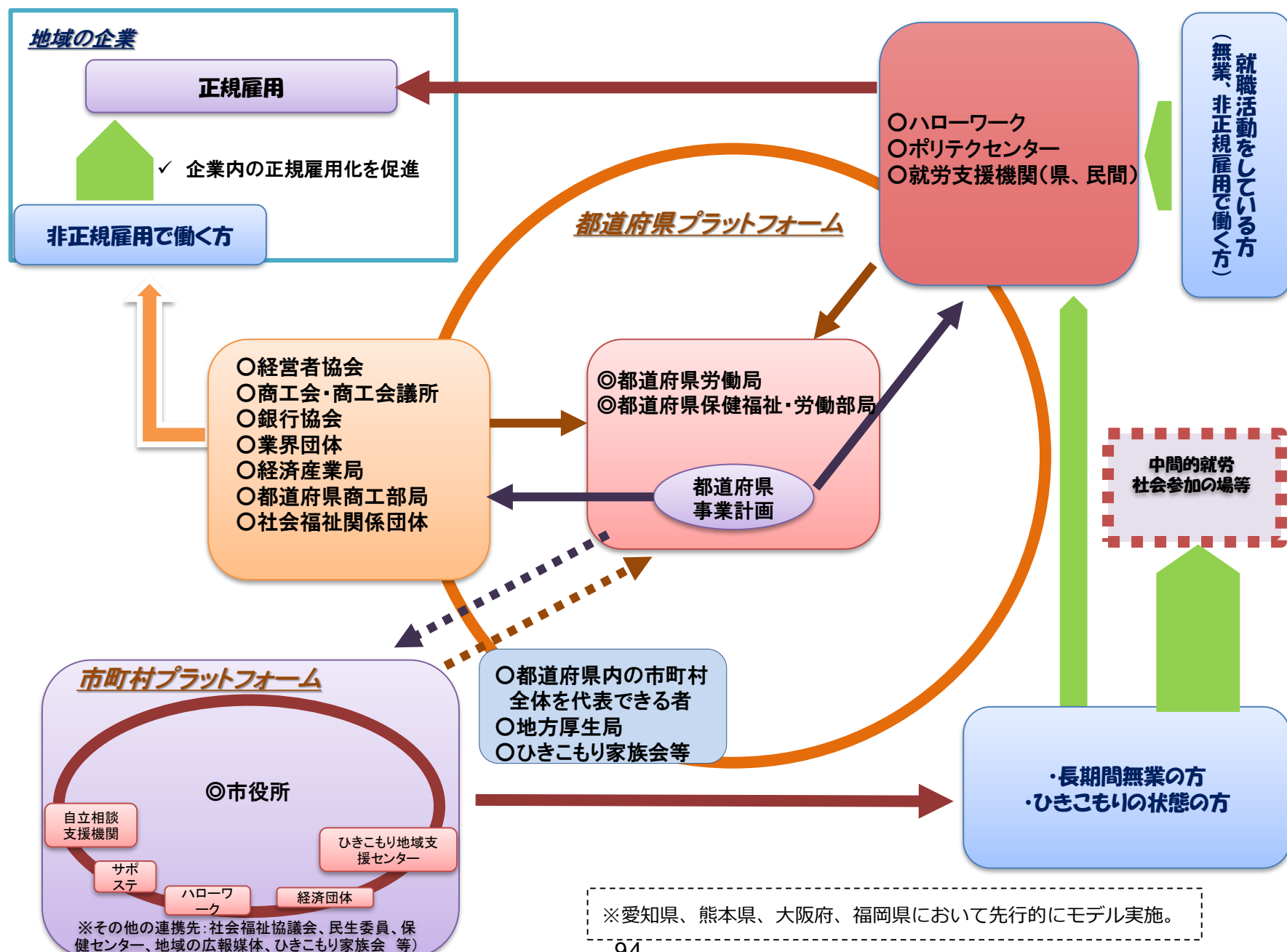
ひきこもり地域支援センター（R1：67自治体）

- ひきこもりに特化した相談窓口
- ひきこもり支援コーディネーターが、関係機関と連携して訪問支援を行うことにより早期に適切な機関につなぐ
- 市町村単位のひきこもり支援関係機関の取組支援
- ★法律、医療、心理、就労等の多職種から構成されるチームの設置

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

- ひきこもりの経験者（ピアサポート）を含む「ひきこもりサポーター」を養成し、訪問による支援等を行う。
- 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン(令和元年5月29日厚生労働省)に係る
令和2年度予算案、令和元年度補正予算 ※社会参加実現に向けたプログラム関係

- 支援プランでは、きめ細やかな事業展開として、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等への支援プログラムの展開を図ることとしている。
- このうち、社会参加実現に向けたプログラムに関して、令和2年度予算案及び令和元年度補正予算において、以下の事業を盛り込んでいる。

情報のアウトリーチの推進

○本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化 0.1億円

ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。

より身近な場所での相談支援の実施

1 アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 31.7億円

自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員(仮称)を配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施。

2 ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化 11.5億円

ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを設置し、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修 1.2億円

自立相談支援機関の支援員向けにひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

社会参加の場の充実等

1 就労準備支援等の実施体制の整備促進 5.8億円

市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考としたモデル実施を通して、就労準備支援等の実施体制の整備促進を行う。

2 就労支援機能強化事業 3.3億円+1.0億円

ひきこもり等就労に向けた一定の準備が必要な方等の状態像に合わせ、都道府県による広域での就労体験・就労訓練先の丁寧な開拓・マッチング等を推進する。また、農業分野等と福祉分野との連携を推進し、各都道府県単位で農業体験等の利用希望者と受入希望事業者を組み合わせる仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

3 中高年の者に適した支援の充実 11.5億円※再掲

中高年のひきこもり状態にある者に適した支援の充実のため、以下の取組を実施。

- ①中高年の者が参加しやすいような居場所づくり ②就労に限らない多様な社会参加の場の確保 ③家族に対する相談や講習会等の開催 等

地域共生社会の実現 487.1億円の内数

- 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動を促進する。
- 具体的には、世帯の複合的なニーズ等に対応できるよう、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。(200→250自治体)

- ◆ 生活福祉資金の新しい貸付メニューの創設により、技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行う。(令和元年度補正予算12.4億円)
- ◆ ひきこもり支援施策の検討の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。(令和元年度補正予算4.5億円)

本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

令和2年度予算案：0.1億円

- ◇ 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランでは、「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うこととしている。
- ◇ 「情報のアウトリーチ」を行う際には、ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。

実施主体：国

アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和2年度予算案：31.7億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化(アウトリーチ等の充実)**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

実施主体：市等
補助率：10/10

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
 - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
 - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。(なお、令和元年度における前倒し実施も可能とする。)

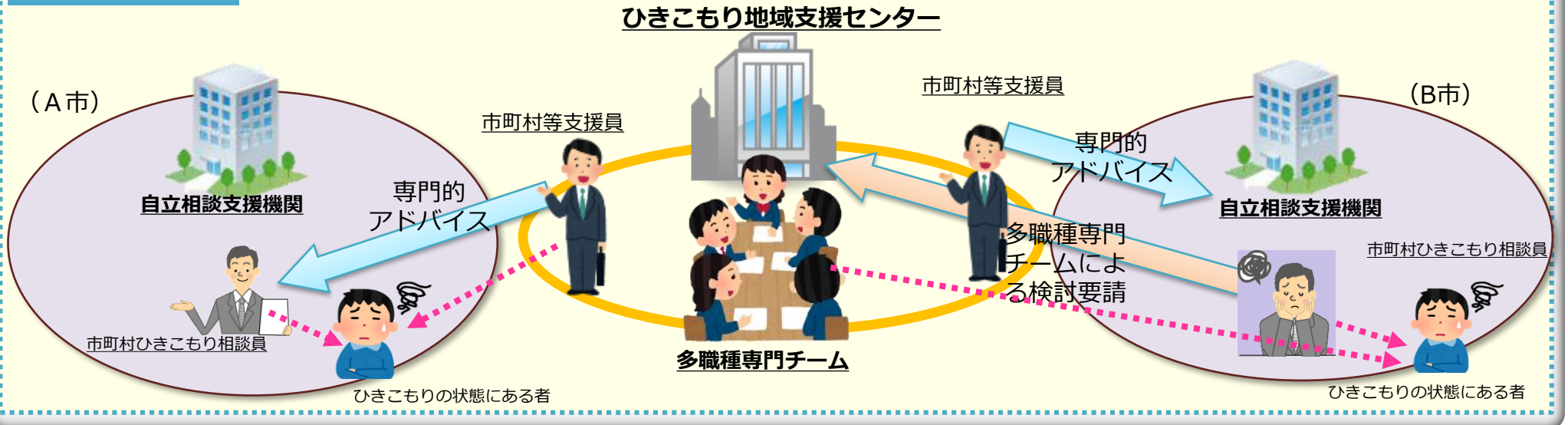
ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

令和2年度予算案：11.5億円

- ◇ ひきこもりに関する相談窓口としては、都道府県、指定都市に設置されているひきこもり地域支援センター（県域）及び福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関（市町村域）がある。
- ◇ しかし、ひきこもりに関する相談に対応する人材やノウハウが不足していると考える市町村は多く、身近な市町村域でのひきこもり支援を充実させるためには、このような市町村への支援が不可欠である。
- ◇ このため、現在、ひきこもり相談に関するノウハウを有するひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村の自立相談支援機関等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する必要がある。
- ◇ 具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

実施主体：都道府県・指定都市
補助率：1/2

事業イメージ



ひきこもり支援に携わる人材の養成研修等

令和2年度予算案：1.2億円

- ◇ ひきこもり状態にある者への相談支援については、ひきこもり地域支援センターと生活困窮者自立相談支援機関等により行うこととしているが、生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め、専門性を高めるとともに、センターとの円滑な連携を図っていく必要がある。
- ◇ このため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。

実施主体：国

就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和2年度予算案：5.8億円

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

実施主体：市等
補助率：10/10

事業の概要等

実施形態

- 市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
- 都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

モデル箇所数

- 30箇所程度

事業内容

- ア 自治体を越えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
- イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
- ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援 等

[参考] 任意事業を実施しない理由（平成30年度実施状況調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
 - ・【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体：都道府県
補助率：10/10

事業の概要等

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

※ 就労準備支援事業の利用期間は1年とされている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が存在することから、まずは多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、例外的に1年を超えて利用できることを明確化する。（省令改正）

- ◆ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ◆ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

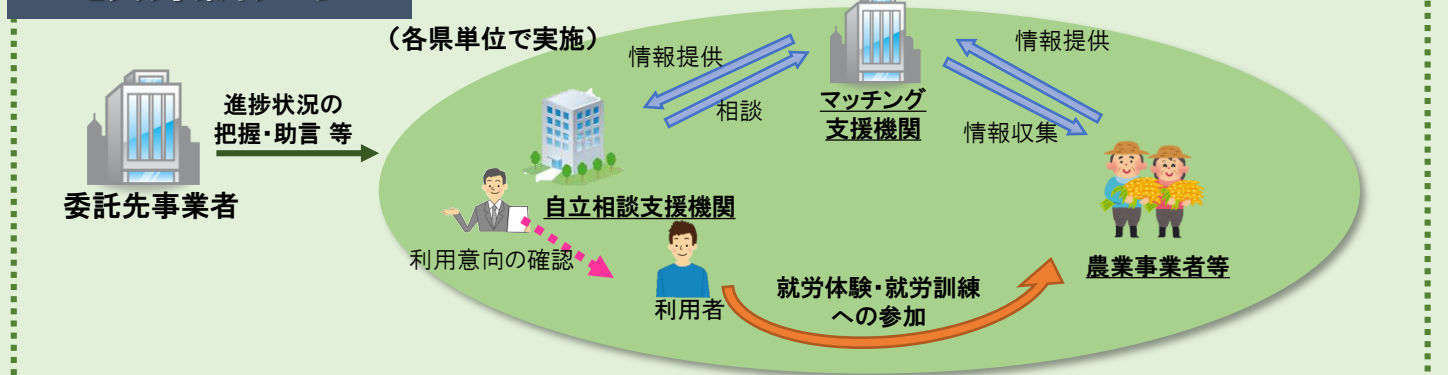
実施主体：国

事業内容

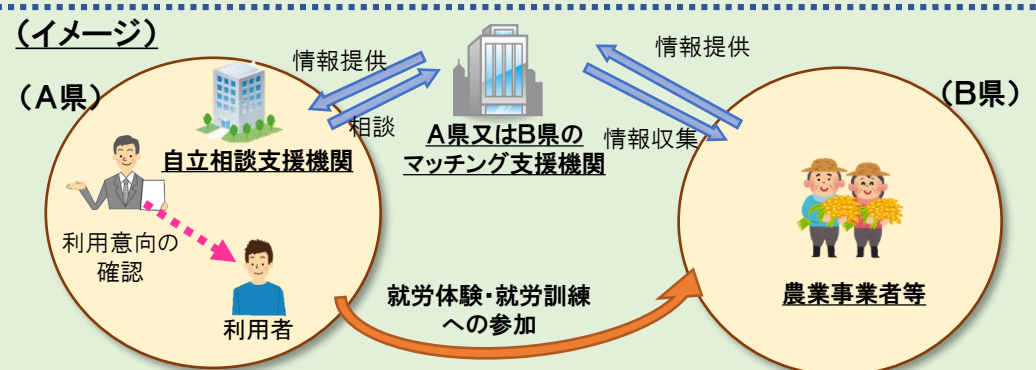
- ・委託事業者の調整のもとに、全国複数箇所（5ヶ所程度）に、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。
- ・委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

モデル事業イメージ



モデル事業終了後は、事業成果(ノウハウ)を元に、全国各地でマッチング支援機関を設置。支援体制を構築する。



モデル事業は、県内のマッチング体制構築を原則としているが、将来的には都道府県域を超えてマッチングすることも含めて検討。

- ◇ ひきこもり支援においては、中高年も含め、ひきこもりの状態にある者の年齢にかかわらず支援を行ってきたが、中高年のひきこもりの状態にある者のニーズに応じた、きめ細かな支援が必要である。
- ◇ 例えば、中高年のひきこもり状態にある者は、就労が困難である者も一定程度存在するものと考えられ、就労に限らない多様な社会参加の場を確保する必要がある。
また、ひきこもり状態にある者の最も身近な支援者はその家族であるが、本人との接し方についてのアドバイスを必要とする者など、中高年の者の家族への支援が必要とされている。
- ◇ このため、市町村等で実施するひきこもりサポート事業において、中高年の者に適した支援の充実を図るため、
市町村において、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所やボランティア活動の機会の提供を進めることにより、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

- (例)
- ・中高年の者が参加しやすくなるよう、年齢や性別、ひきこもり状態にある期間等に配慮した居場所づくり
 - ・ボランティア活動等の多様な社会参加の場の確保
 - ・家族に対する、当事者である子との接し方や親子間の関係を良好なものとしていくためのノウハウを得られる場の提供や、親なき後も安心して暮らせるようなライフプラン作成のための講習

実施主体：都道府県、市町村
補助率：1/2

※ ひきこもり状態にある方にとって、「居場所」への参加は、社会参加への第一歩であり、特に重要なもの。このため、ひきこもりサポート事業を行う場合には、「居場所づくり」を必ず実施するものとする。

技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

令和2年度予算案：2.2億円

令和元年度補正予算：12.4億円

【要旨】

- 就職氷河期世代支援として、福祉資金(※)の貸付を行う新しいメニューの創設により、訓練期間中の生計を維持するための貸付を行うために必要な経費について補助を行う。
※ 福祉資金(福祉費)：技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

【事業内容】

- 対象者は、市町村個人住民税非課税であって、国家資格等の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者（支援プランに本貸付が位置づけられる者）とし、貸付金の据置期間を養成課程修了後6ヶ月以内（従来の貸付では、貸付の日から6ヶ月以内）に緩和する。

	現行の福祉資金(福祉費)	新たなメニュー
対象者	低所得者(市町村民税非課税世帯相当)、高齢者世帯、障害者世帯	次のいずれにも該当する者 ①市町村個人住民税非課税の者 ②国家資格を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援(プラン作成、就労支援)を受ける者
貸付上限額の目安	技能を習得する期間ごとに設定。 ① 6月程度 130万円 ② 1年程度 220万円 ③ 2年程度 400万円 ④ 3年以内 580万円	左記同様
据置期間	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6ヶ月以内	養成課程修了時点から6ヶ月以内
償還期限	8年	左記同様
貸付利子	① 保証人ありの場合：無利子 ② 保証人なしの場合：年1.5%	左記同様
保証人	原則必要(ただし、保証人なしでも貸付可)	左記同様
申込先	民生委員又は民生委員協議会(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)	民生委員又は民生委員協議会もしくは自立相談支援機関(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)

【実施主体】

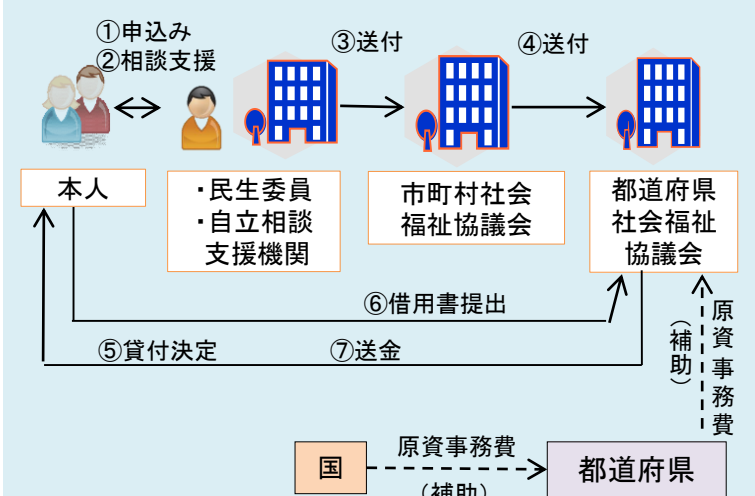
各都道府県社会福祉協議会

【所要額】

○令和2年度予算案：2.2億円
・PC、サーバ等経費（補助率1/2）

○令和元年度補正予算：12.4億円
・貸付原資の積み増し（補助率2/3）9.0億円
・システム改修費（補助率10/10）3.4億円

【事業スキーム】



ひきこもりサポート事業の強化

令和元年度補正予算：4.5億円

【要旨】

- 市町村等におけるひきこもりサポート事業の一部について事業実施時期を前倒しして、ひきこもり支援施策の検討の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行い、ひきこもり支援の充実を図る。

【事業内容】

○調査研究

「就職氷河期世代支援プログラム」において「対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な方に支援が届く体制を構築することを目指す」とされていることを踏まえ、市町村等が、施策の企画立案の前提となる、対象者の実態やニーズを明らかにするための調査研究を行うために必要な経費に対して補助を行う。

○広報

市町村等において、ひきこもり支援窓口の明確化をした上で、支援窓口の住民への周知を図るため、市町村がひきこもり支援施策の広報を行うために必要な経費に対して補助を行う。

【実施主体】

市町村等

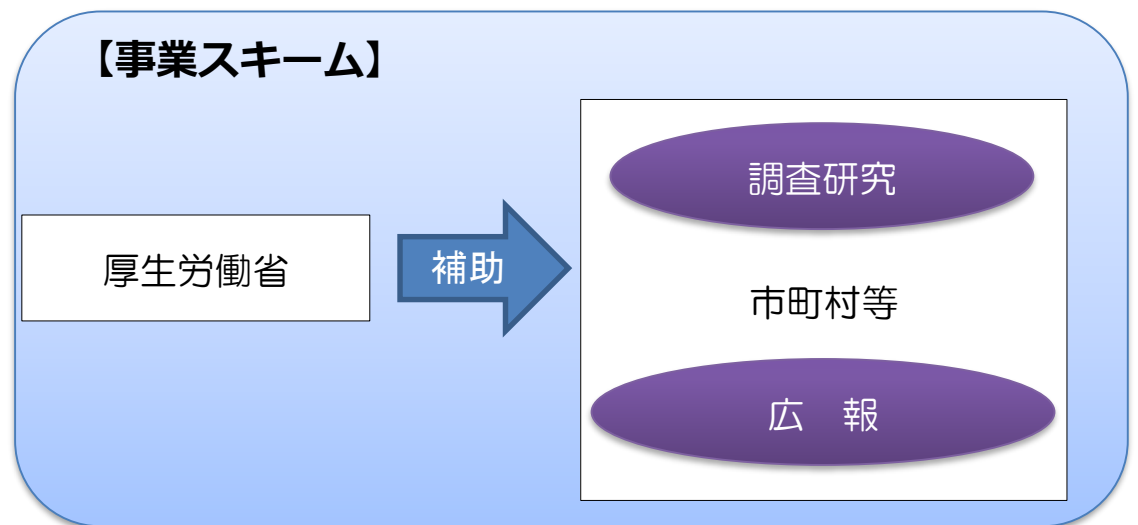
【補助率】

定額（補助基準額500千円）

【所要額】

4.5億円

【事業スキーム】



就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるために

第2回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部参考資料

- 就職氷河期世代の方々への支援として、今後政府でとりまとめる3年間の集中プログラムに沿って、厚生労働省においては、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、各種施策を積極的に展開していく。

（取組の基本的な方針）

- 地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組を推進
- 民間の活力を最大限に活用し、取組の成果を最大化
- 支援が必要なすべての方に対し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制を構築

就職・正社員化の実現
多様な社会参加の実現

I 主な支援対象

- ◆ 不本意ながら非正規雇用で働く方（不安定就労者）（約50万人程度（35～44歳））
- ◆ 就業希望はあるが、「希望する仕事がない」「知識能力に自信がない」などの理由で、就職活動に至っていない無業の状態にある方等
- ◆ **社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）**

II 主な取組の方向性

➢ 地域ごとのプラットフォームの形成・活用

→ 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進

→ **市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進**

➢ 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報

➢ 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開（関連施策：短時間労働者等への社会保険の適用拡大）

◆ 不安定な就労状態にある方

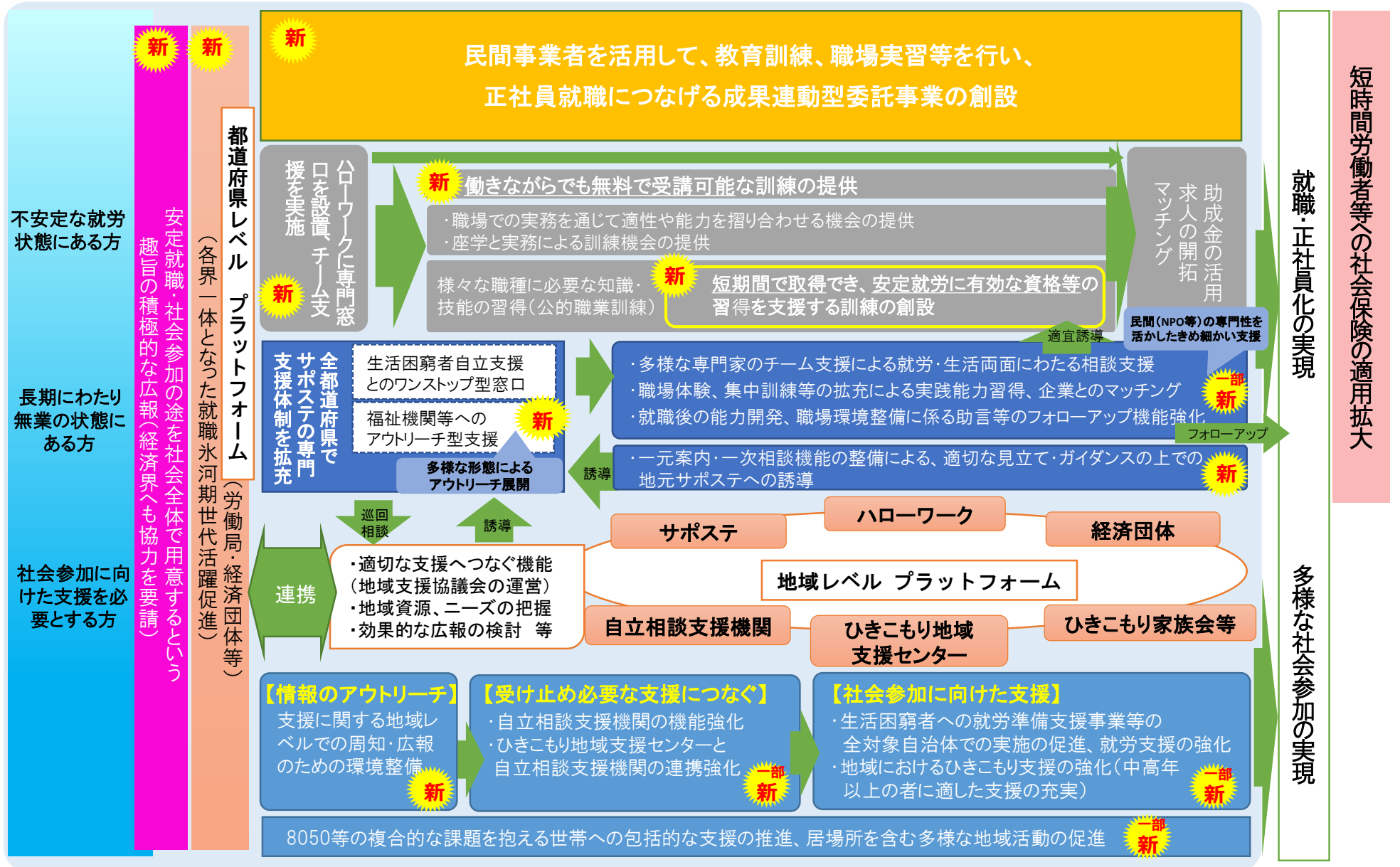
- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につながる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援
- 働きながらも無料で受講可能な訓練の提供
- 助成金等による企業の取組支援

◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーションにおいて以下の取組を実施
- ① **生活困窮者自立支援とのワンストップ支援**
- ② 地域レベルでの潜在的な要支援者把握のためのアウトリーチ展開
- ③ 全国レベルでの一元的案内・相談機能の整備 99

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- 身近な地域レベルでの周知・広報のための環境整備
- 生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の強化
- 中高年者へのひきこもり支援充実
- 8050等の複合課題に対応できる包括的支援や居場所を含む多様な地域活動の推進



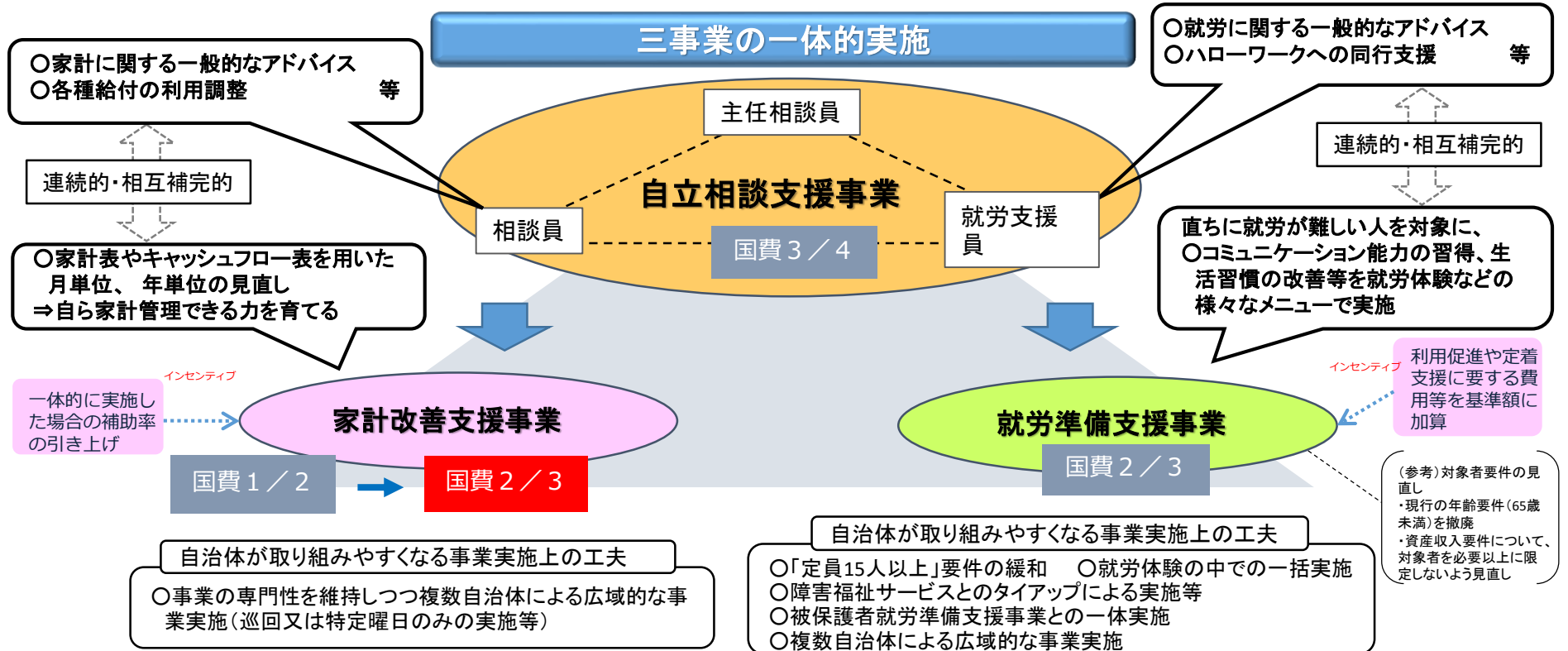
3 生活困窮者自立支援制度関連

自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 平成30年度の法改正において、就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、自立相談支援機関における相談の「出口ツール」として、いずれの自治体においても求められるものであるが、直ちに必須事業化するのではなく、まずは、努力義務化等による自立相談支援事業との一体的実施の促進を図ることとした。
- 参・附帯決議（平成30年5月31日）においても、今後三年間の集中実施期間で実施体制の整備を進め、両事業の完全実施を目指すことということが盛り込まれた。
- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。

⇒ これらの取組を通じ、自治体の実情に留意しながら、3年間の集中実施期間での完全実施を目指す



生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～平成31年3月)

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

【平成27年度～平成30年度】

- 〇 施行後4年間での新規相談受付件数(延べ件数)は、約91.6万件。
- 〇 そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約27.1万件。
- 〇 包括的な支援の提供により、約12.6万人が就労・増収につながった。

【平成30年度】

- 〇 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後3年間に比べて着実な伸びが見られる。

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	H30年度 目安値	新KPI(令和元年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当たり に換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	13件	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	8件	プラン作成件数の60%
就労・増収 率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	-	-	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合85% (※令和2年度より90%)

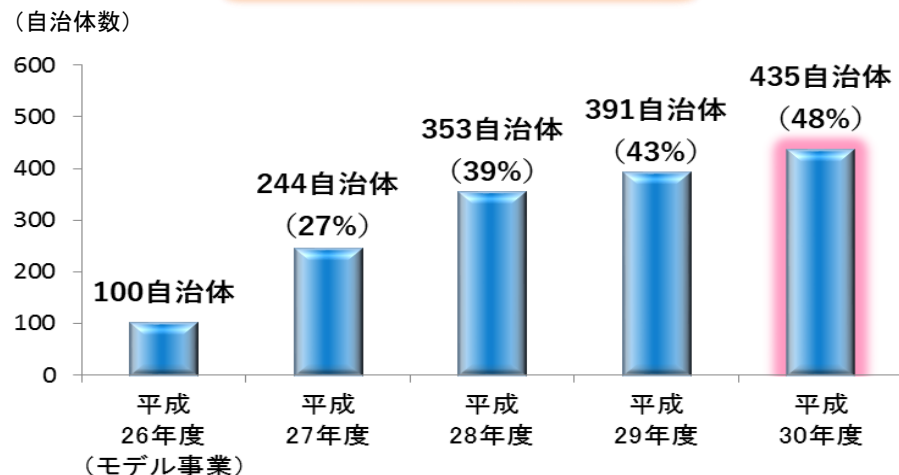
支援状況調査集計結果(H27.4～H31.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(2+3)/①
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		① 人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ②		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ③		
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	-	6,946	-	-
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%

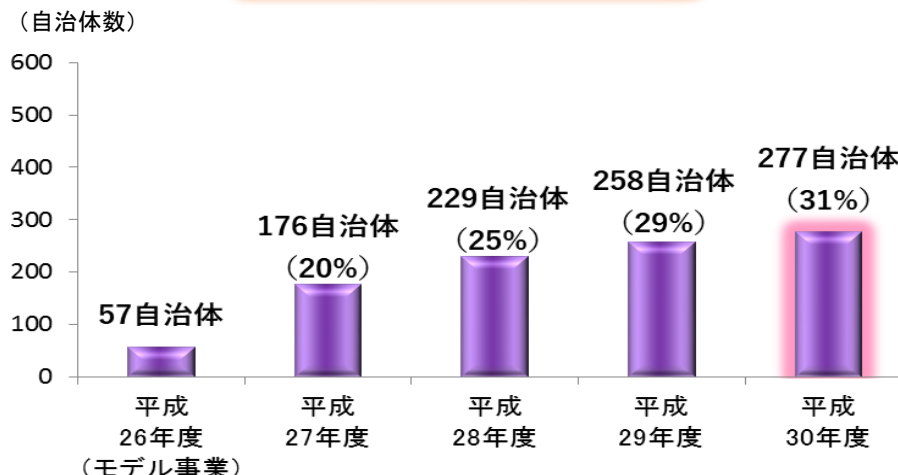
任意事業の実施状況について

○ 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。

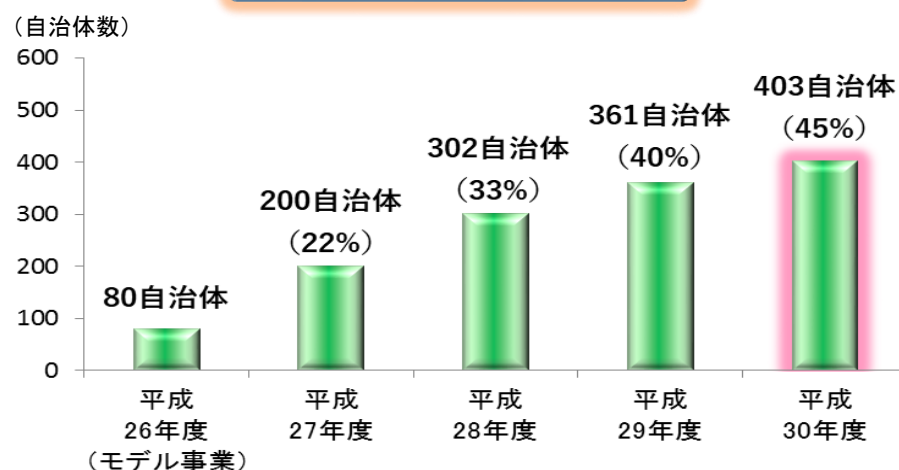
就労準備支援事業



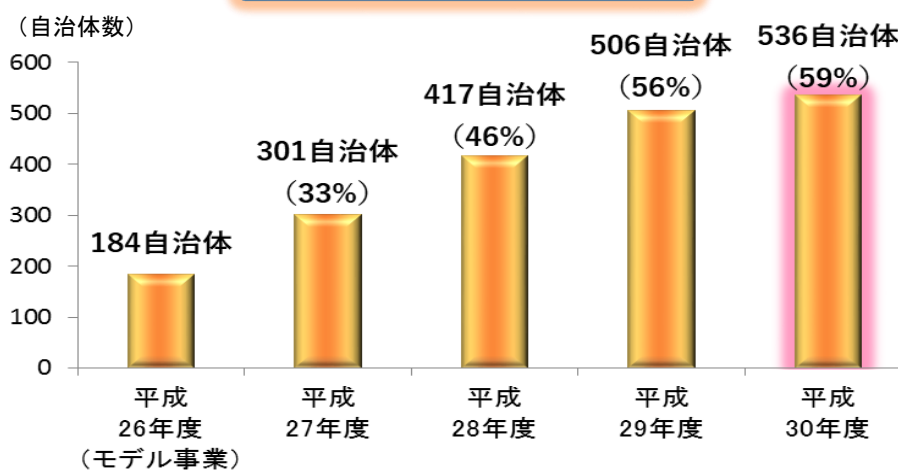
一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習・生活支援事業



(出展)平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ。

新経済・財政再生計画 改革工程表2018 (抄)

(平成30年12月20日(経済財政諮問会議決定))

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進				<ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】 ○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】 ○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】 ○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】 ○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】 ○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】 ○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】 ○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】
	<p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す。</p> <p>改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。</p> <p><厚生労働省></p>					

KPIの見直しと令和1～3年度の目安値について

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「改革工程表の全44項目を着実に推進」とされたことを受け、平成30年末に現KPIの見直しを実施、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)で、新たに令和3年度までのKPIが策定された。
- KPIの見直しを踏まえ、令和1～3年度の目安値を以下のとおり設定する。

現KPI (令和1～3年度)		
項目	令和1～3年度 目安値	
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	【人口規模】	件数
	2万人未満	4件
	2万人以上～3万人未満	4件
	3万人以上～4万人未満	5件
	4万人以上～5万人未満	7件
	5万人以上～6万人未満	8件
	6万人以上～7万人未満	10件
	7万人以上～8万人未満	12件
	8万人以上～9万人未満	13件
	9万人以上～10万人未満	15件
	10万人以上 (※人口10万人あたり)	16件
年間25万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると16件 ※人口10万人未満の自治体については人口規模別に設定		
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	新規相談受付件数の50%	
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	プラン作成件数の60%	
就労・増収率	75%	
プラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合	90% (令和1年度 85%)	

「子どもの学習支援事業の評価指標の運用に関する調査研究事業」について

- 子どもの学習・生活支援事業については、困窮法改正により令和元年度から、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組の強化が図られている。
- また、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書において、「生活困窮世帯の子どもは、自尊感情の醸成、ソーシャルスキル等に課題を抱えている場合も少なくなく、学習支援以外の取組も行われることは重要である。」と指摘されている。
- 事業評価においても高校進学率など学習面での評価だけでなく、自尊感情の醸成など多面的な視点から評価することが重要である。
- このため、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の評価指標の運用に関する調査研究事業」において、学習面のみでなく、「生活習慣の改善」、「意欲の向上」、「社会性の醸成」など多面的な視点から評価項目を設定し、事業者、利用者へのアンケート調査等を実施した。
- 調査結果の詳細は、厚生労働省HPに掲載されている報告書を参照されたい。(URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000525691.pdf>)

調査研究の概要

- 研究倫理等に関する有識者ヒアリング…子どもを対象としたアンケート調査を実施する上での留意事項など
- 事業者アンケート調査…事業での取組内容、事業者側から見た利用した子どもの変容など
- 利用者アンケート調査…事業利用後の意欲の向上や生活習慣の改善等について、利用者(子ども)自身にアンケート

調査項目の設定

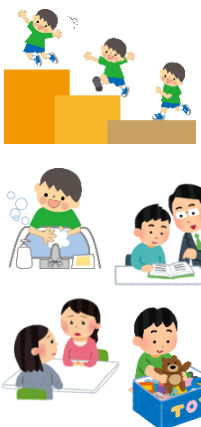
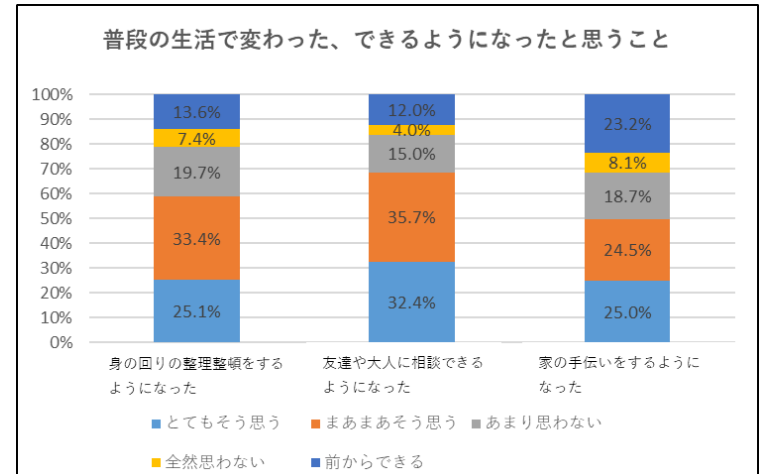
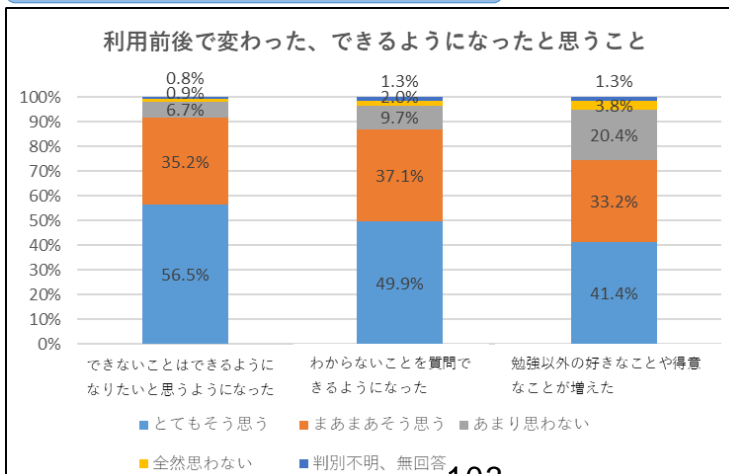
- 学習支援のほか、居場所づくりや相談支援といった学習・生活支援事業の機能を踏まえ、「意欲」、「学習」、「社会」、「生活」、「全体」といった視点から、事業利用前後における子どもの意欲の向上や社会性の醸成、生活習慣の改善状況等について調査を行った。

調査結果の概要

・子ども自身への利用者アンケート結果では、多くのケースで意欲の向上や生活習慣の改善が見受けられるなど、学習面以外の効果も確認された。

・有識者ヒアリングにおいて、「子どもを調査対象とする場合は、事前に保護者に周知し、回答するか否か自由意思を尊重することが必要」、「回答者が子どもの場合、設問数を絞る、表現を容易にする、ふりがなを振るなどの配慮が必要」等の意見がなされた。

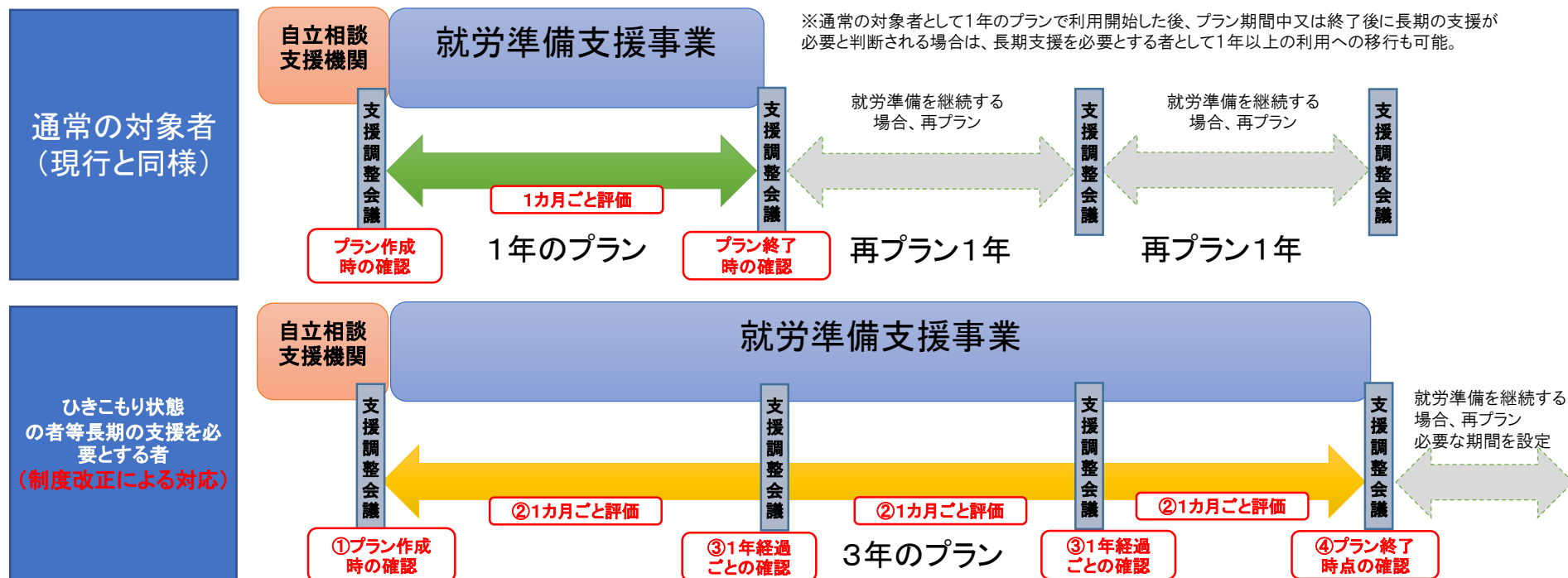
利用者アンケート調査結果の例



就労準備支援事業の利用期間にかかる制度改正について

(改正の趣旨)

就労準備支援事業の利用期間は省令で「1年」とされている一方、対象者の中には、「ひきこもり状態にある者」等、就労に向けた長期の支援が必要な者が一定数存在することが明らかとなっている。現状、こうした利用者については、同事業に結びつけるまでの間、自立相談支援機関で支援を実施しているところであり、今般、**支援当初からこうした対象者像の方に1年を超えるプラン作成を認める(省令改正)**ことで、同事業による早期支援に結びつける。(令和2年4月1日施行)



- 就労準備支援事業の利用期間は、現行通り原則1年とし、ひきこもり状態にある者等、就労まで長期的な支援(1年以上)が必要と見込まれる者については、1年を超えるプランを作成することを可能とする。ただし、同事業が適正に実施されることを担保するため、通常行われる
 - ① プラン作成時の関係機関担当者による支援調整会議により、自治体の支援決定時の確認
 - ② 就労準備支援事業担当者による「就労支援プログラム」に基づく1か月ごとの評価による確認
 に加え、就労準備支援事業の実施中であっても、自立相談支援機関の就労支援担当者は、就労準備支援事業担当者との連携の下、定期的に利用者の状態像の変化を確認し、適切にプランの変更等を実施すること。また、少なくとも、
 - ③ プラン実施1年経過ごとで本人の1年間の支援内容及び本人の状況を検証し、就労準備支援事業の継続利用の要否について支援調整会議により確認
 - ④ 支援期間終了後、自立相談支援機関で「評価」をする際、再プランにより「就労準備支援事業を継続して実施する必要がある」と判断する場合、自治体担当者は、自立、就労の担当者と連携し、支援調整会議により③と同等の資料を検証し、必要性について十分検討した上で適切な期間を設定

地域就職氷河期世代支援加速化交付金(令和元年度補正予算額 30億円)

(内閣府作成資料)

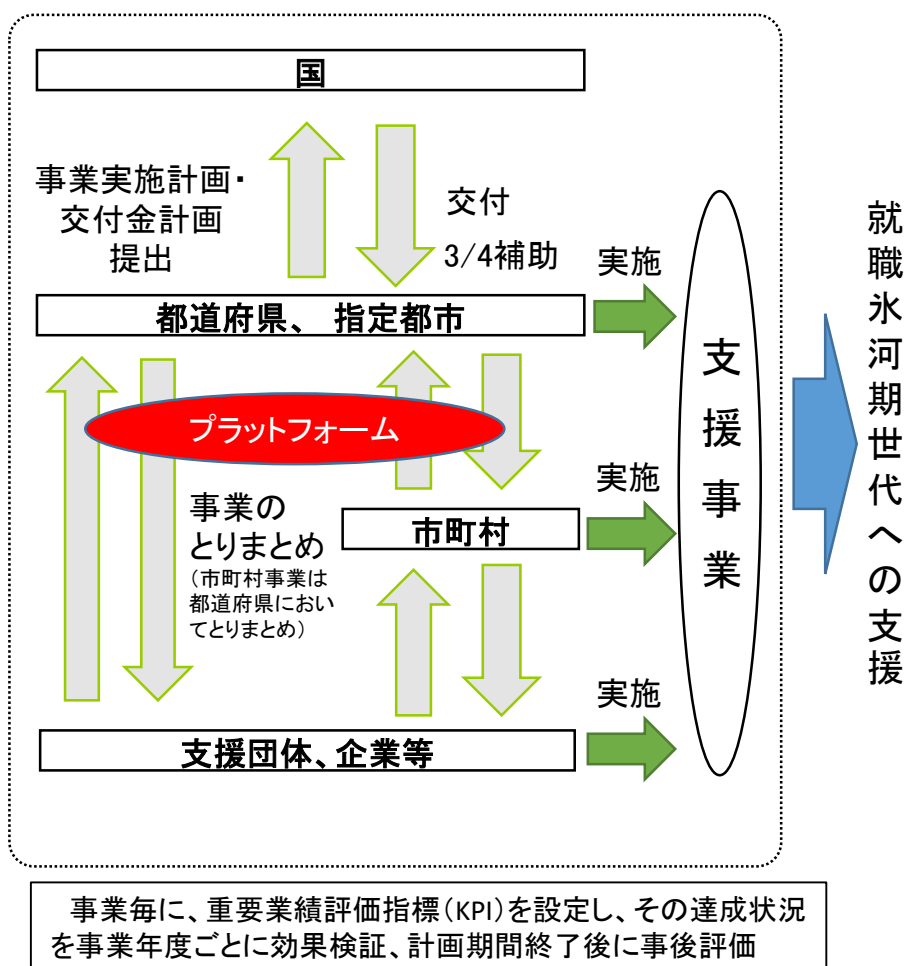
事業概要

- 就職氷河期世代支援においては、地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえ、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等が連携しながら取組を進めることが重要。
- このため、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を支援するとともに、優良事例を横展開。

事業メニュー(交付金対象例)

- 地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証
 - ・地域のシンクタンク等への委託 等
- 就職氷河期世代に特化した相談支援の実施
 - ・就労のみならず生活・健康・社会参加等について相談を受け、関係機関につなぐための相談窓口の開設 等
- 多様な働き方や社会参加の場の創出
 - ・ひきこもりの者に対する居場所の整備・提供
 - ・就職氷河期世代への支援を強化する認定就労訓練事業所への支援
 - ・長く働けなかった中高年の子どもと元気な高齢の親が、一緒に働く機会の提供(いわゆる「親子ペア就業」) 等
- 地域の創意工夫を活かした就職説明会の開催 等
- 社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
 - ・広域移動時の交通費の支給
 - ・就労を前提とした奨学金の返還支援 等
- 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化 等
 - ・補助対象人数を超えた相談員の配置
 - ・補助対象回数を超えた支援人材養成研修の開催
 - ・地方公共団体等独自の事業について、就職氷河期世代支援のための拡充

事業スキーム



住居確保給付金の要件緩和にかかる制度改正について

住居確保給付金の支給要件にかかる課題

- ①傷病により求職活動ができないまま支給終了となった者について、その後求職活動が可能となった場合であっても、再支給することができない(地方分権委員会提案事項)
- ②雇用保険の65歳以上への適用拡大や、就労準備支援事業における65歳年齢要件の撤廃など、65歳以上の高齢者における雇用環境が変化している。

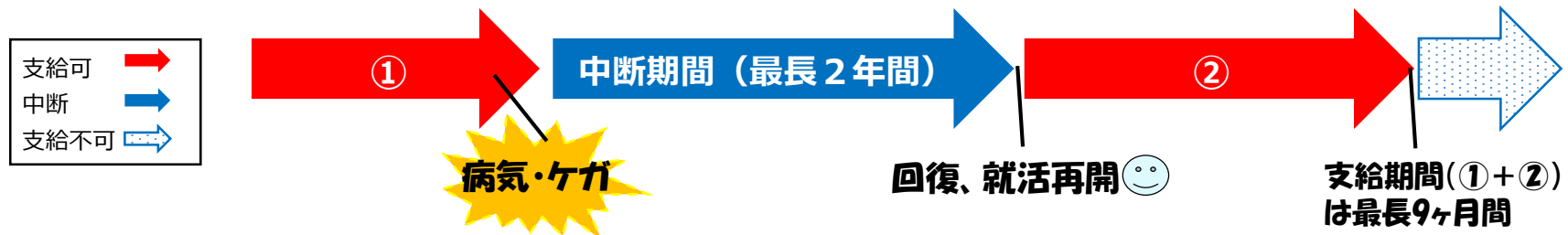
対応方針

- ①生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、令和元年度中に省令を改正し、傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、**求職活動を再開した際に支給を再開することができる**こととする。(令和元年12月23日閣議決定)
- ②高齢世代への就労機会の拡大を図っている中、自立相談支援機関における高齢者からの就労相談や、労働力調査における高齢世代の就労状況等も踏まえ、**支給対象年齢制限を撤廃**する。

上記に対応するため、**所要の省令改正を行うこととする。** 施行時期 令和2年4月1日

※傷病による一時中断・再開イメージ(省令改正後)

傷病によって求職活動ができなくなった場合、住居確保給付金を中断し、**回復後に再開**することができる。
支給期間の総計(①+②)は、**現行通り最長9ヶ月間**



居住支援の強化について(地域居住支援事業)

- 一時生活支援事業(シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して一定期間**(1年間)**、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより居住支援を強化【平成31年4月施行】

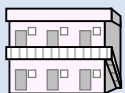
一時的居住のフェーズ
《一定の住居を持たない生活困窮者》

恒久的居住のフェーズ

個別支援

一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)等における一定期間の衣食住の提供等



入居に当たっての支援

- 不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、自立相談支援事業における継続的な支援を行う。

居住を安定して継続するための支援

- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援(※)などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。

(支援終了後を見据えた)
支援体制の構築支援

安定した地域生活

環境整備

- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。
例)保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件情報を収集等
- 居住支援関係機関(宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等)等との連携体制を確保する。

社会福祉協議会
社会福祉法人



一時生活支援事業の拡充・強化（地域居住支援事業）

熊本県

1 県の概要等

人口	1,780,079人	県内の市数	14市
面積	7,409.5 km ²	参加自治体	9市
保護率	1.4 %	県内一時生活支援事業実施率	100%

2 実施方法について

実施方法	委託・借り上げシェルター方式
委託先	自立相談支援事業：各市において委託 一時生活支援事業：社会福祉法人グリーンコープ（県内9市合同実施）
事業費	17,940千円（令和元年度）
支援実績	【一時生活支援事業】平成27年度より実施 R元年度12月末現在支援実績：18人 借り上げシェルター：9室（熊本市内） ・施設長 1 ・夜間警備員 1 【地域居住支援事業】令和元年度より実施 R元年度12月末現在支援実績（延べ人数）： 訪問26人、電話66人、来所83人、病院等同行・行政手続き等支援 17人、

3 事業概要・実施のポイント

(1)事業概要

（シェルター事業）

- 県内9市と共同で実施しており、各市の自立相談支援機関からの要請により、熊本市内に設置した借上げシェルターにおいて、当面の衣食を供与し、宿泊施設を提供しながら、地域での自立を支援する。

（地域居住支援事業）

- シェルター退所者が地域で安定した生活を送るため、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助を行う。具体的には定期的な訪問や電話による見守り、日常生活に関する相談対応及び病院同行や他社会資源への仲介等を実施する。
- 年に2回シェルター退所者を集めた交流会の実施や、年賀状、暑中見舞いやバースデーカード等の送付を通じて交流を継続している

<交流会の開催、お祝いカードの送付>



(2)地域居住支援事業を実施した経緯

- 困窮法施行以前、ホームレス特措法により本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績がある。家族・親族との関係にねじれが生じ、社会的・経済的に問題を抱え、居所のない生活困窮者が対象であるため、柔軟な対応ができるノウハウを持つ職員を配置可能な、かつ共同実施の市を含めた県下全域で事業を実施できる社会資源の情報を持つ法人に委託している。
- 当初から地域に定着し安定した生活ができるよう訪問や交流会の実施等によるフォローを行っていた。

(3)委託先以外との連携について

- 入居支援：地元不動産業者

連携している地元不動産業者は、これまで生活保護申請者等で連帯保証人がいない者や賃貸保証会社の審査が難しい者の入居において、個々の置かれた事情・背景を理解した上で居住支援を行っている。委託先は、熊本県居住支援法人の指定も受けており、不動産業者や他団体との連携を図り、住居確保の支援を行っている。

(4)実施のポイント

- 県（町村）分は自立相談支援機関職員が1名シェルターに常駐し、相談者に直接伴走型支援を行う。
- 実務経験（ホームレス支援団体の相談支援員等）を有した人材を配置。
- 各市の自立相談支援機関とは、電話等での事前相談を受け付けたり、利用者本人の同意を得て自立相談支援事業のアクセスメント表を共有することにより、健康面・経済面等の入所後に必要な情報を円滑に確認しており、利用者の入所時の負担軽減になっている。入所後は、支援調整会議に参加し、情報共有を図っている。

4 効果、課題、今後の取組内容など

- 退所後の相談内容は、生活面・健康面が最も多く、同行支援や関係機関につながったケースがみられる。
- 広域で実施しているため、熊本市（シェルター）から遠方の自立相談支援機関の支援員が自立支援（入居支援や病院同行支援、就労支援等）を行うことについて、課題がある。
- 対象地域が県内9市及び31町村と広範囲のため、訪問支援等のマンパワー不足が課題。

子どもの学習・生活支援事業の拡充・強化（生活習慣・環境改善）

千葉県松戸市（一般市）

1 市の概要

人口	494,402人
面積	61.38km ²
保護率	2.0%
子どもの学習支援事業利用者数	309人

2 実施方法について

実施方法	委託 集合型
委託先	NPO法人ワーカーズコープ 株式会社エデュケーショナルネットワーク 他3者
事業費	86,496千円（令和元年度）
支援実績	平成27年より実施 H30年度会場数：5 H30年度支援実績(延べ利用者数) 学習支援：14,373人 居場所：2,656人 心理カウンセリング：145人
対象世帯	☑生活保護受給世帯 ☑児童扶養手当受給世帯 ☑就学援助受給世帯
生活・環境改善対象	☑小学生 ☑中学生 ☑高校生 ☑保護者 上記以外 ☑高校中退者 (学習支援利用登録世帯に限る)

3 事業概要・実施のポイント

(1)事業概要

- 5会場のうち4会場で、学習支援以外の時間に居場所専用の時間を設け会場を開放。（居場所支援員が常駐）
- 居場所専用の時間を使い、事業者独自の取組を行っている。例えば、勉強合宿やクリスマスパーティ、卒業パーティを実施し、その中で夕飯やケーキを参加者と支援員と一緒に作る等の取組を行っている。また、保護者会を実施し、長期休みの過ごし方やゲーム・スマートフォンとの上手な付き合い方等の助言を行っている。
- 月2回以上、心理カウンセラーを配置して子どもや保護者が相談できる環境を整えている。
- 心理カウンセラーは支援員等に対して、注意を要する子どもへの接し方などの助言も行う。
- 松戸会場でのみ高校生の学習支援を実施しているが、松戸以外の会場でも、中学卒業後に高校生となった元利用者が会場を訪れ、自身の近況について話をしたり、現利用者に向けて体験談を語るなど、フォロー（交流）が継続することもある。

(2)生活習慣・環境改善事業を実施した経緯

- 以前から学習支援に通う子どもの生活環境を心配する声支援員から挙がっており、会場によって独自の取組が行われていた。委託先の中には食育について熱心なNPO法人や、子育て支援に熱心なNPO法人もあり、月1回開催している連絡会議の中で各会場での取組の共有を行い、生活習慣・環境改善に関する取組が全体に広がっていった。



(3)委託先以外との連携について

- 自立相談支援機関、教育部局（教育委員会、スクールソーシャルワーカー）、子ども担当部局、学校、児童相談所 等

(4)実施のポイント

- 心理カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門家の助言を活用。
- 連絡会議での困難事例や好事例（各会場の取組）等の情報共有。
- 複数の関係機関と密に情報共有を行い連携を図ることで、学習支援に限らず、福祉的な観点から利用者世帯に対する迅速かつ適切な支援につなげる。

4 効果、課題、今後の取組内容など

- 教育部局や学校との連携強化や保護者への助言を専門的に行える者の育成等。

鹿児島県大隅地区（都道府県）

1 地区の概要

人口	47,456 人
面積	813.31 km ²
保護率	1.89 % (鹿児島県全体)
子どもの学習支援事業利用者数	211人(学習支援教室参加201人, その他個別支援10人)

2 実施方法について

実施方法	委託
委託先	大隅くらし・しごとサポートネットワーク共同事業体（3社への委託）
事業費	4,424千円（令和元年度）
支援実績	平成28年より実施 平成30年度支援実績:10人(149回)
対象世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 児童扶養手当全額受給世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 就学援助受給世帯 上記以外 （以下に具体的に記載） 上記以外でも生活困窮世帯からの依頼を受けて支援を行っている。
生活・環境改善対象	<input type="checkbox"/> 小学生 <input checked="" type="checkbox"/> 中学生 <input checked="" type="checkbox"/> 高校生 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者 上記以外 （以下に具体的に記載） 高校未進学者、未就労者。

3 事業概要・実施のポイント

(1)事業概要

- 不登校またはその傾向のある児童・生徒への訪問支援…1～2週に1回自宅へ訪問して、宿題の実施、登校のサポート、進路相談、学習環境の改善、外出機会の提供を行う。
- 中学校を卒業した者への訪問支援…対象は、主に未就労・高校への未進学・高校を中退した者。1～2週に1回自宅へ訪問して、就労へ向けた準備や外出する機会の提供、転学や進学・原動機付自転車の免許取得のサポートを行う。
- 進学・中退防止支援、就労希望者への支援…2週間に1回程度放課後に学習支援教室を実施。問題集を解くことや小テスト、暗記問題に合わせて面接の練習や、高校在学中・進学後の悩み相談を行い、高校進学・中退防止を目指す。就労を希望する生徒への支援は、就労体験場所の提供や内職の実施、進路相談を行う。



(2)生活習慣・環境改善事業を実施した経緯

○家庭や校内でのサポートだけでは高校進学や登校することが難しい生徒がいることが分かってきた。同時に教員、スクールソーシャルワーカーやケースワーカーからの個別の相談や要望も増え、学習支援教室の開催以外の支援を開始することとなった。

(3)委託先以外との連携について

○各町の教育委員会や学校関係者、福祉関係者、ケースワーカー、児童相談所など。

(4)実施のポイント

- 大隅くらし・しごとサポートセンターは、福祉や教育系の出先機関や、大隅児童相談所がある、鹿屋合同庁舎内に設置され、関係機関との情報共有や事例報告を適時行うことができ、連携を強めている。
- 中学3年段階での支援や中学校との連携に力を入れている。高校への進学を目指すことがねらいではあるが、対象者は学力以外の困りごとがあるなど高校中退のリスクが高い。学習以外の支援や家庭への介入、高校進学後のアフターフォローも視野に入れ支援を行う。

4 効果、課題、今後の取組内容など

- センターとの連携が取れている学校からの相談は多いが、制度の周知が行き届いていない学校もある状況。生徒数の多い学校や保護者への周知を通じて相談数の増加を図る。
- 県立の通信制高校と連携した学習支援教室を令和元年度に12回開催予定。より多くの16～18歳への学習支援、生活習慣や環境の改善に力をいれていく。

技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

令和2年度予算案：2.2億円

令和元年度補正予算案：12.4億円

【要旨】

- 就職氷河期世代支援として、福祉資金(※)の貸付を行う新しいメニューの創設により、訓練期間中の生計を維持するための貸付を行うために必要な経費について補助を行う。
 ※ 福祉資金(福祉費):技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

【事業内容】

- 対象者は、市町村個人住民税非課税であって、国家資格等の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者（支援プランに本貸付が位置づけられる者）とし、貸付金の据置期間を養成課程修了後6ヶ月以内（従来の貸付では、貸付の日から6ヶ月以内）に緩和する。

	現行の福祉資金（福祉費）	新たなメニュー
対象者	低所得者（市町村民税非課税世帯相当）、高齢者世帯、障害者世帯	次のいずれにも該当する者 ①市町村個人住民税非課税の者 ②国家資格を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援（プラン作成、就労支援）を受ける者
貸付上限額の目安	技能を習得する期間ごとに設定。 ① 6月程度 130万円 ② 1年程度 220万円 ③ 2年程度 400万円 ④ 3年以内 580万円	左記同様
据置期間	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6ヶ月以内	養成課程修了時点から6ヶ月以内
償還期限	8年	左記同様
貸付利率	① 保証人ありの場合：無利子 ② 保証人なしの場合：年1.5%	左記同様
保証人	原則必要（ただし、保証人なしでも貸付可）	左記同様
申込先	民生委員又は民生委員協議会（ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可）	民生委員又は民生委員協議会もしくは自立相談支援機関（ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可）

【実施主体】

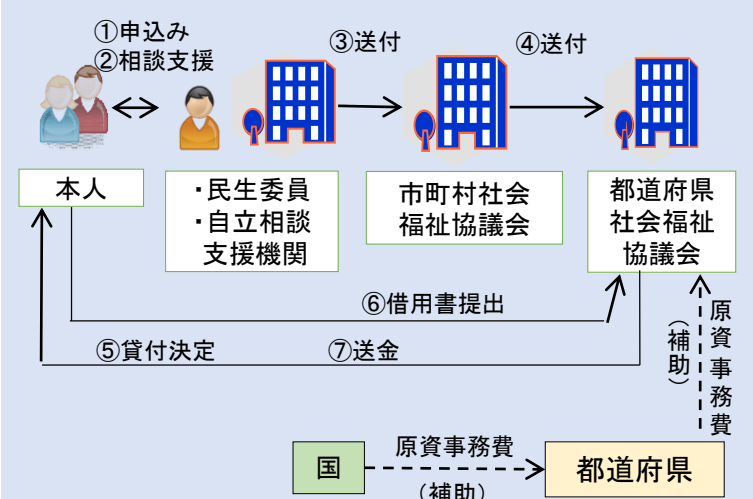
各都道府県社会福祉協議会

【所要額】

○令和2年度予算案：2.2億円
 ・PC、サーバ等経費（補助率1/2）

○令和元年度補正予算案：12.4億円
 ・貸付原資の積み増し（補助率2/3） 9.0億円
 ・システム改修費（補助率10/10） 3.4億円

【事業スキーム】



生活困窮者自立支援制度の推進（令和2年度予算案）

- 令和元年4月に全面施行された生活困窮者自立支援法の着実な実施が必要。
- 生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況をきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要。
- このため、令和2年度予算案において、就労準備支援事業等の実施体制の整備促進や事業内容の強化など、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

課題

○ 改正生活困窮者自立支援法に基づく機能強化等

ー 改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた、任意事業の全国の実施の促進

ー ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化 等

R 2年度予算案 487.1億円
(R元年度予算額 438.2億円)

(参考) 令和元年度補正予算案
技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進 12.4億円

対応

① 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

➢ 都道府県が関与した広域実施や市同士の連携による広域実施の促進を図るための事業（モデル事業）の創設【5.8億円】

② 自立相談支援や就労支援の機能強化等（事業内容の強化）

ア. アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化
ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化【31.7億円】

イ. 就労支援の機能強化
・ 広域での就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進（都道府県事業）【3.3億円】
・ 就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化（就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化（省令改正））
・ 農業分野等との連携強化事業（就労体験や訓練の場の情報収集・マッチング）の創設（国事業）【1.0億円】

ウ. 子どもの学習・生活支援事業の推進
・ 学習支援会場の設置促進【5.0億円】

※ 上記の他、地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化を行う。
また、令和元年度補正予算において、働きながら国家資格の取得等のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和2年度予算案 5.8億円

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

補助率：10/10

事業の概要等

実施形態

- 市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
- 都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

モデル箇所数

- 30箇所程度

事業内容

- ア 自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
- イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
- ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援 等

[参考] 任意事業を実施しない理由（平成30年度実施状況調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

ア アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和2年度予算案 31.7億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

補助率:10/10

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
 - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
 - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施等

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。（なお、令和元年度当初予算における前倒し実施も可能とする。）

イ 就労支援の機能強化①(都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング)

令和2年度予算案 3.3億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

補助率:10/10

就労支援の機能強化①(都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング)

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

※ 就労準備支援事業の利用期間は1年とされている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が存在することから、まずは多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、例~~109~~に1年を超えて利用できることを明確化する。（省令改正）

就労支援の機能強化②(農業分野等との連携強化)

- ◆ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ◆ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。

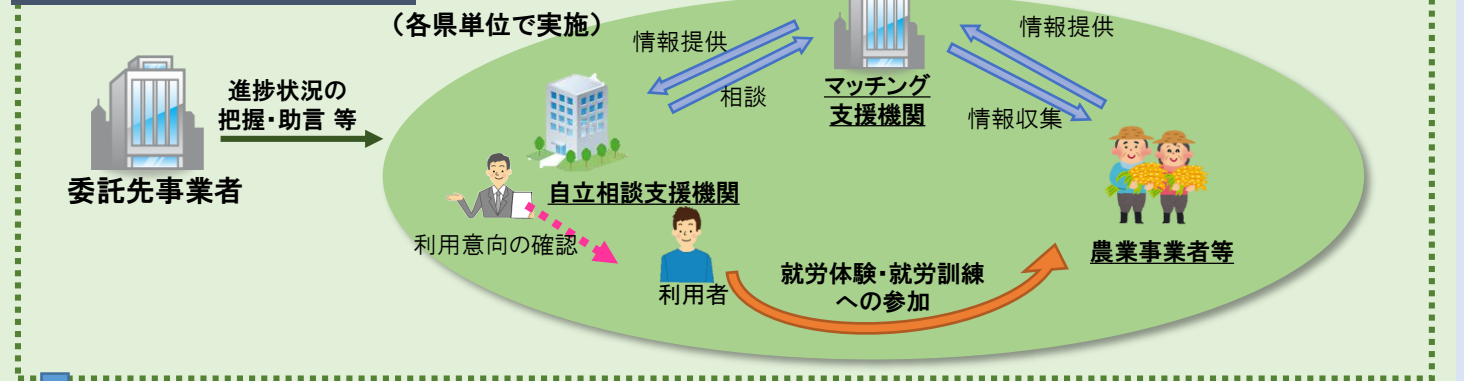
事業内容

- ・委託事業者の調整のもとに、全国複数箇所（5ヶ所程度）に、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。
- ・委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

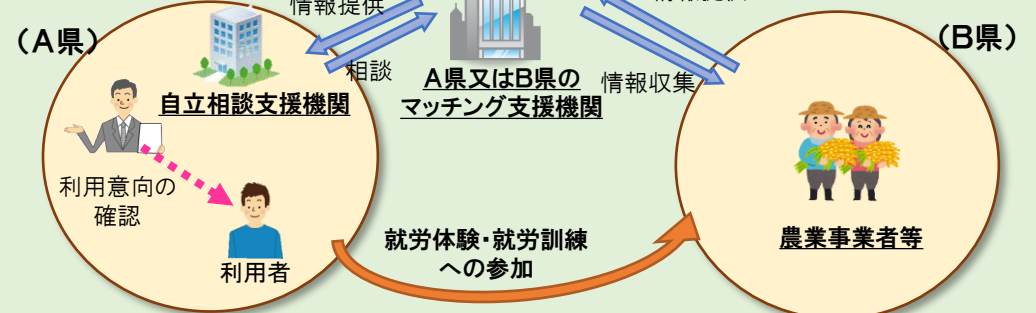
※国による事業として実施。

モデル事業イメージ



モデル事業終了後は、事業成果(ノウハウ)を元に、全国各地でマッチング支援機関を設置。支援体制を構築する。

(イメージ)



モデル事業は、県内のマッチング体制構築を原則としているが、将来的には都道府県域を超えてマッチングすることも含めて検討。

ウ 子どもの学習・生活支援事業の推進

- 子どもの学習・生活支援事業については、H31.4の改正法施行により、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組強化など、事業の推進が図られている。
- 制度開始以降、学習支援等の会場数についても増加しているが、遠方等の理由で通えない家庭がなお存在している状況。
- 学習支援等会場の設置が進むことにより、居場所支援や保護者への相談支援、小学生等からの早期支援の促進など、副次的な効果も期待される。

学習・生活支援事業の実施状況等

補助率:1/2

- 実施自治体数の増加等に伴い、学習支援実施会場についても設置が進んでいる一方、遠方等の理由から、事業の利用が困難な家庭が存在している状況。また、会場数とともに対象世代を広げている取組事例もある。

実施自治体数の状況

	27年度	28年度	29年度	30年度
実施自治体数	301 (33%)	417 (46%)	506 (56%)	536 (59%)

利用者数・実施箇所数の状況

	27年度	28年度	29年度
利用者数	20,421人	23,605人	31,853人
実施箇所数	950箇所	1,277箇所	1,694箇所

- 学習支援事業を利用したことがない理由（今後の利用意向がない保護者に対する質問）
 - ・子どもが行きたがらないから …34.1%
 - ・通わせることが困難だから（送り迎えなど） …31.6%
 - ・事業があることを知らなかったから …18.7%
 - ・対象の学年・年齢ではないから …14.6%
 - ・近くにそのような事業がないから …11.8%

※平成30年度社会福祉推進事業「生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業」より

A市の取組事例

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
市内会場数	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所
利用者定員	中学生90人	小学生90人 中学生150人	小学生80人 中学生180人 高校生30人	小学生90人 中学生210人 高校生30人	小学生105人 中学生226人 高校生37人

- 実施会場数の更なる設置促進を図ることにより、遠方等の理由による参加困難者の解消や実施規模が過大となっている会場の解消、子どもや子どもの世帯に対するきめ細かい支援の実施につながる。
- 上記課題への対応、更なる設置の推進のため、実施会場数等に応じた支援実績加算を創設する。

対象経費

- 支援員人件費等（人件費、交通費等）
- 会場設置経費（賃料等）
- その他光熱水料、通信料等



子どもの学習・生活支援事業支援実績加算（実施箇所数）の新設

- R2年度予算要求「子どもの学習・生活支援事業の推進について」として、実施箇所数に応じた支援実績加算を新設（予算額5億円）
- この加算を通じて、箇所数の増加を図り、①会場までのアクセスを改善し、遠方等の理由で参加困難となっている者の解消につなげるとともに、②実施規模が過大である会場について、参加者を分散させ、一人ひとりに対するきめ細かな支援につなげる。

加算要件等（検討中）

- 加算割合：基本基準額の1.5倍
- 加算要件：
 - ・人口10万人当たりの実施箇所数が基準数以上※であり、かつ、当年度中に1箇所以上設置する自治体（※基準数は当年度末時点で1.8（中央値）以上）
 - ・人口比によらず、基準数以上※設置しており、かつ、当年度中に1箇所以上設置する自治体（※基準数は当年度末時点で8箇所以上）
 ※上記のいずれかに該当することを要件とする

（加算の考え方）

実施箇所数等に応じた支援実績加算として、一定の基準数以上を設置している自治体で、かつ、当年度中に1箇所以上増設することを要件とする。

なお、基準数については、以下のとおり設定。

- （1）1箇所のみの会場数を2箇所以上に増設する等アクセスの改善を図ることができるよう、人口10万人当たり1.8箇所（中央値）を設定 ※主に小規模自治体を念頭
- （2）複数箇所設置しているが、実施規模が過大となっている状況の改善を図ることができるよう、人口比によらず8箇所（上位1割程度）を設定 ※主に大規模自治体を念頭

【参考】基準額の増加額（検討中）

人口区分		基本基準額	新規加算 基本基準額 × 50%
2	万人	2,400	1,200
3	万人	3,300	1,650
4	万人	4,000	2,000
5.5	万人	4,900	2,450
7	万人	6,500	3,250
10	万人	7,700	3,850
15	万人	9,400	4,700
20	万人	11,900	5,950
30	万人	14,900	7,450
40	万人	17,900	8,950
50	万人	20,400	10,200
60	万人	24,700	12,350
70	万人	28,100	14,050
80	万人	31,500	15,750
90	万人	34,900	17,450
100	万人	38,300	19,150
110	万人	40,400	20,200
120	万人	41,700	20,850
130	万人	43,000	21,500
140	万人	44,200	22,100
150	万人	45,500	22,750
160	万人	46,800	23,400
170	万人	48,100	24,050
180	万人	49,300	24,650
190	万人	50,600	25,300
200	万人	51,900	25,950
210	万人	52,700	26,350
220	万人	54,000	27,000
230	万人	55,300	27,650
240	万人	56,600	28,300
250	万人	57,800	28,900
260	万人	58,700	29,350
270	万人	60,400	30,200
280	万人	62,100	31,050
290	万人	63,800	31,900
300	万人	65,500	32,750
300	万人	68,000	34,000

エ 地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化

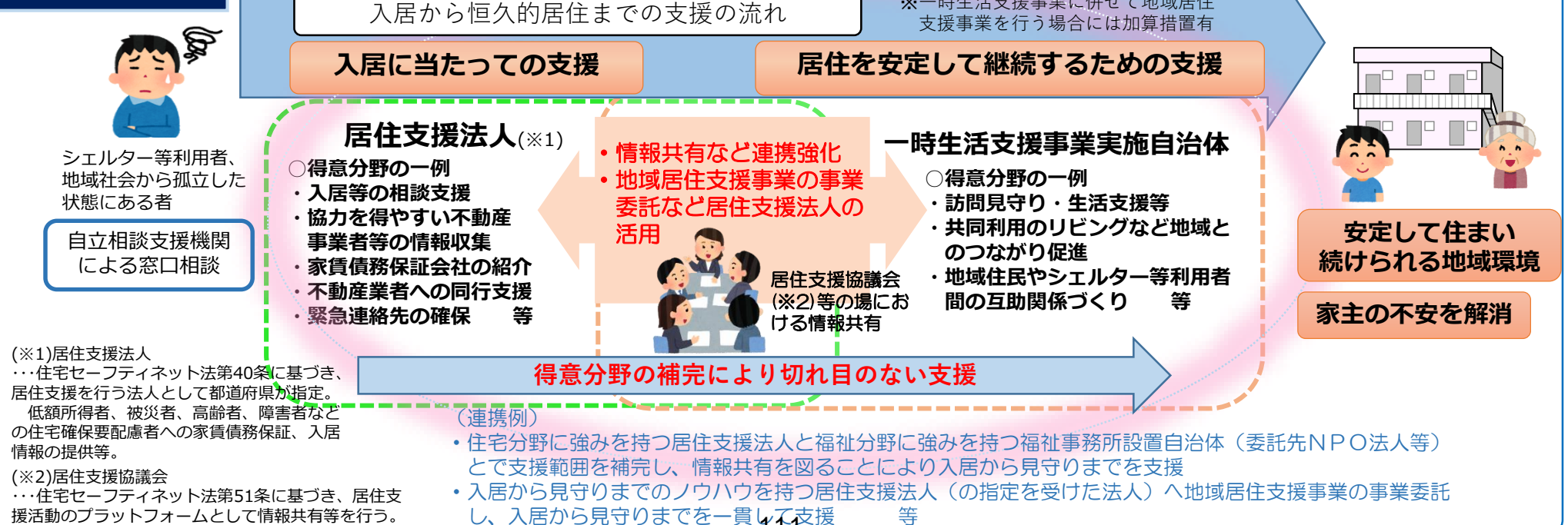
- 生活困窮者自立支援法の改正により、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を行う「地域居住支援事業」を一時生活支援事業に追加するなど、居住に係るソフト面での施策を強化。
- 一方、住宅施策では、新たな住宅セーフティネット制度において、「専用住宅の改修・入居への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」等のハード・ソフト面の支援を行っている。
- 生活困窮者への居住支援を推進するためには、住宅施策と連携していくことが重要であり、厚生労働省における2040年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめにおいて、住まいの確保の支援として「居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における事業での活用等、効果的な連携方策を検討」とされている。
- このため、地域居住支援事業における居住支援法人の事業参加の促進など、連携施策を推進する。

補助率：2/3

連携強化の概要

一時生活支援事業のうち、地域居住支援事業において取り組むこととなっている居住に困難を抱える者に対する、入居を後押しする支援、居住を安定して継続するための見守り等支援、互助の関係づくりや居場所の確保を目指す上で必要となる地域への働きかけ等に加えて、**居住支援法人を地域居住支援事業の事業実施者として明確化するとともに、居住支援法人との連携強化により、入居から見守り支援まで行う自治体については、優先して事業採択することとする。**

事業のスキーム



「地域居住支援事業」の体制強化について

- 「地域居住支援事業」について
 困窮法改正により、シェルター等を退所した者や居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある困窮者に対して、一定期間訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を行う「地域居住支援事業」を一時生活支援事業に追加し、令和元年度から施行。
- 「居住支援法人」との連携強化について
 R1.12時点で、居住支援法人は、不動産事業者やNPO法人等を中心に40都道府県272法人が指定され、入居に向けた相談や見守りサービス等の支援を実施。生活困窮者への居住支援を推進するため、居住支援法人を地域居住支援事業の実施機関のひとつとして位置づけ、支援機関間での連携強化や事業の直接委託による活用促進を図る。

補助率：2/3

【地域居住支援事業の取組例】

①入居に当たっての支援	<ul style="list-style-type: none"> ・物件ニーズの把握、物件探し、情報提供 ・保証人や家賃債務保証業者探しの補助 ・賃貸借契約に関する支援 等 	<p>R2強化事項 居住支援法人と連携し、入居から見守り支援まで切れ目のない支援を実施する場合の優先採択（下記参照※）優先採択に当たっては、①②は必須</p>
②居住を継続するための見守り等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問や電話等による見守り ・安定した居住を継続するための助言 等 	
③互助の関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルター等退所者による交流の場の提供や会報の作成 ・地域づくりを通じた地域住民との互助の意識醸成、仕組みづくり 等 	
④地域づくり（地域への働きかけ）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流の場（サロン、コミュニティカフェ等）の開拓 ・関係機関・関係者とのネットワークづくり ・地域関係者が集まる協議の場の設定 等 	

【参考】地域居住支援事業の対象経費と加算単価

【補助対象経費】	人口区分		加算額(円)
	1万人～	2万人～	
・職員給与、諸手当 ・旅費 ・需用費 等 (例) ・訪問支援員の 人件費、旅費 ・電話や手紙等 通信費、印刷費 ・関係機関との 会議費 等	1万人～	2万人	1,700,000
	2万人～	3万人	2,000,000
	3万人～	4万人	2,300,000
	4万人～	6万人	2,700,000
	6万人～	7万人	3,000,000
	7万人～	10万人	3,700,000
	10万人～	15万人	4,700,000
	15万人～	20万人	5,700,000
	20万人～	30万人	6,700,000
	30万人～	40万人	8,300,000
	40万人～	50万人	10,000,000
	50万人～	60万人	10,700,000
	60万人～	70万人	11,300,000
	70万人～	80万人	12,000,000
	80万人～	90万人	12,700,000
	90万人～	100万人	13,300,000
	100万人～	110万人	16,700,000
	110万人～	120万人	17,000,000
	120万人～	130万人	17,300,000
	130万人～	140万人	17,700,000
	140万人～	150万人	18,000,000
	150万人～	160万人	18,300,000
	160万人～	170万人	18,700,000
	170万人～	180万人	19,000,000
	180万人～	190万人	19,300,000
	190万人～	200万人	19,700,000
	200万人～	210万人	20,000,000
	210万人～	220万人	20,300,000
	220万人～	230万人	20,700,000
	230万人～	240万人	21,000,000
240万人～	250万人	21,300,000	
250万人～	260万人	21,700,000	
260万人～	270万人	22,000,000	
270万人～	280万人	22,300,000	
280万人～	290万人	22,700,000	
290万人～	300万人	23,000,000	
300万人～		23,300,000	

【※居住支援法人との連携例】

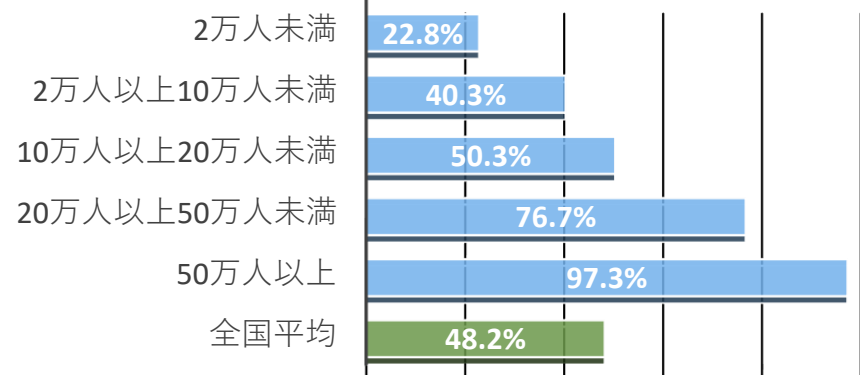
- ・居住支援法人の指定を受けた法人へ地域居住支援事業を事業委託し、入居から見守りまでを一貫して支援
- ・自治体や自治体から委託を受けた団体と居住支援法人の連携による事業の実施（居住支援法人と福祉事務所設置自治体（委託先NPO法人等）とで支援範囲を補完して入居から見守りまでを支援） 等

就労準備支援事業と家計改善支援事業の人口規模別実施率

就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施率については、人口規模の小さい自治体ほど低い傾向があるとともに、その要因として、社会保障審議会の部会において、「地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある。」との指摘があった。

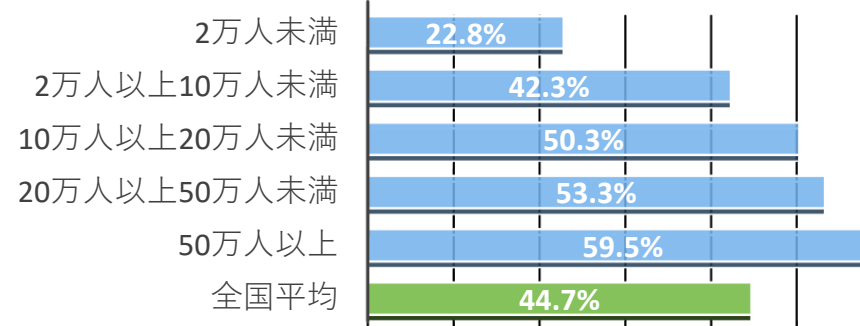
就労準備支援事業

人口区分	自治体数	実施自治体数	実施率
2万人未満	57	13	22.8%
2万人以上10万人未満	519	209	40.3%
10万人以上20万人未満	169	85	50.3%
20万人以上50万人未満	120	92	76.7%
50万人以上	37	36	97.3%
合計	902	435	48.2%



家計改善支援事業

人口区分	自治体数	実施自治体数	実施率
2万人未満	57	13	22.8%
2万人以上10万人未満	518	219	42.3%
10万人以上20万人未満	169	85	50.3%
20万人以上50万人未満	121	64	53.3%
50万人以上	37	22	59.5%
合計	902	403	44.7%



就労準備支援事業等の広域実施の取組事例

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	加西市等3市	就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○加西市は、人口規模約4.3万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。 ○北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。（事務局を持ち回りで担当。） ○開拓した就労体験先の共有、就労体験の協働実施、定期的な連絡会の開催など
市主体	富士市等12市	一時生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレス等の支援でNPO法人POPOLLOを利用していた12市で協定を結び、「ベッド単位での契約による費用分担」の手法で各市が法人と委託契約を結ぶ形式をとっている。 ○富士市は、4ベッド（8名）の負担割合で委託。 ○常勤3名、非常勤4名の職員体制。設置型シェルター1箇所、借り上げシェルター（民間アパート）5室を用意している。
京都府主体	京都府内7市10町村	就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○3地域で区域分けし、それぞれ地元の社会福祉法人やNPO法人と契約。 ○契約手続きは、府がプロポーザル方式で一括処理。 ○費用は、人口等を勘案して按分（参加自治体で按分（均等割10%、人口割45%、被保護者割45%）
大阪府主体	大阪府内10市9町村	自立相談支援事業 就労準備支援事業 被保護者就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○社会資源の開発等をより効率的・効果的に行うことを目的として、大阪府が管内自治体に働きかけ、複数の自治体で共同実施。 ○大阪府が委託先と契約締結。費用は、稼働年齢層人口等で按分。（基本負担額+稼働年齢層人口割負担額（基本3：人口1））。
愛媛県主体	愛媛県内11市9町	一時生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○愛媛県内ではホームレス等がいる自治体やホームレス数が限られており、県が広域的に実施した方が効率が良いと判断。 ○会議等を通じて市に打診し、愛媛県知事と各市長との協定を締結して実施。 ○プロポーザル方式により、委託運営している。
熊本県主体	熊本県内9市31町村 (一時生活支援事業)	就労準備支援事業 家計改善支援事業 一時生活支援事業 学習生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の31町村と9市で共同実施。 ○熊本県内は、任意4事業全てにおいて実施率が100%。

※ 参加自治体は、令和元年度時点

居住支援をめぐる最近の動き

平成31年 4月1日	改正生活困窮者自立支援法に基づき、一時生活支援事業を拡充・強化した「地域居住支援事業」を施行 法	○初年度は14自治体の実施（補助金協議ベース）
4月8日	社会保障制度の新たな展開を図る政策対話（テーマ：住宅施策） 政府	2040年を見据えた「社会保障改革」の新たな展開として、関連分野の視点を取り込み、厚生労働大臣が直接関係業界等と対話。 住宅政策分野（困窮関係）について、 ○ <u>居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における居住支援に係る事業での活用（事業参加の促進、関係者の協議の場づくり等）等、効果的な連携方策について検討</u> →令和2年度予算要求 等の対応方針を決定。
令和元年 6月29日	一般社団法人全国居住支援法人協議会設立 民	○住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の全国組織 ○全国4都市で、地方整備局・地方厚生局連携のもと、居住支援法人等に対する研修会を実施 ○厚生労働省・国土交通省・法務省へ施策間の連携強化等に関する要望書の提出（R元.11）
12月20日	令和2年度予算政府案 閣議決定	居住支援法人を地域居住支援事業における事業実施者として明確化し、地域居住支援事業の実施体制を強化
12月25日 令和2年 2月19日	第1回居住支援懇談会 政府 第2回居住支援懇談会	○今後の居住支援政策の方向性について議論を進めるため、有識者、行政（厚生労働省・国土交通省・法務省）、居住支援団体を構成員とする懇談会を開催。
令和2年 3月10日	第6回居住支援サミット 政府 民 政府 民	○高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図る目的から、国土交通省と厚生労働省連携のもと、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援団体等で行っている先進的な取組みに関する情報提供の場として開催

子供の貧困対策に関する大綱のポイント(令和元年11月29日閣議決定)

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ① 現大綱(平成26年8月閣議決定)において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び② 議員立法による法律改正(令和元年6月)を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議(会長:内閣総理大臣)において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加 (指標数 25→39)

指標の改善に向けた重点施策(主なもの)

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子どもたちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ(児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業)等の両立支援

4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数数を年3回から6回に見直し(令和元年11月支給分～)
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

2020年度以降の生活困窮者自立支援制度支援員研修について

支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものであることから、これまで国において支援員向け人材養成研修を実施してきているところ、

- 昨年施行された改正困窮法において、「**市等の職員の資質を向上させるための研修の事業**」が、**都道府県の努力義務**と位置づけられたこと
 - 支援員のバーンアウトを防ぐべきとの問題が国会でも指摘されていることから、**各地域において、支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築**することが必要であること
 - 制度施行から一定期間が経過し、各地域でそれぞれ抱える課題が明らかになってきたことから、**地域の実情やニーズに応じた研修が求められるようになってきていること**
- を踏まえ、**2020年度より、人材養成研修の実施主体を都道府県に移管する。**

※支援の質の担保を図るべく、当面の間、国研修も一部継続する。(国と都道府県の役割分担は21ページ参照)

国研修(前期研修)の位置づけ

- 対象者
これまでの国研修と同じく、支援員(自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業)に着任した初任者を対象とする。
- 研修内容
 - ・ **初任者向けの基礎的な研修**と位置づけ、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える。
 - ・ 基本的には、これまでの国研修と同程度の内容を、2.5日間に圧縮して実施予定。

都道府県研修(後期研修)の位置づけ

- 対象者
 - ・ **原則として、国研修(前期研修)を修了した者が対象**
 - ・ なお、近隣自治体同士のネットワークや情報共有を目的の1つとしていることから、現任者や生活困窮者支援以外の支援員(生活保護、障害、介護、地域共生等)、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。
- 研修内容
 - ・ 実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めることを目的とする。
(具体的な要件は次ページ参照)

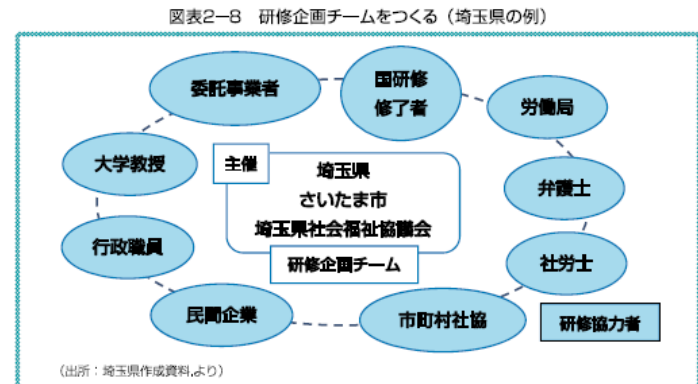
① 研修の実施方法の要件

1. 参加型研修の形式を取り入れること

- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。
 - このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。
- ⇒ 座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入することで、支援員同士の横のつながりを生み、「困った時に相談し合える」関係性を構築することが望まれる。

2. 研修企画チームをつくり企画・立案すること

- 都道府県職員だけでなく、国研修修了者及び県内の各種支援員や連携機関等とチームで研修を企画・運営する。
- ⇒ 現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に沿ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。また、研修企画チームを中心に、研修実施協力者を募っていくプロセスそのものが、「地域づくり」につながっていく。



(参考)「都道府県研修実施のための手引き」から引用

3. 制度の理念と基本姿勢を伝えること

- 日々の業務の中では振り返ることを忘れてしまうこともあることから、国研修(前期研修)を踏まえ、都道府県研修でも改めて制度の理念や基本姿勢に立ち返るようにすることが重要。
- ⇒ 研修を通して、支援員が制度の理念や基本姿勢を再認識できる機会を提供する。

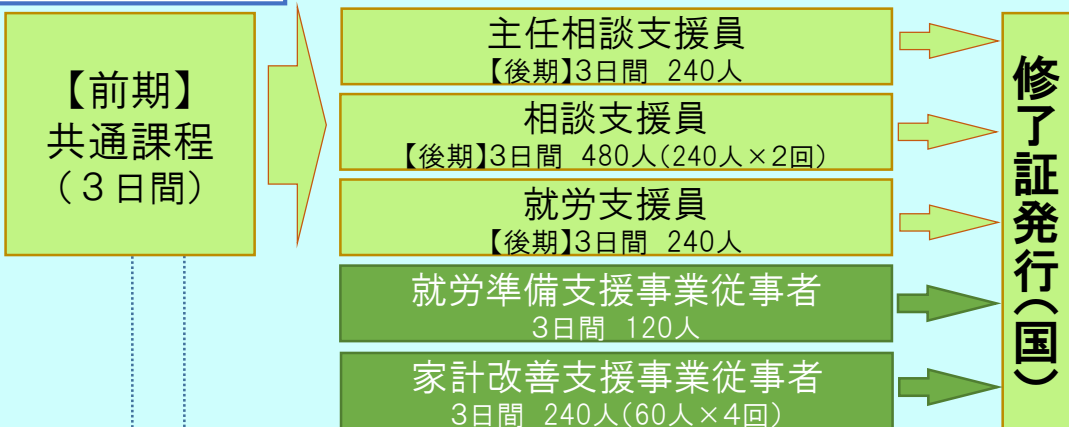
② 開催時間の要件

- 開催時間は1日7時間で**計10.5時間以上**の開催とする。
 - 複数回に分けて開催し、計10.5時間以上とすることも可能。
- ⇒ 複数回に分けて実施することで、受講者同士の継続的な交流を図り、ネットワーク構築を円滑にする効果も期待できる。

修了証要件を満たす研修における国・都道府県の役割分担について

2019年度まで

【国の役割】



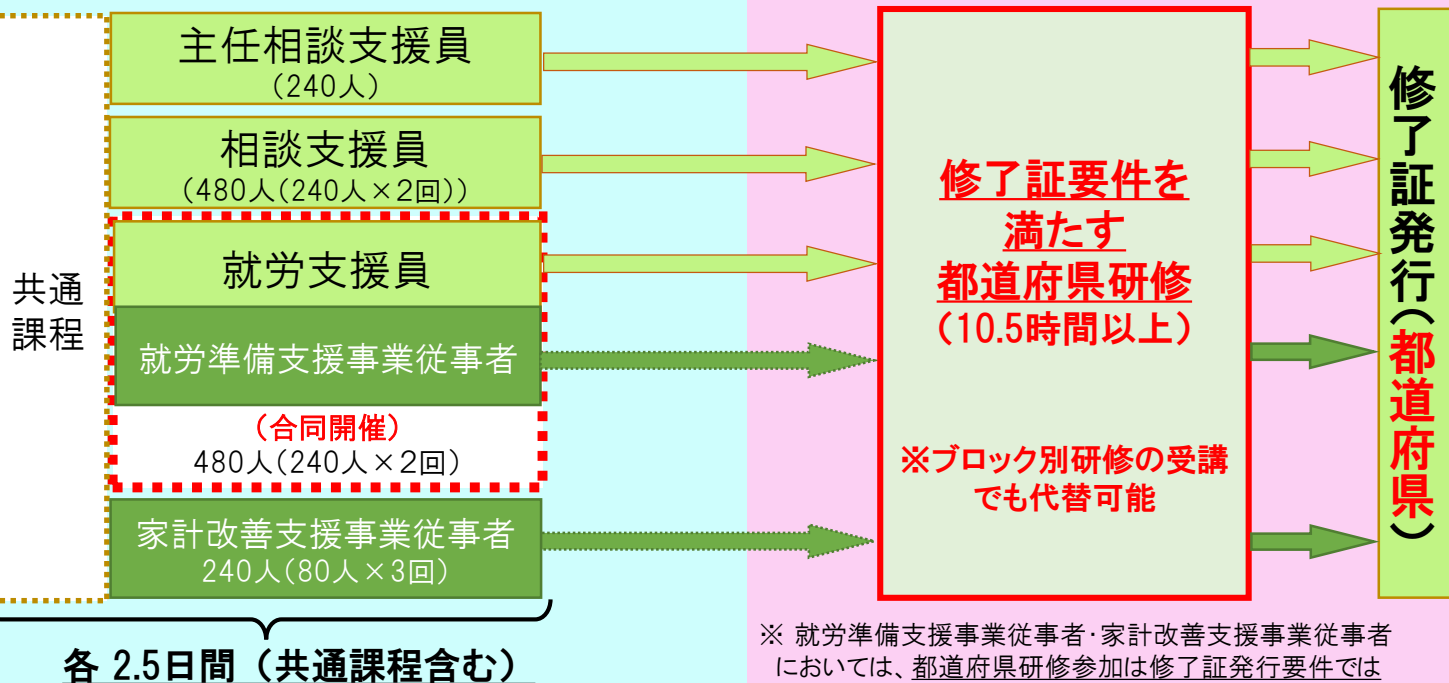
【都道府県の役割】

(修了証要件を満たす研修としては実施せず)

(参考)

都道府県が独自に実施する研修

2020年度以降



都道府県が独自に実施する研修

※ 修了証要件とは別に、都道府県が独自に実施する研修(新任者研修、フォローアップ研修等)についても、引き続き実施されたい。

※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではないが、自立相談支援員と連携を強化するためにも参加することが望ましい。

各 2.5日間 (共通課程含む)

(現行の共通カリキュラム及び職種別カリキュラムを元に構成予定)

※上記以外に、担当者研修・テーマ別研修も実施予定。

生活困窮者自立支援法の各事業の委託について

- 生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、社会保障審議会の報告書（平成29年12月15日）において、以下の指摘があった。
 - ・ 「施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、**事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保**や、**質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要**である」こと
 - ・ 「事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、**その委託に当たっての留意点等を示すべき**である」こと
- また、改正生活困窮者自立支援法の参・附帯決議（平成30年5月31日）においても、以下が盛り込まれた。
「生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、**価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底**すること」
- 厚生省・附帯決議の内容を踏まえて「生活困窮者自立支援制度における自治体事務マニュアルの改訂について」（平成30年10月1日社援

委託先の選定に当たっての留意点

委託先選定に当たっての留意点を都道府県等に対して周知。

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、**これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること**
- ・ **事業の内容に着目した選定が望ましいこと**
- ・ **事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと**
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、**事業の継続性の観点にも留意すること**
- ・ 制度施行後3年目と間もない期間の中で、**従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること**
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、**価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと**

こうした留意点の徹底により、生活困窮者自立支援制度の各事業における**支援の質の維持と継続性、委託事業における質の高い支援を行うことができる職員の安定的確保等**を図る。

○被災した生活困窮者に対する支援等に関する協力依頼について

令和元年10月15日

各都道府県
指定都市 生活困窮者自立支援制度担当課(室)
中核市 ホームレス自立支援担当課(室) 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

被災した生活困窮者に対する支援等に関する協力依頼について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。今般、令和元年台風19号により被災した生活困窮者に対してご協力を賜り感謝申し上げます。

生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援機関においては、これまでも災害時等においてホームレスの方々への支援をはじめとした生活困窮者支援に適切に対応いただいていると承知していますが、特にホームレスの方々については、適時の情報を入手することが困難な状況であることが多いことに鑑み、各地域における巡回相談、緊急一時的な宿泊場所の確保のための一時生活支援事業の実施等により、適切に対応頂きますよう、引き続きよろしく願いいたします。

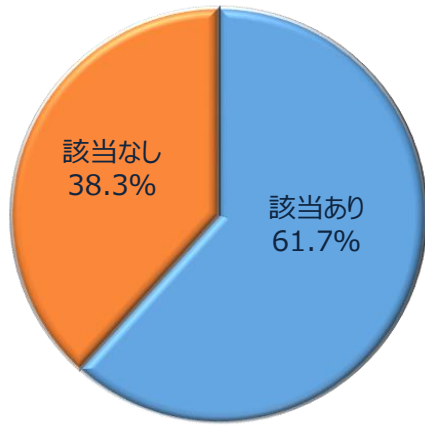
また、被災下においては、健康状態の悪化等が懸念されることから、巡回相談等における健康相談や医療機関への受診勧奨などについても、必要に応じ対応いただきますようお願いいたします。

今後同様の災害等が発生した場合において、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスの方々を含め、支援を必要とする方が、自立相談支援機関において、生活保護実施機関や災害対策担当部局等の関係機関と連携を図りつつ、必要な支援につながるよう、あらためて周知しますので、よろしくお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等へ周知いただき116ようをお願いいたします。

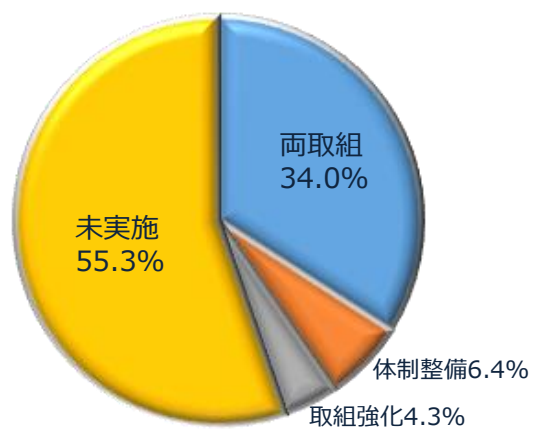
(参考)新規加算の申請状況

●平成31年度 出来高加算（償還件数（不良債権））該当状況



該当状況	自治体数
該当あり	29
該当なし	18

●平成31年度 債権回収体制整備・債権回収取組強化の実施状況



実施状況	自治体数
両取組とも実施	16
体制整備のみ	3
取組強化のみ	2
両取組とも未実施	26

統計ツール帳票出力（抜 粋）

目 次

統計報告総括表	1
相談者等の状況①	2
スクリーニング①(支援決定・支援調整会議)	3
プラン②(一般就労目標の有無)	4
評価①(評価実施状況)	5
ステップアップ①(初回面談時の状態像)	6

●年度 生活困窮者自立相談支援事業 統計報告(●月分)

都道府県	全国	自治体		備考	
------	----	-----	--	----	--

1. 総括表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
新規相談受付件数(本人未特定を含む)														0
(うち)本人特定のみ(本人同意なしを含む)														0
(うち)本人特定のみ(本人同意ありのみ)														0
プラン策定前支援終了件数(初回スクリーニング時)														0
うち	情報提供のみで終了													0
	他機関へのつなぎで終了													0
	スクリーニング判断前に中断・終了													0
支援決定・確認件数(再プランを含む)														0
うち 支援決定あり														0
就労支援対象者数(プラン期間中の一般就労を目標にしている)														0
事業に 等基 づく	住居確保給付金													0
	一時生活支援事業													0
	家計改善支援事業													0
	就労準備支援事業													0
	認定就労訓練事業													0
その他	自立相談支援事業による就労支援													0
	生活福祉資金による貸付													0
生活保護受給者等就労自立促進事業														0
評価実施件数(再プランを含む)														0
評価 結果	終結													0
	再プランして継続													0
	中断													0
見 変 ら れ た	変化あり													0
	変化なし													0
①評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分														0
うち 一般就労開始														0
うち 就労収入が増加														0
②評価実施件数中、就労支援非対象プラン作成者分														0
うち 一般就労開始														0
うち 就労収入が増加														0
③プラン作成者以外														0
うち 一般就労開始														0
うち 就労収入が増加														0

2. 初回プラン・再プラン内訳

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
支援決定・確認件数(初回プラン)														0
うち 支援決定あり														0
支援決定・確認件数(再プラン)														0
うち 支援決定あり														0
評価実施件数(初回プラン)														0
うち	終結													0
	再プランして継続													0
	中断													0
評価実施件数(再プラン)														0
うち	終結													0
	再プランして継続													0
	中断													0

L20200-2

1. 相談者等(新規相談者、支援決定・確認者)の状況① (属性)

システム
集計 自動計算

1. 相談受付状況

①受付機関

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
自立相談		0.0%		0.0%
家計改善		0.0%		0.0%
町村の一時相談窓口		0.0%		0.0%
合計	0		0	

②性別

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
男性		0.0%		0.0%
女性		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

③過去の困難制度の利用状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
なし		0.0%		0.0%
あり(相談のみ)		0.0%		0.0%
あり(支援中断)		0.0%		0.0%
あり(支援終了)		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

④年代

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
～10代		0.0%		0.0%
20代		0.0%		0.0%
30代		0.0%		0.0%
40代		0.0%		0.0%
50代		0.0%		0.0%
60代		0.0%		0.0%
70代～		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

2. 家族・地域関係・住まい

①同居者の有無

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
無		0.0%		0.0%
有		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

②婚姻状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
未婚		0.0%		0.0%
既婚		0.0%		0.0%
離別		0.0%		0.0%
死別		0.0%		0.0%
その他		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

③子どもの状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
無		0.0%		0.0%
有		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

④住居の状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
持家		0.0%		0.0%
借家		0.0%		0.0%
賃貸アパート・マンション		0.0%		0.0%
公営住宅		0.0%		0.0%
会社の寮・借り上げ住宅		0.0%		0.0%
野宿		0.0%		0.0%
その他		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

3. 健康・障害

①通院状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
通院している		0.0%		0.0%
通院していない/健康状態良い		0.0%		0.0%
通院していない/健康状態悪い		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

②健康保険

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
国民健康保険		0.0%		0.0%
健康保険(国保以外)		0.0%		0.0%
加入していない		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

③障害手帳等

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
無		0.0%		0.0%
有		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

(有の場合の内訳)

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
身体		0.0%		0.0%
知的(療育)		0.0%		0.0%
精神		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

④自立支援医療

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
利用		0.0%		0.0%
利用せず		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

4. 収入・公的給付・債務等

①課税状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
住民税非課税世帯である		0.0%		0.0%
住民税非課税世帯ではない		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

②滞納の状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
滞納あり		0.0%		0.0%
滞納なし		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

③債務の状況

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
債務あり		0.0%		0.0%
債務なし		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

④公的給付(受給中)

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
雇用保険		0.0%		0.0%
老齢年金・遺族年金		0.0%		0.0%
障害者年金		0.0%		0.0%
特別障害者手当		0.0%		0.0%
児童手当		0.0%		0.0%
児童扶養手当		0.0%		0.0%
特別児童扶養手当		0.0%		0.0%
住居確保給付金		0.0%		0.0%
その他		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

5. 職業・職歴等

①就労

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
就労している		0.0%		0.0%
就労しているが、転職先を探したい/探している		0.0%		0.0%
今後、就労予定(就労先決定済み)		0.0%		0.0%
仕事を探したい/探している(現在無職)		0.0%		0.0%
仕事をしていない(仕事を探していない)		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

②最終学歴等

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
中学(高校未入学)		0.0%		0.0%
中学(高校中退)		0.0%		0.0%
高校(大学中退を含む)		0.0%		0.0%
特別支援学校(学級を含む)		0.0%		0.0%
専門学校・専修学校・各種学校		0.0%		0.0%
高等専門学校		0.0%		0.0%
短大		0.0%		0.0%
大学・大学院		0.0%		0.0%
その他		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

③直近の離職後年数

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
6か月未満		0.0%		0.0%
6か月以上～1年未満		0.0%		0.0%
1年以上～2年未満		0.0%		0.0%
2年以上		0.0%		0.0%
仕事をすることがない		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

6. 緊急支援

①緊急支援の必要性

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
なし		0.0%		0.0%
あり		0.0%		0.0%
不明		0.0%		0.0%
合計	0		0	

②緊急支援の内容

項目	新規相談者		支援決定・確認者	
	件数	割合	件数	割合
住居確保給付金		0.0%		0.0%
一時生活支援事業		0.0%		0.0%
生活福祉資金		0.0%		0.0%
その他の貸付		0.0%		0.0%
食糧支援(フードバンク等)		0.0%		0.0%
合計	0		0	

4. スクリーニング①(スクリーニング結果、支援決定・支援調整会議の状況等)

システム集計

自動計算

1. スクリーニング結果

項目	件数	N=	割合
情報提供や相談対応のみで終了			0.0%
他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ			0.0%
現時点では本人同意がとれないが、引き続き同意に向けて取り組む			0.0%
自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する			0.0%
スクリーニング判断前に中断・終了(連絡が取れない/転居等)			0.0%

項目	件数	N=	割合
②相談受付からスクリーニングまでの期間分布			
0日			0.0%
1日～15日			0.0%
16日～30日			0.0%
31日～45日			0.0%
46日～60日			0.0%
61日以上			0.0%
合計	0		

2. 支援決定・支援調整会議の状況

項目	件数	N=	割合
①スクリーニング後支援継続者に占める支援決定・確認ケースの割合			
支援決定			0.0%
確認			0.0%
不明			0.0%
合計	0		

項目	件数	N=	割合
②初回相談受付から初回支援調整会議開催日(1回目)までの期間分布			
0日			0.0%
1日～15日			0.0%
16日～30日			0.0%
31日～45日			0.0%
46日～60日			0.0%
61日以上			0.0%
合計	0		

項目	件数	N=	割合
③初回相談受付から初回プラン支援決定・確認日までの期間分布			
0日			0.0%
1日～15日			0.0%
16日～30日			0.0%
31日～45日			0.0%
46日～60日			0.0%
61日以上			0.0%
合計	0		

3. 就労・増収者確認欄(継続支援(プラン作成)対象者以外)

項目	件数	N=	割合
※相談後の状況が分かった場合に入力(任意)			
一般就労開始(障害者雇用、継続的・限定的就労含む)			0.0%
※就労訓練や就労継続A、B型や就労移行支援等を除く			
自営業等雇用外での就労開始			0.0%
就労収入増加			
(雇用外を含む)一般就労において、転職・勤務時間の増加等による増収)			0.0%
合計	0		

【クロス1】 属性別にみたスクリーニング結果

属性	項目	N=	件数				割合					
			情報提供や相談対応のみで終了	他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ	現時点では本人同意がとれないが、引き続き同意に向けて取り組む	自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する	スクリーニング判断前に中断・終了(連絡が取れない/転居等)	自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する	スクリーニング判断前に中断・終了(連絡が取れない/転居等)	現時点では本人同意がとれないが、引き続き同意に向けて取り組む	他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ	情報提供や相談対応のみで終了
【性別】	男性		0				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	女性		0				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	不明		0				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計		0				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
【年代】	～10代						0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20代					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30代					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	40代					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50代					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	60代					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	70代～不明					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計		0				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

【クロス2】 新規相談者の特性の該当項目数とスクリーニング結果

項目	該当項目数(件数)					計
	0個	1個	2個	4個	5個以上	
情報提供や相談対応のみで終了	0					0
他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ						0
自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する						0

(件数)

項目	該当項目数(割合)				
	0個	1個	2個	4個	5個以上
情報提供や相談対応のみで終了	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

7.プラン②(支援決定者・確認者の属性、法に基づく事業等の利用状況)

【クロス1】 支援決定者・確認者の属性・状況別 プラン期間内で一般就労の目標有無

性別	年代	サンプル数 (A)	件数(B)		割合(=B/A)	
			目標としている	目標としない	目標としている	目標としない
男性	～10代				0.0%	0.0%
	20代				0.0%	0.0%
	30代				0.0%	0.0%
	40代				0.0%	0.0%
	50代				0.0%	0.0%
	60代～				0.0%	0.0%
女性	～10代				0.0%	0.0%
	20代				0.0%	0.0%
	30代				0.0%	0.0%
	40代				0.0%	0.0%
	50代				0.0%	0.0%
	60代～				0.0%	0.0%
合計	～10代	0	0	0	0.0%	0.0%
	20代				0.0%	0.0%
	30代				0.0%	0.0%
	40代				0.0%	0.0%
	50代				0.0%	0.0%
	60代～				0.0%	0.0%
不明					0.0%	0.0%

【クロス2】 支援決定者・確認者の属性・状況別 プラン期間内で一般就労の目標有無

課題(※)	サンプル数 (A)	件数(B)		割合(=B/A)	
		目標としている	目標としない	目標としている	目標としない
経済的課題				0.0%	0.0%
生活環境の課題				0.0%	0.0%
心身の課題				0.0%	0.0%
その他				0.0%	0.0%
合計(C)	0	0	0	0.0%	0.0%

- (※) 課題について
- 経済的課題 (多重・過重) 債務、家計管理の課題、就労活動困難、就職定着困難
 - 生活環境の課題 (住まい不安定、ホームレス、生活習慣の乱れ、社会的孤立(ニート・ひきこもり等含む)、家族関係・家族の問題、介護、子育て、不登校、非行、中卒、高校中退、ひとり親、DV・虐待、外国籍、刑余者、被災)
 - 心身の課題 (病気、けが、障害(手帳有)、障害(無い)、自死企図、その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など)、コミュニケーションが苦手、本人の能力の課題(識字・言語・理解等))

【クロス3】 プランにおける法に基づくサービス等利用の状況(一般就労の目標設定の有無別)

課題(※)	サンプル数 (A)	件数(B)		割合(=B/A)	
		目標としている	目標としない	目標としている	目標としない
経済的課題				0.0%	0.0%
生活環境の課題				0.0%	0.0%
心身の課題				0.0%	0.0%
その他				0.0%	0.0%
合計(C)	0	0	0	0.0%	0.0%

一般就労達成を目標としない
一般就労達成を目標としている

N=
N=

【クロス4】 プラン実施に関わる関係機関・関係者

項目	一般就労達成を 目標にしている		一般就労達成を 目標にしない	
	件数	割合	件数	割合
ハローワーク		0.0%		0.0%
職業訓練機関		0.0%		0.0%
就労準備支援機関		0.0%		0.0%
地域若者サポートステーション		0.0%		0.0%
就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む)		0.0%		0.0%
一般企業		0.0%		0.0%
各種協同組合(生協等)		0.0%		0.0%
農業者・農業団体		0.0%		0.0%
医療機関		0.0%		0.0%
(上記、医療機関の内、無料低額診療実施機関)		0.0%		0.0%
行政の係長担当部署		0.0%		0.0%
行政の課長担当部署		0.0%		0.0%
精神保健福祉センター		0.0%		0.0%
障害者就業・生活支援センター		0.0%		0.0%
障害者就業支援事業所		0.0%		0.0%
その他障害者支援機関・施設		0.0%		0.0%
行政の高齢担当部署		0.0%		0.0%
地域包括支援センター		0.0%		0.0%
居宅介護支援事業所・その他介護事業所		0.0%		0.0%
行政の子ども家庭担当部署		0.0%		0.0%
教育委員会		0.0%		0.0%
小・中・高(特別支援含む)学校		0.0%		0.0%
大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む)		0.0%		0.0%
その他教育機関		0.0%		0.0%
家庭児童相談室(福祉事務所)		0.0%		0.0%
児童相談所・児童家庭支援センター		0.0%		0.0%
児童福祉施設		0.0%		0.0%
その他子育て支援センター		0.0%		0.0%
行政の課長担当部署		0.0%		0.0%
男女共同参画センター		0.0%		0.0%
婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)		0.0%		0.0%
福祉事務所(生活保護担当部署)		0.0%		0.0%
ホームレス支援機関		0.0%		0.0%
一時保護施設		0.0%		0.0%
警察		0.0%		0.0%
更生保護施設・自立準備ホーム		0.0%		0.0%
地域生活定着支援センター		0.0%		0.0%
行政の係長担当部署		0.0%		0.0%
行政の課長担当部署(年金事務所含む)		0.0%		0.0%
社会福祉協議会		0.0%		0.0%
食料支援関係団体(フードバンク等)		0.0%		0.0%
食料支援関係団体(生活福祉資金)		0.0%		0.0%
社会福祉協議会(生活福祉資金)		0.0%		0.0%
社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)		0.0%		0.0%
成年後見人制度の支援機関		0.0%		0.0%
法テラス・弁護士・司法書士		0.0%		0.0%
消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口		0.0%		0.0%
行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会)		0.0%		0.0%
居住支援法人		0.0%		0.0%
不動産・保証関係会社		0.0%		0.0%
地域の生活困窮者自立相談支援機関		0.0%		0.0%
民生委員・児童委員		0.0%		0.0%
外国人支援団体・相談窓口		0.0%		0.0%
ひきこもり支援機関		0.0%		0.0%
NPO・ボランティア団体		0.0%		0.0%
商店街・商工会等経済団体		0.0%		0.0%
町内会・自治会、福祉委員、近隣住民		0.0%		0.0%
ライオン・民間事業者(電気・ガス・水道)		0.0%		0.0%
保婦所(動物・ペットの多頭飼育等)		0.0%		0.0%
社会福祉協議会(資金・日常生活自立支援以外)		0.0%		0.0%
その他行政の担当部署		0.0%		0.0%
家族・親戚・その他キーパーソン		0.0%		0.0%
その他1		0.0%		0.0%
その他2		0.0%		0.0%

【クロス5】 支援決定・確認者の特性のチェック項目数とプランに関わる関係機関・関係者数

アセスメント結果のチェック項目数	プランの実施に係る関係機関・関係者数(件数)				
	1個	2個	3個	4個	5個以上
一般就労達成を目標にしている	0	0	0	0	0
一般就労達成を目標にしない	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

8. 評価①(評価の実施状況)

(1)支援決定・確認ケースにおける評価の実施状況

項目	件数	N=	割合
実施した	0	0	0.0%
実施しない	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(2)相談受付けから評価実施までの期間の分布

項目	件数	N=	割合
0日	0	0	0.0%
1～15日	0	0	0.0%
16～30日	0	0	0.0%
31～45日	0	0	0.0%
46～90日	0	0	0.0%
91～180日	0	0	0.0%
181日以上	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(再プランを含む)

項目	件数	N=	割合
0日	0	0	0.0%
1～15日	0	0	0.0%
16～30日	0	0	0.0%
31～45日	0	0	0.0%
46～90日	0	0	0.0%
91～180日	0	0	0.0%
181日以上	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(3)支援決定・確認から再実施までの期間の分布

項目	件数	N=	割合
0日	0	0	0.0%
1～15日	0	0	0.0%
16～30日	0	0	0.0%
31～45日	0	0	0.0%
46～90日	0	0	0.0%
91～180日	0	0	0.0%
181日以上	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(再プランを含む)

項目	件数	N=	割合
0日	0	0	0.0%
1～15日	0	0	0.0%
16～30日	0	0	0.0%
31～45日	0	0	0.0%
46～90日	0	0	0.0%
91～180日	0	0	0.0%
181日以上	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(4)プラン評価の結果

項目	件数	N=	割合
継続	0	0	0.0%
再プランして継続	0	0	0.0%
中断	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(クロス1)プラン回数別のプラン評価の結果

(再プランを含むも変更件数)

項目	N=		割合
	1回	2回	
継続	0	0	0.0%
再プランして継続	0	0	0.0%
中断	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

項目	1回	2回	3回以上	割合
継続	0	0	0	0.0%
再プランして継続	0	0	0	0.0%
中断	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0.0%

(1)目標の達成状況

項目	N=		割合
	初回プランのみ	再プランを含む	
生活保護適用	0	0	0.0%
住まいの確保・安定	0	0	0.0%
医療機関受診開始	0	0	0.0%
健康状態の改善	0	0	0.0%
自営事業開始	0	0	0.0%
自営事業向上・改善	0	0	0.0%
個人関係・家族関係の改善	0	0	0.0%
生活習慣の改善	0	0	0.0%
自立の確立	0	0	0.0%
精神の安定	0	0	0.0%
債務の整理	0	0	0.0%
家計の改善	0	0	0.0%
保険関係収入の増加	0	0	0.0%
年金関係収入の増加	0	0	0.0%
その他収入増加	0	0	0.0%
就労収入増加	0	0	0.0%
一般就労開始(継続的就労)	0	0	0.0%
一般就労開始(間断的)	0	0	0.0%
雇用契約を伴う支那付き就労	0	0	0.0%
就労準備サービス活用	0	0	0.0%
自営業等雇用外就労開始	0	0	0.0%
就労活動開始	0	0	0.0%
職業訓練の開始・就学	0	0	0.0%
社会参加機会の増加	0	0	0.0%
他(1)との間に変化はみられなかった	0	0	0.0%
他(2)との間に変化はみられなかった	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(変化が観られたケース数)

項目	件数	N=	割合
変化あり	0	0	0.0%
変化なし	0	0	0.0%
合計	0	0	0.0%

(2)法に基づく事業者の利用実績等

項目	N=		割合
	件数	割合	
住居確保給付金	0	0.0%	
一時生活支援事業	0	0.0%	
家計改善支援事業	0	0.0%	
就労準備支援事業	0	0.0%	
認定就労訓練事業	0	0.0%	
合計	0	0.0%	

(認定就労訓練事業の形態)

項目	件数	N=	割合
雇用型	0	0.0%	
非雇用型	0	0.0%	
不明	0	0.0%	
合計	0	0.0%	

(3)プランの終了・継続に関する本人希望

項目	件数	N=	割合
継続を希望	0	0.0%	
継続を希望	0	0.0%	
不明	0	0.0%	
合計	0	0.0%	

(4)支援期間

項目	件数	N=	割合
1か月以下	0	0.0%	
1か月～3か月	0	0.0%	
3か月～6か月	0	0.0%	
6か月～9か月	0	0.0%	
9か月～12か月	0	0.0%	
12か月～18か月	0	0.0%	
18か月～24か月	0	0.0%	
24か月以上	0	0.0%	
合計	0	0.0%	

システム集計

自動計算

(クロス2)相談受付けから評価が終了までの期間分布

区分	件数					割合
	45日以下	46～90日	91～180日	181日以上	不明	
経済的課題	0	0	0	0	0	0.0%
生活課題の課題	0	0	0	0	0	0.0%
心身の課題	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0.0%

(再プランを含む)

区分	件数					割合
	45日以下	46～90日	91～180日	181日以上	不明	
経済的課題	0	0	0	0	0	0.0%
生活課題の課題	0	0	0	0	0	0.0%
心身の課題	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0.0%

(クロス3)支援決定・確認から評価が終了までの期間分布

区分	件数					割合
	45日以下	46～90日	91～180日	181日以上	不明	
経済的課題	0	0	0	0	0	0.0%
生活課題の課題	0	0	0	0	0	0.0%
心身の課題	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0.0%

(再プランを含む)

区分	件数					割合
	45日以下	46～90日	91～180日	181日以上	不明	
経済的課題	0	0	0	0	0	0.0%
生活課題の課題	0	0	0	0	0	0.0%
心身の課題	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0.0%

(初回プランのみ)

項目	件数					割合
	30日以下	31～60日	61～90日	91～120日	121日以上	
一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0.0%
認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0.0%

(再プランのみ)

項目	件数					割合
	1か月以下	1か月～2か月	2か月～3か月	3か月～4か月	4か月～6か月	
住居確保給付金	0	0	0	0	0	0.0%
就労準備支援事業	0	0	0	0	0	0.0%
家計改善支援事業	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0.0%

(平均利用日数)

項目	件数	(日数)
一時生活支援事業	0	0
認定就労訓練事業	0	0
合計	0	0

(月数)

項目	件数	(月数)
住居確保給付金	0	0
就労準備支援事業	0	0
家計改善支援事業	0	0
合計	0	0

L202000-17

16. ステップアップ①(初回面談時の状態像)

システム集計

自動計算

■「自立意欲」の段階

項目(状態像)	月別 各項目の件数												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 遊び、趣味等の好きなどに対しては意欲がある。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 2に加え、就労や地域活動(ボランティア等)の社会参加に関心がある。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 就労や地域活動(ボランティア等)などを行おうとしている。また毎週に行っている。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計(有効回答)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■「自己肯定感」の段階

項目(状態像)	月別 各項目の占有率												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 自分のことを否定し、受け入れられない。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 自分のことを肯定的に話すことが多く、頼られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. しばしば自分のことを肯定的に話すことが、自分の良い点を挙げるができる。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 自分のことを肯定的に話すことがなく、肯定的に受け止めている。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計(有効回答)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■「社会参加」の段階

項目(状態像)	月別 各項目の占有率												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 限られた家族・支援者との関わりがある。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 家族・支援者以外にも、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 仕事・地域活動(ボランティア等)・趣味等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある。	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計(有効回答)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

各都道府県生活困窮者自立支援制度主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施予定状況」
の策定及び提出について（依頼）

平素より、生活困窮者自立支援制度の推進にご尽力賜り、感謝申し上げます。

平成30年の生活困窮者自立支援法の改正により、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進することとされ、その実施を努力義務としたほか、自治体が両事業に取り組みやすくなる事業実施上の工夫等を講じてきたところです。

また、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、令和元年度～3年度を集中実施期間として完全実施を目指していくこととし、国としても、こうした事業実施の取組をサポートする観点から、両事業の実施に当たっての取組方策や取組事例を取りまとめたものの周知や、都道府県が開催する会議に厚生労働省の職員を派遣し、都道府県等からの相談に応じるなど、継続的な支援を行ってきたところです。

令和2年度は、この3年間の集中実施期間の2年目にあたることを踏まえ、都道府県による未実施自治体に対する具体的な支援の強化と、特に重点的な対応が必要な都道府県に対する厚生労働省による支援を進めることとしました。


つきましては、都道府県において、管内自治体がいつから任意事業を開始する予定かを改めて聴取し、その結果を下記のとおりご提出ください（聴取については、一時生活支援事業と子どもの学習・生活支援事業も含めます）。なお、この回答結果については、自治体名を含めて公表することを予定していますので、ご理解願います。

都道府県におかれては、この聴取を通じて管内自治体の実施予定だけでなく、事業開始に向けた準備の状況等を正確に把握し、支援に役立ててくださいますようお願いいたします。また、管内未実施自治体が予定よりも前倒しで実施できるよう、積極的な支援をよろしくお願いいたします。

記

1. 実施予定状況 別紙のとおり
2. 提出先 jiritsu-model@mhlw.go.jp
3. 提出日 令和2年3月6日（金）締め切り

4. 任意事業実施予定状況に関する今後のスケジュール（予定）

時期	実施内容	
	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室	都道府県 生活困窮者自立支援制度所管課
令和2年 2月	各都道府県に「任意事業実施予定状況」の提出を依頼（当該事務連絡）	「任意事業実施予定状況」の作成
3月	管内に就労準備支援事業と家計改善支援事業の未実施自治体が多く、事業実施が進まない自治体については、重点的な支援を行う都道府県として選定し、選定された都道府県に伝達（回答結果を公表）	「任意事業実施予定状況」を提出（3月6日ㄨ）
4月～ 	事業実施に向けた準備の進捗状況について定期的に都道府県に確認 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">必要に応じて担当者を派遣し、都道府県とともに事業未実施自治体に対する助言・支援等を実施</div>	管内の就労準備支援事業と家計改善支援事業の未実施自治体に対し、実施予定どおりに開始できるよう、必要な助言・支援を実施するほか、できる限り前倒しで実施ができるよう、必要な情報提供や支援を実施
令和3年 3月	次年度に向けた新たな「任意事業実施予定状況」の策定を依頼	次年度に向けた「任意事業実施予定状況」を策定

（照会先）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 佐藤、平野
電話 03-5253-1111（内線 2232、2234）
FAX 03-3592-1459

生活困窮者自立支援制度における任意事業実施予定状況

担当部署課		〇〇部〇〇課		〇〇県																
担当者名		補職 〇〇 〇〇		電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																
1. 管内における任意事業の実施開始予定 (○単独実施 ●広域実施) 令和2年度のみ開始時期 (①4~6月、②7~9月、③10~12月、④1~3月)																				
自治体名	就労準備支援事業				家計改善支援事業				一時生活支援事業				子どもの学習・生活支援事業							
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
〇〇県	●				○				○				○							
〇〇市	○					有	○		○				○							
××市	○				○	②							●							
△△市	○				○								●							
■市	○				○								●							
◎市	○				○								●			有				
▽市	●								●				●							
●●市	●								●				●			○				
◇市			有	○	○								●		○	①				
□市	●				○								●							
▲市	●				○								●		○					
◆市	○				○								●		○					
○×町	○		有						●		○					○				
△町				●					●				●		○					
◇町				●					●				●		○					
計 (15)	12	12		15	15	8	9		13	15	3	3		15	15	8	9		9	11
実施率	80.0%	80.0%		100.0%	100.0%	53.3%	60.0%		86.7%	100.0%	20.0%	20.0%		100.0%	100.0%	53.3%	60.0%		60.0%	73.3%
														確認日	2020	年	3	月	2	日

2. 希望する国からの支援	
該当	内容
○	情報提供
○	担当者の派遣
○	広域実施の予算補助
	その他

具体的な内容

実施事例の情報提供等

事業説明会を開催する際に、情報・ノウハウの説明をしてもらいたい。

△町と◇町の令和3年度からの就労準備支援事業実施にあたり、令和2年度中にモデル実施（県主導）の予算補助を希望する。

令和2年度の予算事項である任意事業の実施体制の整備促進について利用希望はあるか。

(注意点)

- 1. で記入する「自治体コンサルティングの希望」については、希望自治体数をおおまかに把握するためのものであり、この回答をもって決定するものではありません。正式には、令和2年7月頃に事務連絡を改めて送付しますので、その際に改めて利用希望を提出してください。
- 2. で記入された「希望する国からの支援」については、できる限り尊重し実施できるよう努めますが、必ずしも実施することを約束するものではありませんので、ご了承ください。

4 地域福祉の推進関連

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象:1741市町村
- 回答数 :1741市町村(回収率100%)
- 調査時点:平成31年4月1日現在

II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

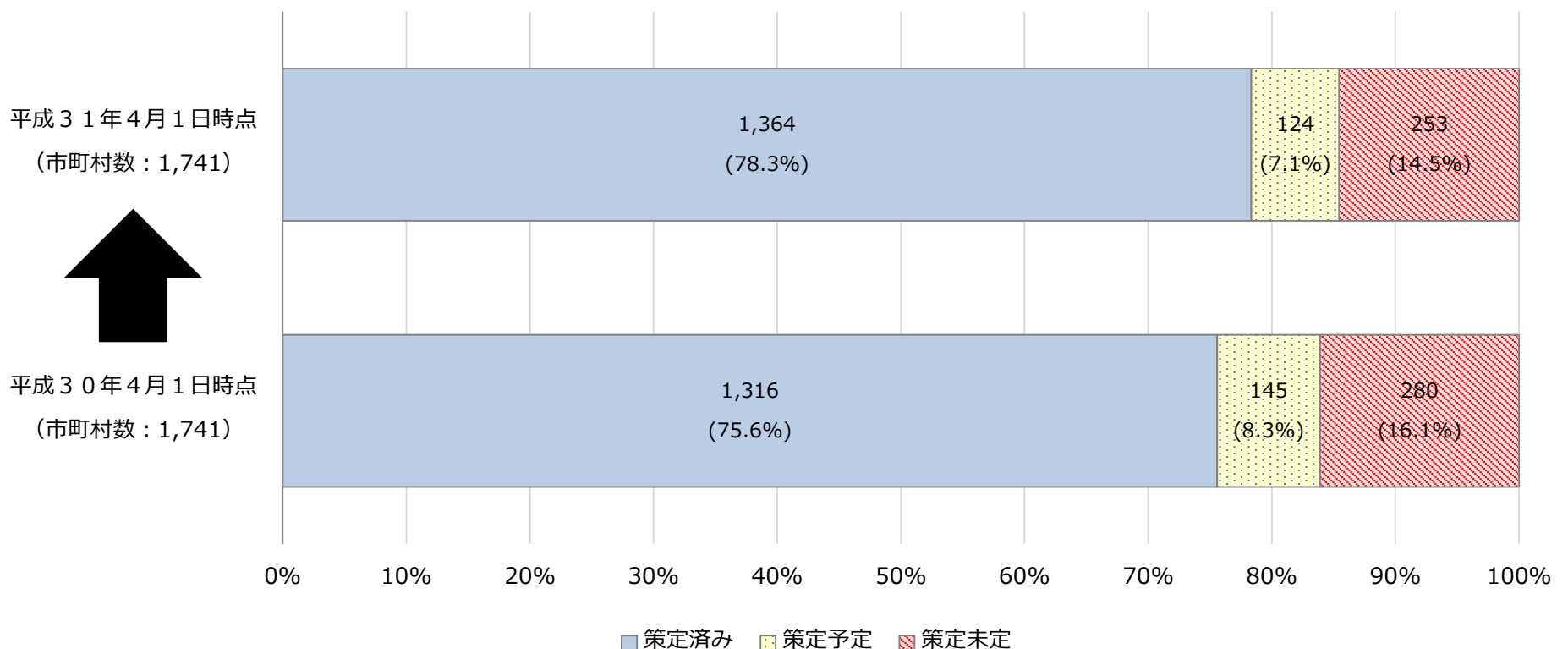
【調査の概要】

- 調査対象:47都道府県
- 回答数:47都道府県(回収率100%)
- 調査時点:平成31年4月1日現在

<市町村地域福祉計画の策定状況>

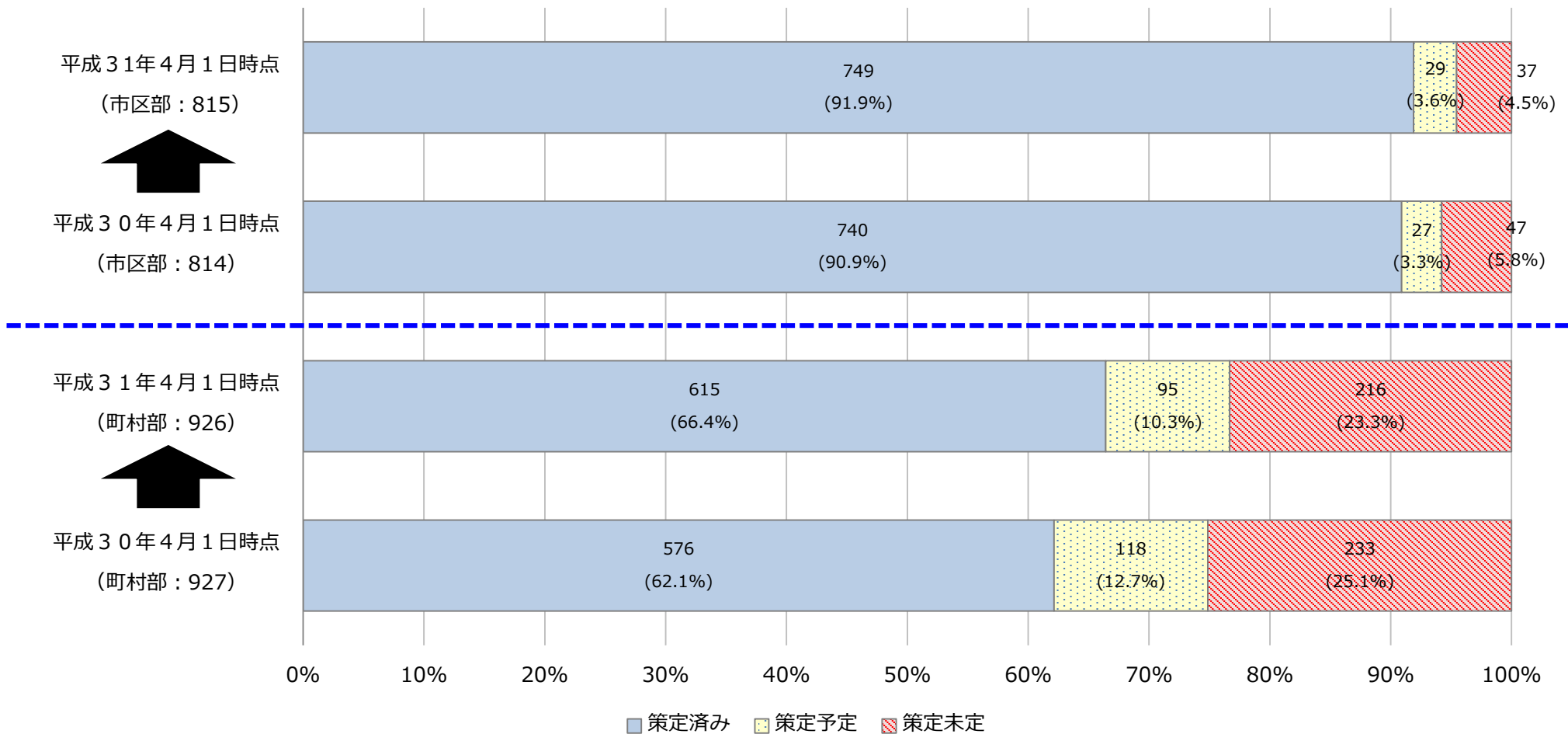
- 全1,741市町村のうち、「策定済み」が1,364市町村(78.3%)となり、前回調査と比較して2.7ポイント増加した。

市町村(東京都特別区を含む)の地域福祉計画策定状況



<市区別・町村部別の策定状況>

- 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は1.0ポイント、町村部は4.3ポイント増加した。
- 一方、策定率を比較すると、市区部(91.9%)と町村部(66.4%)の間には依然として約1.4倍の差が生じている。

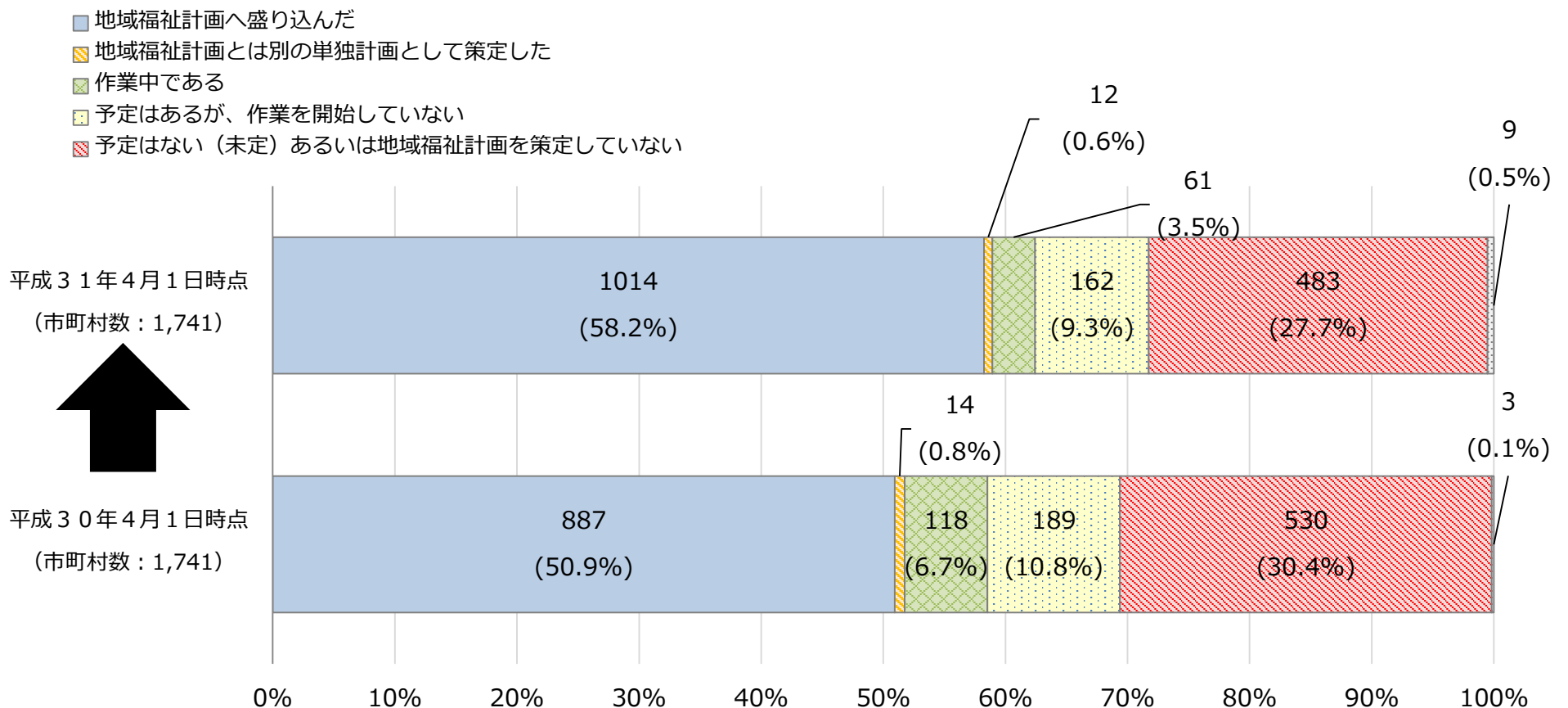


<市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

【盛り込み状況】

- 全1,741市町村のうち、1,014市町村(58.2%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、前回調査と比較して7.3ポイント増加した。
- 「別の単独計画として策定した」12市町(0.6%)、「作業中である」61市町村(3.5%)を合わせると62.3%になる。

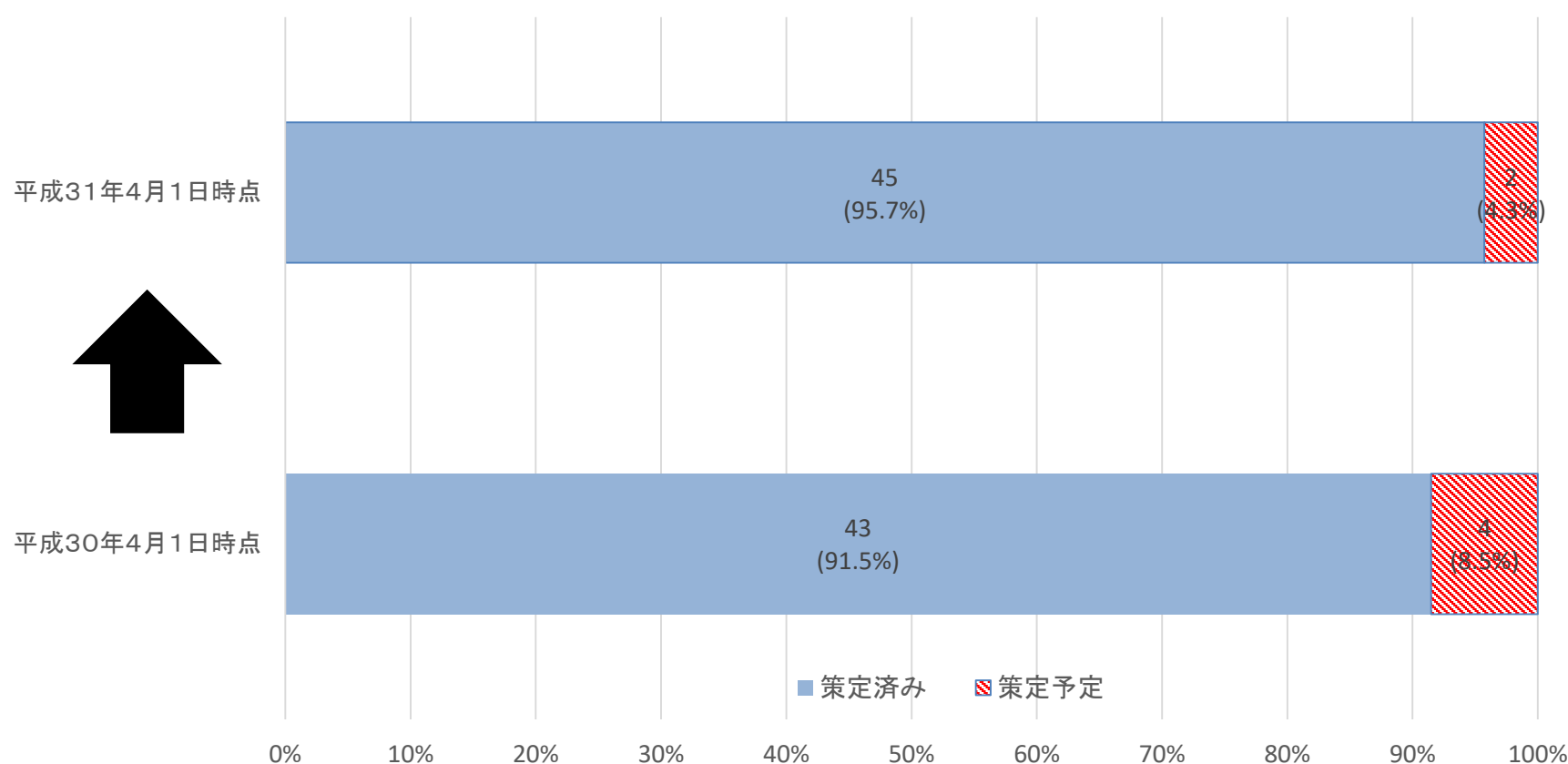
全国1,741市町村(東京都特別区を含む)の回答



<都道府県地域福祉支援計画の策定状況>

○「策定済み」は45都道府県(95.7%)となり、「策定予定」が2県(4.3%)となっている。

47都道府県の回答



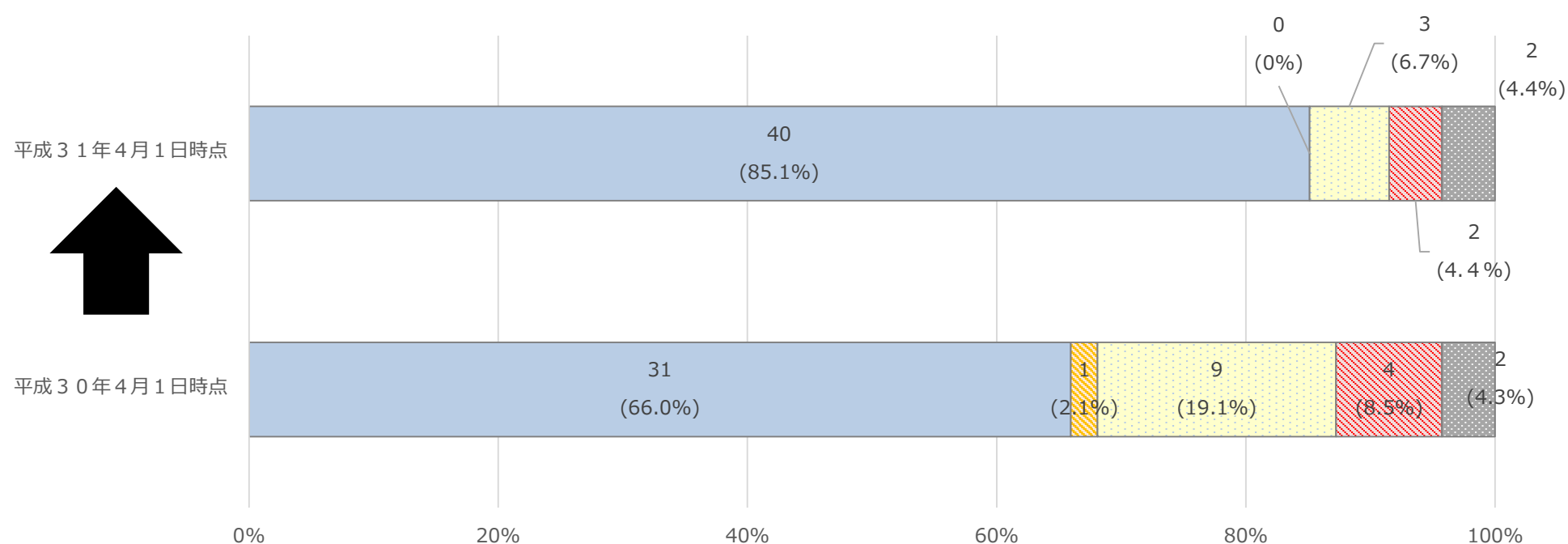
<都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

【盛り込み状況】

○ 47都道府県のうち生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答したのは40都道府県(85.1%)であり、前回調査と比較して19.1ポイント増加している。

○ 「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない(未定)」をあわせると4県(8.8%)となり、前回調査と比較すると4.0ポイント減少している。

全47都道府県の回答



■ 地域福祉支援計画へ盛り込んだ ■ 地域福祉支援計画とは別の単独計画として策定した ■ 作業中である ■ 予定はあるが、作業を開始していない ■ 予定はない(未定)

地域福祉計画未策定の市町村

平成31年4月1日時点

都道府県名	未策定自治体数	内訳									
北海道	83	夕張市	芦別市	赤平市	三笠市	滝川市	砂川市	南幌町	奈井江町	上砂川町	由仁町
		長沼町	栗山町	浦臼町	新十津川町	妹背牛町	秩父別町	雨竜町	沼田町	新篠津村	小樽市
		二セコ町	喜茂別町	倶知安町	共和町	岩内町	泊村	積丹町	古平町	余市町	松前町
		知内町	木古内町	森町	長万部町	上ノ国町	厚沢部町	乙部町	厚真町	むかわ町	日高町
		平取町	浦河町	えりも町	当麻町	愛別町	和寒町	美深町	音威子府村	中川町	増毛町
		小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	浜頓別町	豊富町	礼文町	利尻富士町
		幌延町	清里町	小清水町	訓子府町	置戸町	滝上町	興部町	西興部村	雄武町	音更町
		更別村	池田町	足寄町	陸別町	浜中町	標茶町	弟子屈町	鶴居村	白糠町	根室市
		別海町	中標津町	羅臼町							
青森県	9	深浦町	田舎館村	鶴田町	野辺地町	六戸町	東通村	風間浦村	佐井村	新郷村	
岩手県	2	陸前高田市	釜石市								
宮城県	13	塩竈市	白石市	名取市	七ヶ宿町	大河原町	村田町	亘理町	山元町	松島町	大郷町
		大衡村	色麻町	加美町							
秋田県	8	能代市	大館市	上小阿仁村	藤里町	五城目町	八郎潟町	井川町	東成瀬村		
山形県	5	大石田町	真室川町	大蔵村	鮭川村	戸沢村					
福島県	29	喜多方市	相馬市	桑折町	国見町	大玉村	下郷町	檜枝岐村	西会津町	磐梯町	猪苗代町
		会津坂下町	柳津町	三島町	金山町	昭和村	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町
		塙町	三春町	広野町	富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	新地町	飯館村	
茨城県	0										
栃木県	4	益子町	茂木町	塩谷町	高根沢町						
群馬県	7	上野村	神流町	南牧村	甘楽町	草津町	東吾妻町	板倉町			
埼玉県	1	蕨市									
千葉県	21	銚子市	館山市	勝浦市	八千代市	富津市	八街市	南房総市	栄町	神崎町	多古町
		九十九里町	芝山町	横芝光町	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長南町	大多喜町	御宿町
		鋸南町									
東京都	8	台東区	江東区	渋谷区	荒川区	葛飾区	利島村	御蔵島村	青ヶ島村		
神奈川県	2	大磯町	清川村								
新潟県	10	三条市	小千谷市	加茂市	見附市	五泉市	田上町	阿賀町	出雲崎町	湯沢町	刈羽村
富山県	1	舟橋村									
石川県	0										
福井県	0										
山梨県	1	山中湖村									
長野県	41	小諸市	駒ヶ根市	飯山市	川上村	南牧村	南相木村	北相木村	佐久穂町	御代田町	立科町
		青木村	長和町	下諏訪町	中川村	宮田村	高森町	阿智村	平谷村	下條村	売木村
		天龍村	泰阜村	喬木村	豊丘村	大鹿村	王滝村	麻績村	生坂村	山形村	朝日村
		筑北村	松川村	白馬村	小谷村	坂城町	小布施町	高山村	木島平村	野沢温泉村	小川村
		栄村									
岐阜県	0										
静岡県	0										
愛知県	12	一宮市	犬山市	常滑市	清須市	弥富市	東郷町	大口町	扶桑町	大治町	南知多町
		設楽町	東栄町								
三重県	11	尾鷲市	熊野市	木曽岬町	菰野町	朝日町	川越町	大台町	玉城町	大紀町	南伊勢町
		紀北町									
滋賀県	0										
京都府	0										
大阪府	0										
兵庫県	7	多可町	稲美町	播磨町	市川町	神河町	太子町	上郡町			
奈良県	17	大和高田市	天理市	五條市	葛城市	宇陀市	山添村	三郷町	安堵町	三宅町	高取町
		河合町	下市町	黒滝村	十津川村	下北山村	上北山村	川上村			
和歌山県	3	那智勝浦町	太地町	北山村							
鳥取県	5	三朝町	北栄町	日南町	日野町	江府町					
島根県	1	知夫村									
岡山県	7	総社市	高梁市	赤磐市	和気町	里庄町	新庄村	勝央町			
広島県	8	呉市	三次市	安芸高田市	熊野町	坂町	北広島町	世羅町	神石高原町		
山口県	1	上関町									
徳島県	7	上勝町	石井町	神山町	牟岐町	北島町	藍住町	上板町			
香川県	0										
愛媛県	9	八幡浜市	西条市	大洲市	上島町	松前町	砥部町	伊方町	松野町	鬼北町	
高知県	0										
福岡県	0										
佐賀県	0										
長崎県	6	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町				
熊本県	0										
大分県	0										
宮崎県	0										
鹿児島県	20	枕崎市	阿久根市	指宿市	西之表市	霧島市	いちき串木野市	奄美市	湧水町	大崎町	東串良町
		中種子町	南種子町	屋久島町	宇検村	瀬戸内町	龍郷町	喜界町	伊仙町	和泊町	与論町
沖縄県	18	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	恩納村	北谷町	西原町	与那原町	渡嘉敷村
		座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	伊平屋村	多良間村	竹富町		
合計	377										

現状

- 昨今、災害時におけるボランティアの活躍により、災害ボランティアセンター（災害VC）の設置運営は重要であるとの機運が醸成。
- 社会福祉協議会（社協）は、地域福祉事業を通じて地域住民や行政機関・団体と関係が作られていること、全国的なネットワークを有していること等により、多くの災害VCの設置運営を担っている。
- 全国社会福祉協議会（全社協）への助成を通じて実施している、都道府県社協（都道府県）等向けの災害VCの設置目的や役割、社協が担う意義など災害VCに関する基礎的な知識、考え方に関する研修に加え、災害VCの設置運営に関する実践的・実務的な研修は行う。

令和2年度の取組

- 有事の際に自治体における円滑な災害VCの設置運営が行われるよう、平時の段階から以下の取組を推進する。
 - ①全社協の研修において、災害VCの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、研修実施回数を増やし、都道府県における災害VCに関するノウハウの標準化を図る。
 - ②災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（仮称）を創設し、都道府県社協に市町村指導員を配置する等により、平時は市町村社協（市町村）への研修等を行うとともに、災害時には市町村社協による災害VCの設置運営を支援する。
 - ③市町村社協（市町村）においては、有事に備え、市町村指導員の指導・協力の下で、災害VCの設置運営の実地訓練等を行う。


所要額

- ◆全国社会福祉協議会による各都道府県・都道府県社協に向けた実務研修 16,800千円
 - ①全社協向け補助金（全国ボランティア活動振興センター運営事業）に実務研修費用を追加
 - 実施主体：全社協
補助率：定額補助
- ◆（仮称）災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（新規）（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金） 2.3億円
 - ②都道府県社協による市町村社協への研修・指導経費への補助事業を創設
 - ③市町村社協における実地訓練等に必要な経費への補助事業を創設
 - 実施主体：都道府県、市町村
補助率：1/2

事業イメージ

①全社協による実務研修

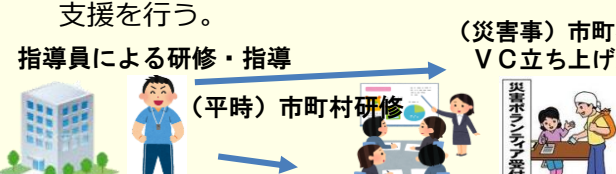
- 全社協から都道府県社協（都道府県）に対し、災害ボランティアに係る実務研修を行い、全国で災害ボランティアに関するノウハウの標準化を図る。



各ブロック別研修

②都道府県社協（都道府県）による支援


- 都道府県社協（都道府県）が、管内の市町村社協（市町村）に対し、平時は、災害ボランティアセンター設置・運営研修等を行い、災害時には、市町村社協においてセンターを円滑に設置運営できるよう支援を行う。



指導員による研修・指導
(平時)市町村研修
(災害時)市町村災害VC立ち上げ支援

③市町村社協（市町村）における実地訓練等

- 各市町村社協（市町村）は、有事に備えて、都道府県社協の指導・協力の下で、ボランティアセンターの設置運営の実地訓練等を行う。

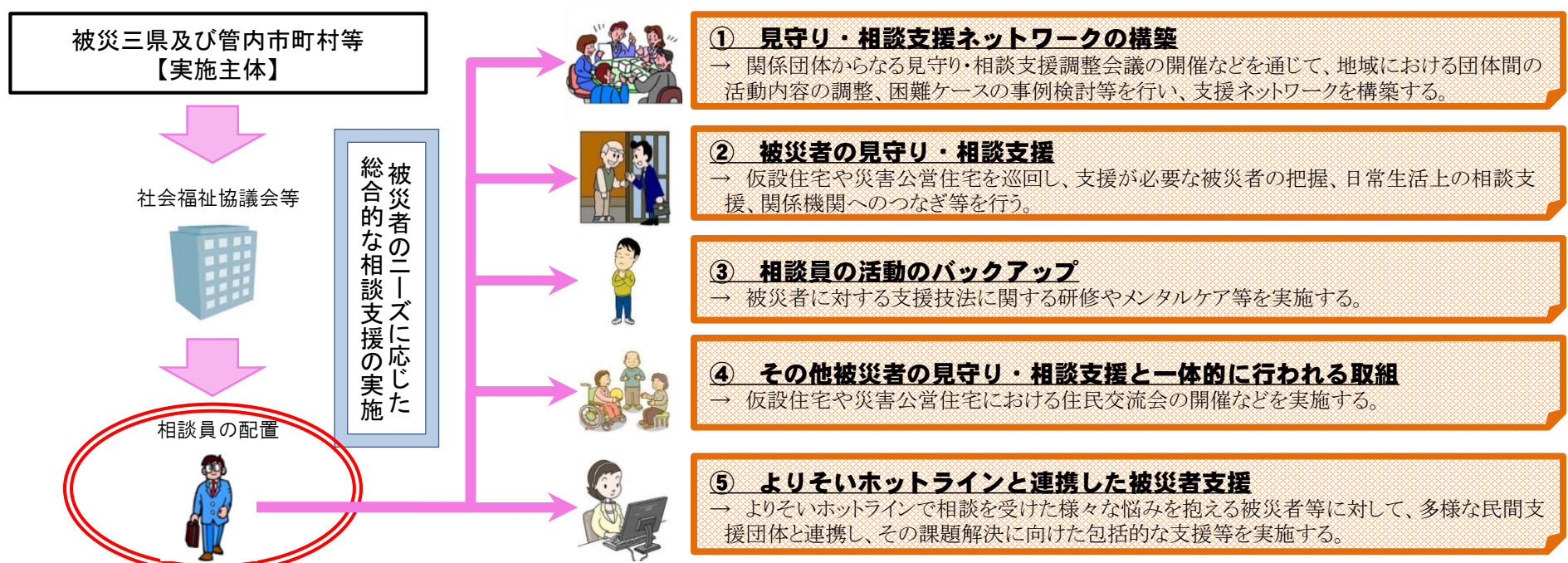


災害VC設置運営実地訓練等

被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

令和2年度予算案：155億円の内数
(令和元年度予算額：177億円の内数)

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
 - ①「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ②相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
 - ⑤全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施



被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和2年度概算決定額 **155億円**【復興】

（令和元年度予算額177億円）

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和2年度においては、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・住宅・生活再建支援 | ・県外避難者支援 |
| ・「心の復興」 | ・被災者支援コーディネート |
| ・高齢者等日常生活サポート | |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

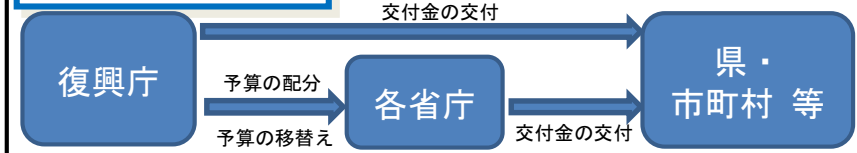
V. 被災者の心のケア支援

- ⑤被災者の心のケア支援事業

VI. 子どもに対する支援

- ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑧仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



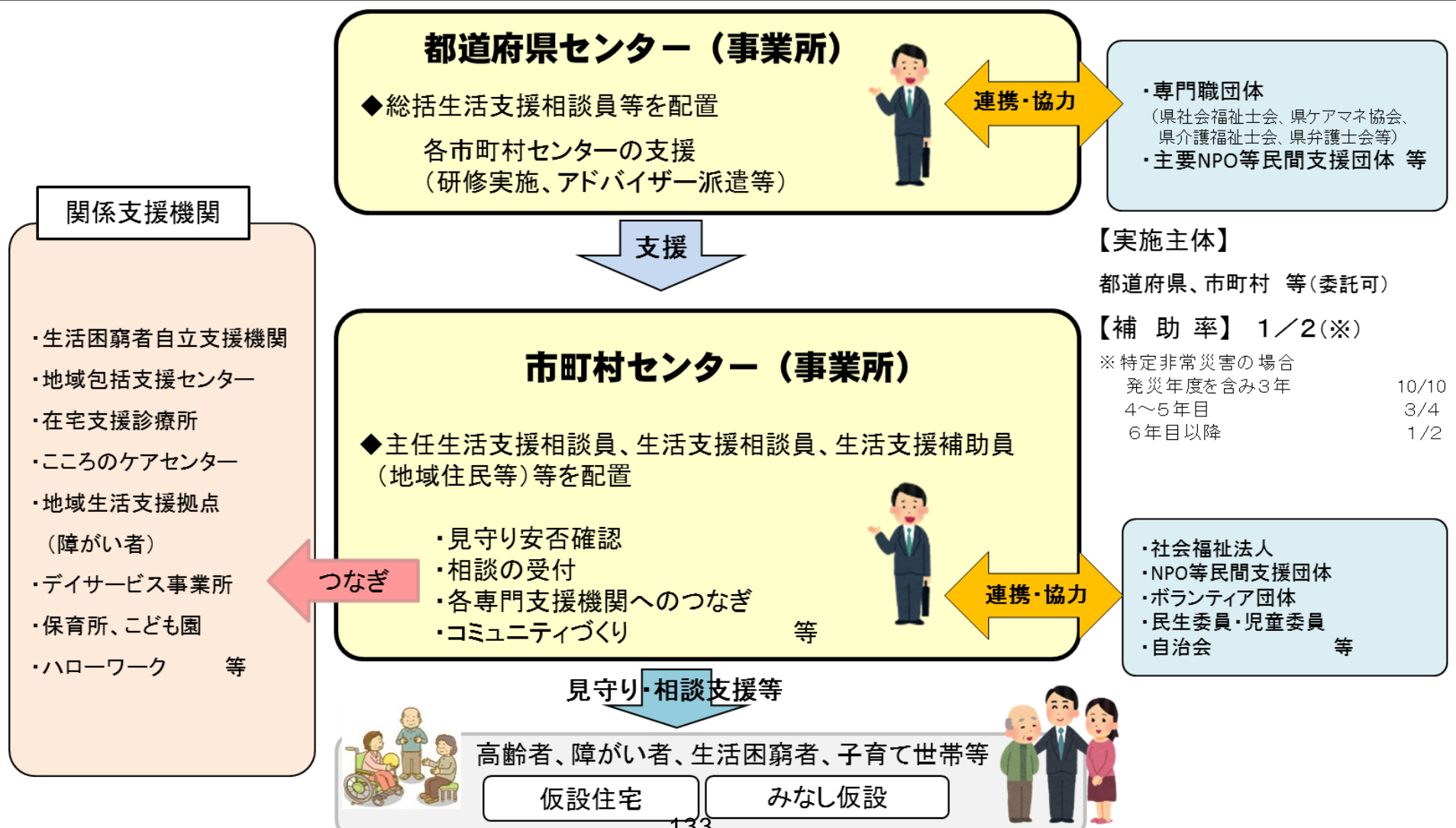
期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災者見守り・相談支援事業

令和2年度予算案 **13.5億円**（11.5億円）

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。（対象災害：熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風第15号・19号 等）



【全国民生委員児童委員連合会事務局作成PRグッズ】

【地区民児協作成PRグッズ】

民生委員・児童委員を広く地域にPRしましょう!!

民生委員・児童委員 PRグッズをご活用ください

委員活動の充実や委員活動を円滑に進めていくためには、社会や地域住民の理解が何よりも不可欠です。まずは「民生委員・児童委員」という存在を知ってもらうために、そして民生委員・児童委員の役割や活動を正しく理解してもらうために、「民生委員・児童委員PRグッズ」をご活用ください。

3つ折りの名刺型 PRカード
ご存知ですか？私たちは民生委員・児童委員、主任児童委員です

地域住民に民生委員・児童委員の存在を知ってもらいましょう!!

- 民生委員・児童委員の性格や役割、守秘義務があることなどを紹介するとともに、相談できる心配ごとを例示しています。
- 手のひらサイズで財布や手帳に入れて持ち歩けるので、名刺代わりにご活用いただけます。
- 氏名・連絡先・メモ欄を活用し、訪問時留守宅へのメッセージカードとしてポストに貼ることも効果的です。
- ポケットティッシュに入れて配布することもできるので、「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」などでは、街頭PR活動にも活用しましょう。

※ A4判1部にPRカード3枚がミシン目でつながっています。納品後、ご自身で切り取って、3つ折りにしていただく必要があります。
※ 3つ折りにしたサイズ：縦100mm×横71mm

2018年2月版

お気軽にご相談下さい!

心配ごとは、一人で悩まず

民生委員・児童委員はあなたの心配ごとを解決するお手伝いをします

生活費 どうしよう… 健康・医療 心配で… 介護 疲れた…

子育て 助けて… 一人暮らし 心細い… 福祉サービス 教えて…

- みなさんがかかえる問題について、みなさんの立場で、親身に相談にのります。
- 心配ごとを解決するために、福祉の制度など様々な支援サービスをご紹介します。
- 必要に応じ、関係機関・団体や福祉サービスとの調整役を務めます。

こんにちは！民生委員・児童委員です。 お気軽に相談下さい!

あなたの地域の民生委員・児童委員です。

相談ごとの秘密は守ります

町民生委員児童委員連合会 TEL

民生委員活動に関する創意工夫ある取組

民生委員協力員

○ 民生委員の負担軽減や、新たな地域福祉の担い手(将来の民生委員候補者)の発掘等を目的に、民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」を配置。

(実施事例)

- ・ 地域のサロン活動等に協力員が参加することで、準備等に時間をかけることができるようになり、サロン活動が充実するとともに、民生委員の負担軽減にもつながる。
 - ・ 民生委員経験者に協力員を委嘱し、民生委員の欠員地区でのサポートをするとともに、新任民生委員にアドバイスすることで、新任民生委員がポイントを踏まえた活動が可能に。安心感を与える。
 - ・ 年齢要件により退任することが分かっている民生委員の後任候補者を協力員に委嘱し、民生委員とともに活動する中で、民生委員の役割等を学習。協力員を経験後、民生委員に就任。
- ※協力員の配置人数、委嘱者、活動内容、活動費等は自治体によって異なる。

子ども民生委員

○ 小学生等を対象に、民生委員の役割等に関する授業を行い、「子ども民生委員」に委嘱。民生委員と一緒に一人暮らしの高齢者の訪問や見守り活動などを実施。子ども達が地域社会の一員として地域の高齢者について考える機会になっているとともに、民生委員のことを知ってもらうきっかけにもなっている。

【天草市社会福祉協議会の子ども民生委員】



●社会福祉協議会会長より委嘱状の交付



●認知症サポーター養成講座の受講



●お年寄りの方々にメッセージカードや児童が育てた花苗の配布



●地域マップ作り

行政のサポート

○ 民生委員・児童委員の包括的な相談窓口として、民生委員・児童委員支援担当者(課長補佐以上)を庁内関係各課に置き、関係各課や関係機関との調整、必要に応じて現地に同行するなど、サポート体制を構築。(大分市の民生委員サポート体制)

隣保館の整備等地方改善事業関係予算

令和2年度予算案:50.9億円

・地方改善施設整備費:14.8億円

・地方改善事業費:36.1億円

- 地方改善事業は、一般分とアイヌ生活向上関連施策分として事業を実施。
- 令和2年度予算案においては、
 - ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に位置づけられた隣保館の耐震化等の推進
 - ・「アイヌ政策推進交付金」（内閣府）の創設（平成31年度）に伴う、生活館整備事業の交付金への移管等を踏まえ、必要な予算額を計上している。

事業名	事業の概要	R2予算案 (うちアイヌ関連分)	交付先	国の負担割合
○ 地方改善施設整備事業 (地方改善施設整備費補助金)	地域住民の生活環境等の改善を図るため市町村が設置する共同施設の整備を行う。	14.8億円	都道府県 市町村	1 / 2
地区道路・橋梁整備事業	地域住民の生活の改善を図るため、市町村道の拡幅改良又は新設を行う。			
共同作業場整備事業	職住分離による生活環境の改善を図るとともに付随的に住民の経済向上対策の一環として就労の場を提供することを目的として共同作業場及び大型共同作業場の設置を行う。			
し尿以外の生活排水及び雨水の排水路整備事業	日常生活において家庭から排出される雑排水の処理を主として行うための排水路の整備を行う。			
墓地移転整備事業	墓地の散在、過密化等により生活環境が著しく阻害されている場合、当該墓地の移転及び納骨堂の整備を行う。			
隣保館整備事業	老朽化や耐震化に課題を抱えた隣保館の整備(改築工事、修繕等)を行う。			
○ 隣保館(生活館)運営事業 (地方改善事業費補助金)	地域住民の生活の改善を図るため、社会調査研究事業、啓発及び広報活動等のほか地域住民の生活上の相談に応じるとともに適当な助言指導を行う。	36.1億円 (91.7百万)		

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」平成30年12月閣議決定
 ※隣保館の耐震化整備及びブロック塀等の改修整備に必要な経費10.4億円を含む。

アイヌ施策の推進

生活館の運営等

生活館の運営に対する支援

令和2年度予算案:91.7百万円

- 生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する事業を総合的に実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民交流の場として、重要な役割を担っている。生活館の運営に要する費用について「地方改善事業費補助金」において支援を実施している。

※ 生活館の整備に要する費用については、令和元年度より「アイヌ政策推進交付金」により助成

地域住民の生活環境等の改善整備

令和2年度予算案:14.8億円の内数

- 生活環境の改善を要する地域への共同施設等の整備について支援を実施している。

事業名	事業の概要
○ 地方改善施設整備費補助金	地域住民の生活環境等の改善を図るため市町村が設置する共同施設の整備等を行う。
地区道路・橋梁整備事業	地域住民の生活の改善を図るため、市町村道の拡幅改良又は新設を行う。
共同作業場整備事業	職住分離による生活環境の改善を図るとともに付随的に住民の経済向上対策の一環として就労の場を提供することを目的として共同作業場及び大型共同作業場の設置を行う。
し尿以外の生活排水及び雨水の排水路整備事業	日常生活において家庭から排出される雑排水の処理を主として行うための排水路の整備を行う。
墓地移転整備事業	墓地の散在、過密化等により生活環境が著しく阻害されている場合、当該墓地の移転及び納骨堂の整備を行う。

アイヌの人々のための生活相談

国事業

生活相談充実事業（アイヌの人々のための電話相談事業）

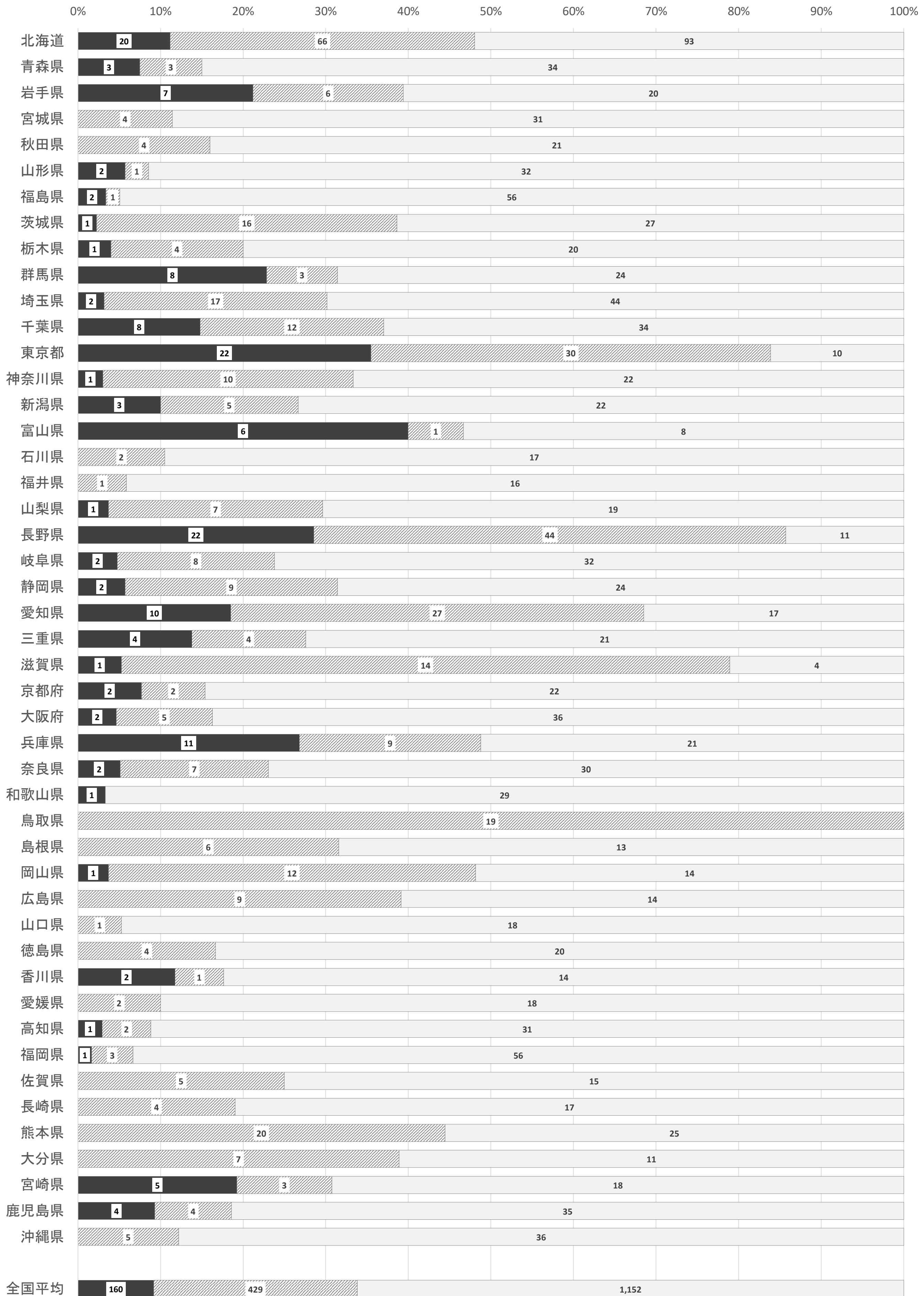
- 北海道内に限らず存在するアイヌの人々からの生活上の悩みなどの電話相談に対応し、孤独感の解消を図るとともに、必要に応じ、地方公共団体、人権関係諸団体及びアイヌ関係団体等へ紹介等を行う。
- 当該事業の実施に当たっては、以下の要件を満たす専任の電話相談員を配置するとともに、事業を円滑かつ効果的に実施するため、国及び地方公共団体の人権担当部局との連携を図るためのネットワークを備えている団体へ委託する。

- ① アイヌ文化・歴史、生活、人権などに精通していること。
- ② アイヌの人々からの相談実績があること。
- ③ 社会福祉、人権課題等に精通し適切な対応を行えること。

5 成年後見制度利用促進関連

(参考資料1)

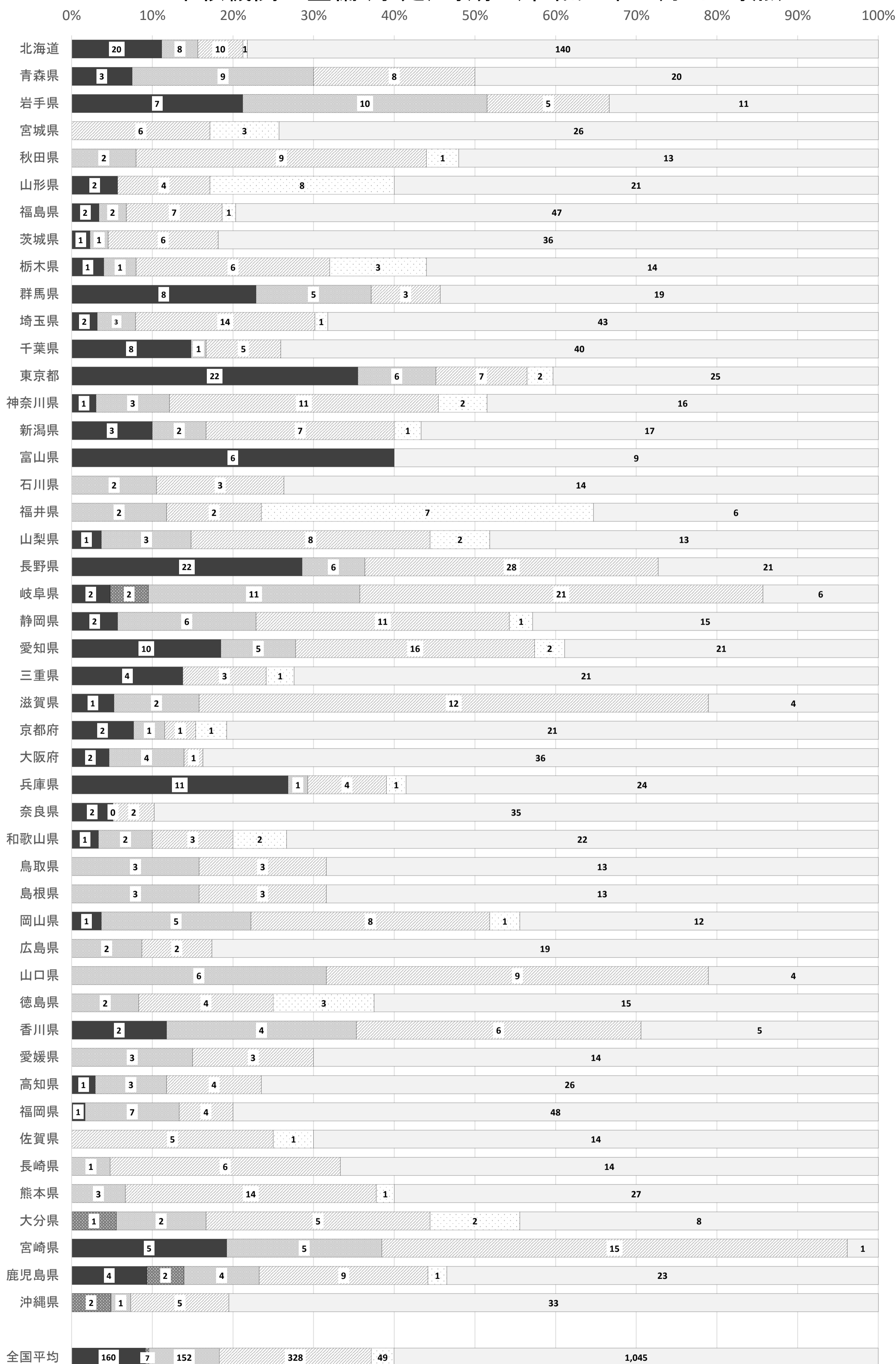
中核機関及び権利擁護センター等の整備状況（令和元年10月1日時点）



■ 中核機関の整備 ▨ 権利擁護センター等の整備 □ 未整備

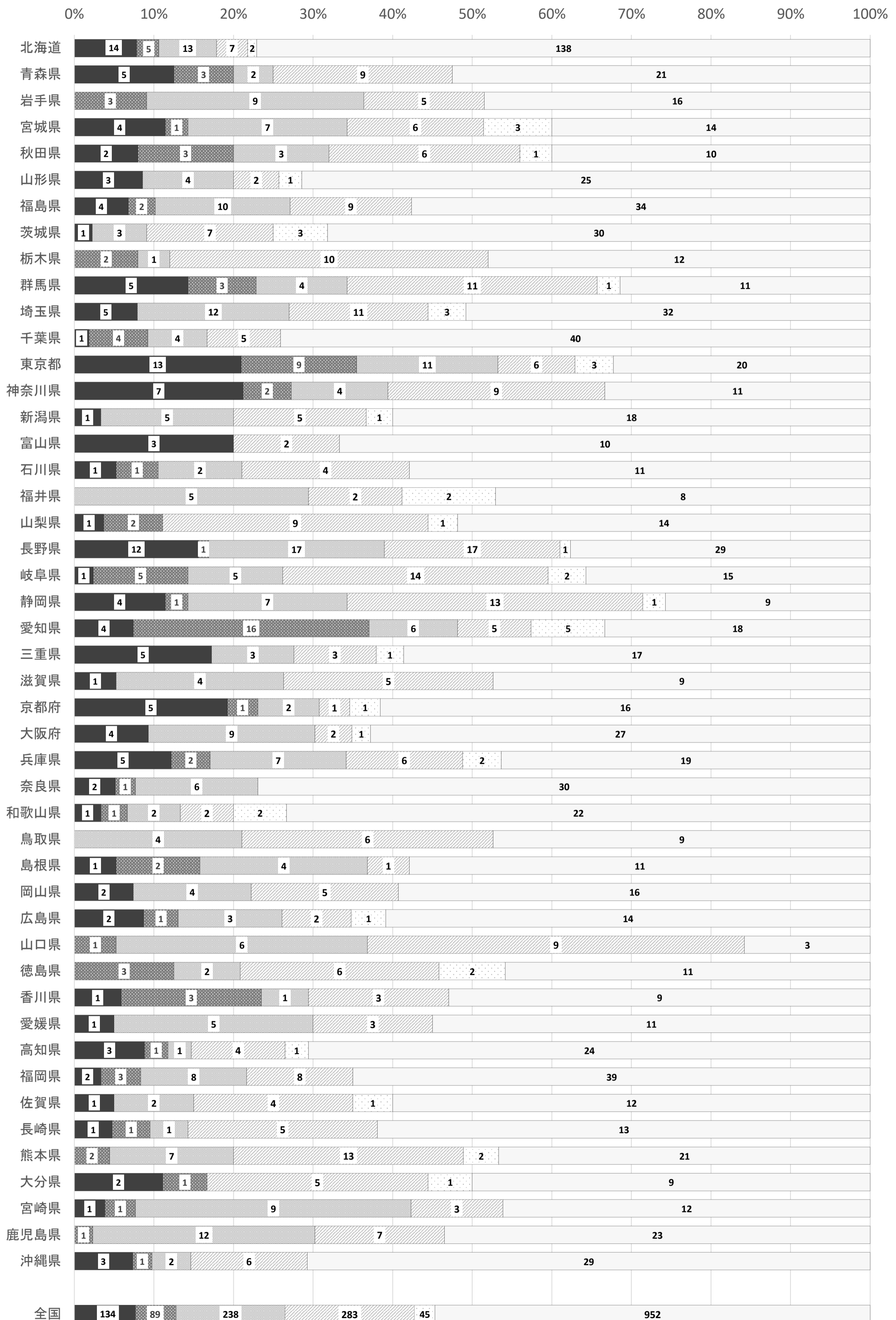
(参考資料2)

中核機関の整備(予定)時期 (令和元年10月1日時点)



■ 整備済み ■ 令和元年度予定 ■ 令和2年度予定 ■ 令和3年度予定 ■ 令和4年度予定以降 □ 未定

市町村計画の策定状況(令和元年10月1日時点)



■ 策定済み ■ 令和元年度予定 ■ 令和2年度予定
 ▨ 令和3年度予定 ▨ 令和4年度予定以降 □ 未定

6 消費生活協同組合関連

1 消費生活協同組合(生協)の概要について

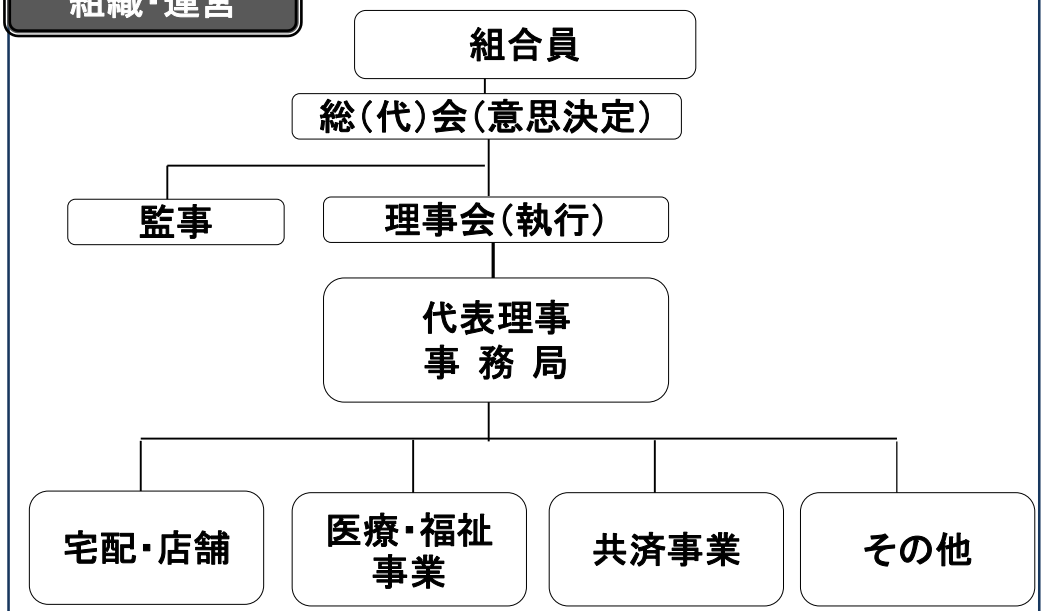
生協とは

○ 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。

基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立
(特定の政党のために利用してはならない。)

組織・運営



出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

株式会社と生協の違い

生協

- ・店舗、宅配、共済などの事業
- ・社会的、公共的活動

出資
運営
利用



組合員1人が1票の議決権等

出資が多くても少なくても平等である。

株式会社

出資・配当



大株主

・持株数が影響
・高配当
・投資目的

事業手段

出資・配当



小株主

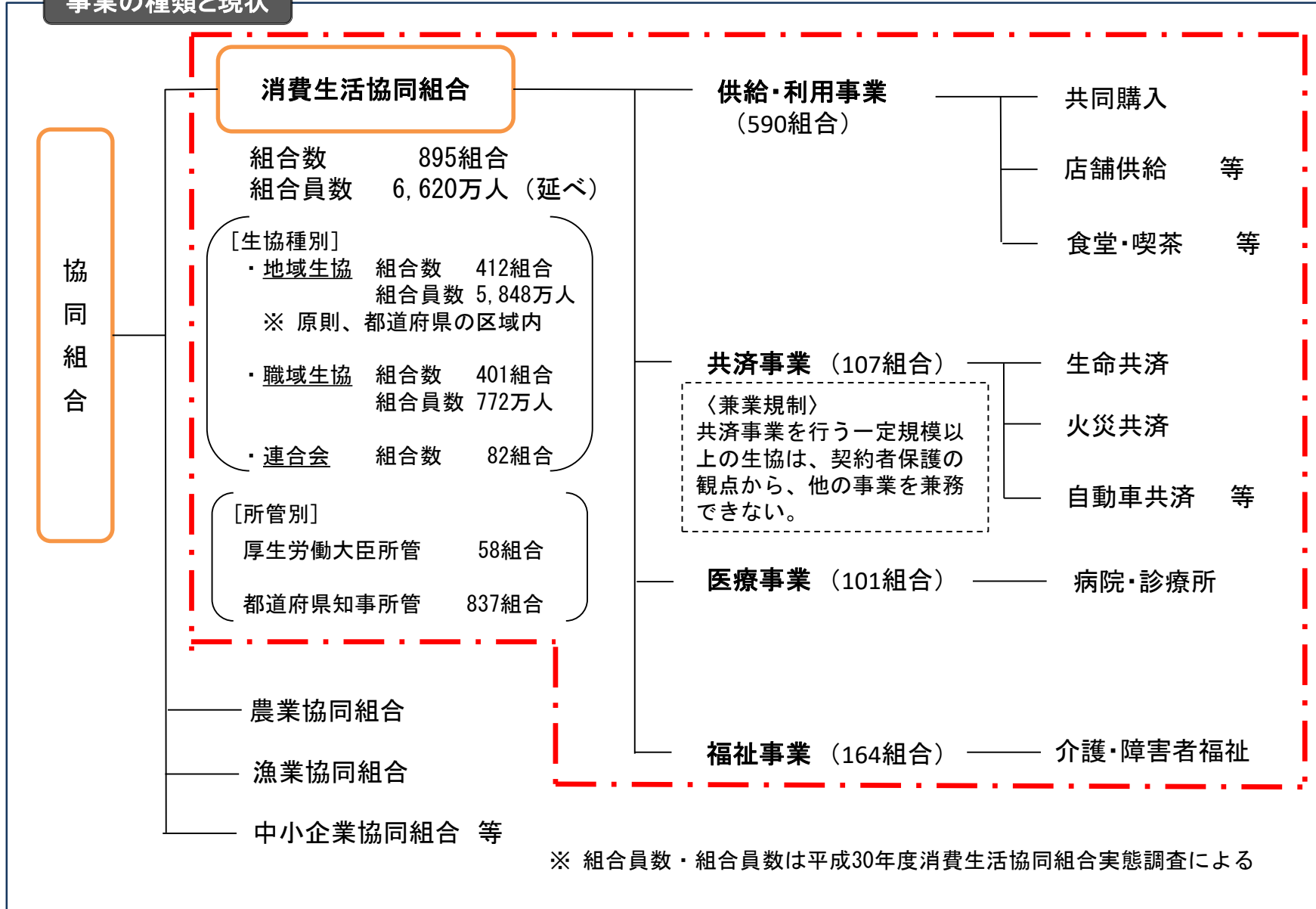
スーパーマーケット

利用



消費者
お客様

事業の種類と現状



2 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の段階的縮減

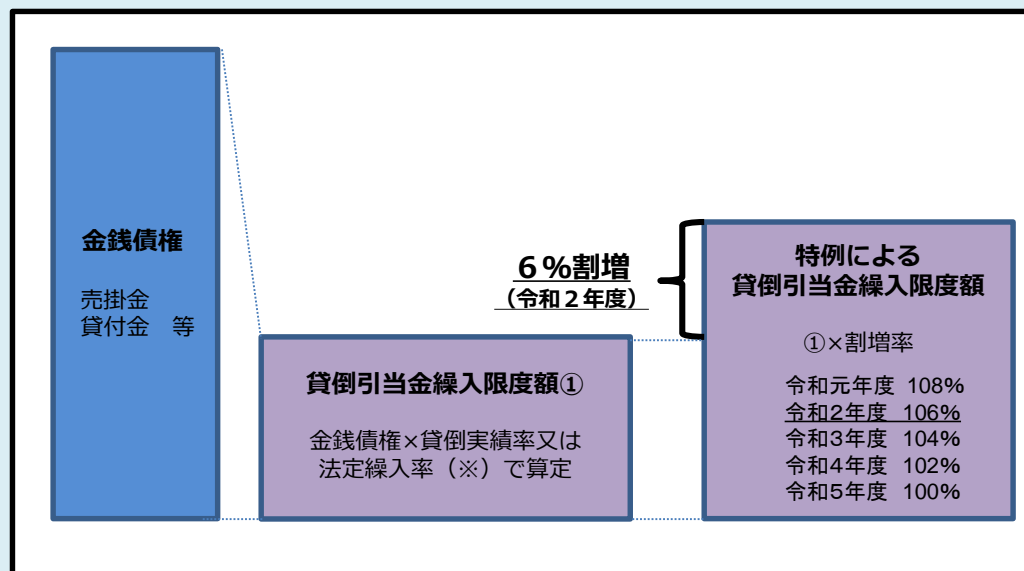
(法人税、法人住民税、事業税)

1. 大綱の概要

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の割増特例は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、令和5年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

2. 制度の内容

出資組合である生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置については廃止する。ただし、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、法定繰入率又は貸倒実績率にて算定した貸倒引当金繰入限度額に割増率（10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率）による割増しを認める経過措置を講ずる。



(※) 法定繰入率

貸倒実績率を用いず、業種ごとに応じた数値を活用して引当金を算定する。資本金1億円以下の中小企業及び事業協同組合等が適用を認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10/1000
製造業	8/1000
金融・保険業	3/1000
割賦販売小売業	13/1000
その他	6/1000

3 プラスチック製買物袋有料化について

1. 概要

小売業に属する事業を行う事業者は、商品の販売に際して、消費者がその商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）を有料で提供することにより、プラスチック製買物袋の排出抑制を促進することとなります。2020年7月1日から全国で一律にプラスチック製買物袋の有料化が開始されます。

2. 組合への周知内容

1. プラスチック製買物袋の有料化に向けたご対応のお願い

2020年7月1日から全国で一律にプラスチック製買物袋の有料化が開始されますので、ご対応いただきますようお願いいたします。なお、有料化にご対応いただくにあたり、実施ガイドラインが作成されているほか、コールセンターにおいて各種問い合わせを受け付けております。

2. 広報物のご活用をお願い

プラスチック製買物袋の有料化に伴い、店頭でご利用いただけるポスターやPOP等の広報物が作成されておりますので、ぜひご活用ください。

3. 政府主催の説明会のご案内

2020年3月下旬より政府主催の説明会が各地域で開催されますので、ぜひご出席ください。

4. プラスチック製買物袋削減に向けたキャンペーンへの参加のお願い

本年4月以降、先進的な取組（野心的な削減目標を掲げたり、プラスチック製買物袋の削減のため、有料化と併せた創意工夫のある取組）を集め、その取組内容やプラスチック製買物袋の辞退率・削減量の実績等を広く発信し、プラスチック製買物袋の使用量をより効果的に削減するためのキャンペーンを実施する予定です。

<各種問い合わせ先（コールセンター）>
相談受付時間 月～金曜日（祝日除く） 9:00～18:15
○事業者の皆様向けの相談窓口 0570-000930
○消費者の皆様向けの相談窓口 0570-080180

<プラスチック製買物袋の有料化に関するHP>
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

レジ袋削減にご協力下さい
～レジ袋有料化のご協力をお願いします～

レジ袋削減に
ご協力下さい
～レジ袋有料化のご協力をお願いします～

レジ袋有料化 2020年7月1日スタート

ただし、前倒しで有料化することを推奨しています。
売値については各事業者様のご判断にお任せします。

環境性能が認められる以下の袋への削減にご協力をお願いします。
以下の3点については、法に基づき有料化の対象とはなりません。
あらゆるレジ袋を有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本です。

- プラスチックのフィルムが50マイクロメートル以上のもの
繰り返し使用が可能であることから、プラスチック製買物袋の過剰な使用抑制に寄与するためです。
- 海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの
微生物によって海洋で分解されるプラスチック製買物袋は、海洋プラスチックごみ問題対策に寄与するためです。
- バイオマス素材の配合率が25%以上のもの
埋立土壌がCO2削減も実をしない資材であり、気候変動対策に寄与するためです。

消費者向け レジ袋有料化問合せ窓口 0570-080180
事業者向け レジ袋有料化問合せ窓口 0570-000930

財務省 厚生労働省 農林水産省 MAFF 経済産業省 環境省

7 令和2年度予算案（地域福祉課） の全体像

令和2年度予算案（地域福祉課）の全体像

事項	令和元年度 予算額	令和2年度 予算額案	差 引 ▲ 減 額	備 考
1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備促進 （地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）	千円 (2,755,555)	千円 (3,877,500)	千円 (1,121,945)	○ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業 38.8億円(27.6億円)(一部新規) 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」での議論を踏まえ、市町村における地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築を推進するため、 ・地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保や、地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営などの地域づくり ・相談支援包括化推進員の配置等を通じた多機関協働による包括的支援や、既存の支援制度ではカバーされないニーズに対する就労支援、居住支援等としての参加支援に係る、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。 【関連事項】 ・相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業 18百万円(新規) ・「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの取組の普及・促進事業 6百万円(新規) 全国で国によるシンポジウムや研修会を開催し、地域共生社会の構築に向けた全国的な機運の醸成や人の育成・確保を図る。また、50代労働者等現役世代の地域活動など地域共生社会の実現に向けた実践事例について収集し周知を行う。
2 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化 <必須事業> ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金 ・被保護者就労支援事業(保護課所管) ・被保護者健康管理支援事業(保護課所管) <任意事業> ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計改善支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業 ・都道府県による市町村支援 ・福祉事務所未設置町村による相談 ・その他事業 (・被保護者就労準備支援事業(保護課所管))	生活困窮者自立支援制度に係る補助金・負担金 438億円 の内数 等	生活困窮者自立支援制度に係る補助金・負担金 487億円 の内数 等	千円 千円 千円	○ ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方へ必要な支援を行うため、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化等を進める。 【主要事項】 ・アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 35.0億円(新規) 各市等の自立相談支援機関へアウトリーチ支援員(仮称)を新たに配置し、ひきこもり状態にある者などの社会的孤立に対するアウトリーチの充実を進めるとともに、都道府県による広域の就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等を推進する。 ・就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進 5.8億円(新規) 就労準備支援事業や家計改善支援事業等の任意事業について、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考とした事業をモデル的に実施することを通じて、実施体制の整備を進める。 ・ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化、居場所づくり等 11.5億円(5.3億円)(一部新規) より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成される専門チームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携した当事者への直接支援を行う。 また、市町村において、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所や、ボランティア活動の機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。 ・子どもの学習・生活支援事業の推進 38.5億円(48.8億円)(一部新規) 遠方等の理由で利用困難となる課題に対応するため、より身近な場所で支援を受けられるよう、学習支援会場の設置を促進する。 【関連事項】 ・本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化 10百万円(新規) ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。 ・ひきこもり支援に携わる人材等の養成研修の推進 1.2億円(1.2億円)(一部新規) 生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。 ・農業分野等との連携強化モデル事業の実施 1.0億円(新規) 農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。 【参考】令和元年度補正予算(案) ・技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進 12.4億円(新規) 国家資格等の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。 ・市町村におけるひきこもりサポート事業の強化 4.5億円(新規) 市町村等におけるひきこもり支援を強化するため、ひきこもり支援施策の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。

事項	令和元年度 予算額	令和2年度 予算額案	差 引 ▲ 減 額	備 考
3 成年後見制度の利用促進	千円 350,747	千円 803,418	千円 452,671	○ 成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月)及び認知症施策推進大綱(令和元年6月)を踏まえ、中核機関整備や市町村計画策定の推進、後見人等の意思決定支援研修の実施、任意後見・補助・保佐人等の広報・相談体制の強化等を図る。 【主要事項】 ・中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5.7億円(3.5億円)(一部新規) ・都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等 ・中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進 ・後見人等への意思決定支援研修の実施 50百万円(新規) 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施する。 ・任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1.9億円(新規) 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する(「仮称」任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業)を実施する。
4 東日本大震災等被災者への見守り・相談支援及び災害ボランティア活動への支援の推進 (1)東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進 (2)被災者に対する見守り・相談支援等の推進 (3)災害ボランティア活動への支援の推進	被災者支援総合交付金(復興庁所管) 177億円の内数 (1,147,258) 0	被災者支援総合交付金(復興庁所管) 177億円の内数 (1,347,258) 225,250	千円 千円 千円 (200,000) 225,250	○ 平成28年の熊本地震や平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号及び第19号等大規模災害への対応 ○ 都道府県、市町村における災害ボランティアセンターの実務研修等
5 地方改善事業関係 (1)地方改善事業費 (2)地方改善施設整備費 (3)アイヌの人々のための電話相談	3,598,822 1,472,246 5,810	3,610,388 1,481,652 5,792	11,566 9,406 ▲18	○ 統一単価の見直し ○ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(3年目) 等 ○ 統一単価の見直し
6 地域福祉の増進 (1)寄り添い型相談支援事業 (2)全国社会福祉協議会活動の推進	750,000 179,096	750,000 195,905	0 16,809	○ 都道府県に対する災害ボランティアセンターの実務研修 等 【参考】令和元年度補正予算(案) ※再掲 ・技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進 12.4億円(新規) 国家資格等の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。
7 その他(本省費等)	270,279	343,925	73,646	○ 主要事項 ※再掲 ・相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業 18百万円 ・「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの取組の普及・促進事業 6百万円 ・本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化 10百万円 ・ひきこもり支援に携わる人材等の養成研修の推進 1.2億円 ・農業分野等との連携強化モデル事業の実施 1.0億円
合計	6,627,000千円 438.2億円	7,416,330千円 487.1億円	789,330千円 48.9億円	内数表記以外の計 生活困窮者自立支援制度に係る補助金・負担金の計